

一般廃棄物処理基本計画



平成 2 6 年 3 月

大 阪 狭 山 市

目 次

第1章 共通事項	1
第1節 計画の枠組み	1
1. 計画の背景・目的	1
2. 計画の前提条件	2
3. 関係法令	4
第2節 基礎的事項	8
1. 自然条件	8
2. 人口・世帯数の推移	10
3. 産業構造	12
4. 財政	15
5. 土地利用	16
第2章 ごみ処理の現状	18
1. ごみ処理フロー	18
2. ごみ発生量	24
3. ごみ組成	27
4. 排出抑制・資源化への取り組み	28
5. 南河内環境事業組合におけるごみ質	29
6. 中間処理	31
7. 最終処分	37
8. ごみ処理体制及び処理コスト	39
9. ごみ処理に関する検討課題	41
第3章 ごみ処理基本計画	43
第1節 計画条件	43
1. 計画人口	43
2. ごみ発生量	43
3. ごみ処理・処分量	44

第2節	ごみ処理の理念と基本方針	49
1.	ごみ処理の理念	49
2.	ごみ処理の基本方針	51
第3節	計画の目標	52
1.	目標値の設定	52
2.	予測と目標の比較	53
3.	減量化目標達成のための役割、方策	62
第4節	ごみの適正処理計画	66
1.	ごみの処理主体	66
2.	収集・運搬計画	66
3.	中間処理計画	68
4.	最終処分計画	68
5.	その他関連計画	68
第4章	生活排水処理の現状	70
1.	処理主体	70
2.	生活排水処理人口の実績	72
3.	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	73
4.	課題の抽出	76
第5章	生活排水処理基本計画	77
第1節	生活排水処理基本方針	77
第2節	生活排水処理の目標	78
1.	達成目標の概要	78
2.	処理形態別人口の見込み	79
3.	し尿・浄化槽汚泥量の予測	82
第3節	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	85
1.	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	85
2.	その他関連計画	85

特6章 災害時のごみ及びし尿処理の体制.....	87
--------------------------	----

語句の説明	89
-------------	----

第1章 共通事項

第1節 計画の枠組み

1. 計画の背景・目的

近年、深刻化する地球温暖化問題に対応するため、国は平成 19 年 5 月に「美しい星 50 (cool earth 50)」を提案し、温室効果ガスの排出を抑える「低炭素社会づくり」の実現を目指して取り組みを進めています。次いで平成 20 年 3 月に策定した「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、ごみ処理の分野においても、循環型社会づくりと低炭素社会づくりの総合的な取り組みを重要視しています。

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透しつつあり、問題解決のためには、ごみ処理行政を行う市、排出者である市民及び事業者の果たすべき役割が大きくなっています。

大阪狭山市のごみは、南河内環境事業組合で広域的に処理を行っていますが、圏域人口増加等によるごみ排出量の増加に伴って、同組合の清掃工場の処理能力が限界に達し危機的な状況となったため、平成 6 年 2 月に同組合において「ごみ排出と処理に関する南河内非常事態宣言（ごみ非常事態宣言）」が出され、大阪狭山市では家庭系ごみのシール制（平成 8 年 2 月実施）をはじめ、各種ごみ減量化・資源化施策に取り組んできました。

平成 12 年 4 月から第 2 清掃工場が稼働し、近年においては人口も減少傾向にあることから、ごみ処理の危機的な状況は回避されましたが、循環型社会構築に向けた取り組みが必要不可欠であるとの認識のもとで、容器包装廃棄物の分別収集を実施するとともに、各種の施策に取り組んでいます。

また、生活排水（し尿及び生活雑排水）については、平成 2 年度に「生活排水処理計画策定指針」が示され、平成 13 年度には「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」を策定、大阪府においても、平成 15 年度に「生活排水処理施設整備計画」を策定し、本市においても生活排水処理施設の効果や経済性などについて検討し、実情に最も適した整備方策により効率的かつ計画的な整備を進めています。

このような背景において、ごみ及び生活排水の処理、処分の現況を把握し、社会、経済情勢の変化とともに、年々多様化するごみ及び生活排水の現状を踏まえ、長期的、総合的視点にたって、本市の上位計画と整合性のある「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定め、本市のごみ及び生活排水処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とします。

2. 計画の前提条件

1) 策定根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。

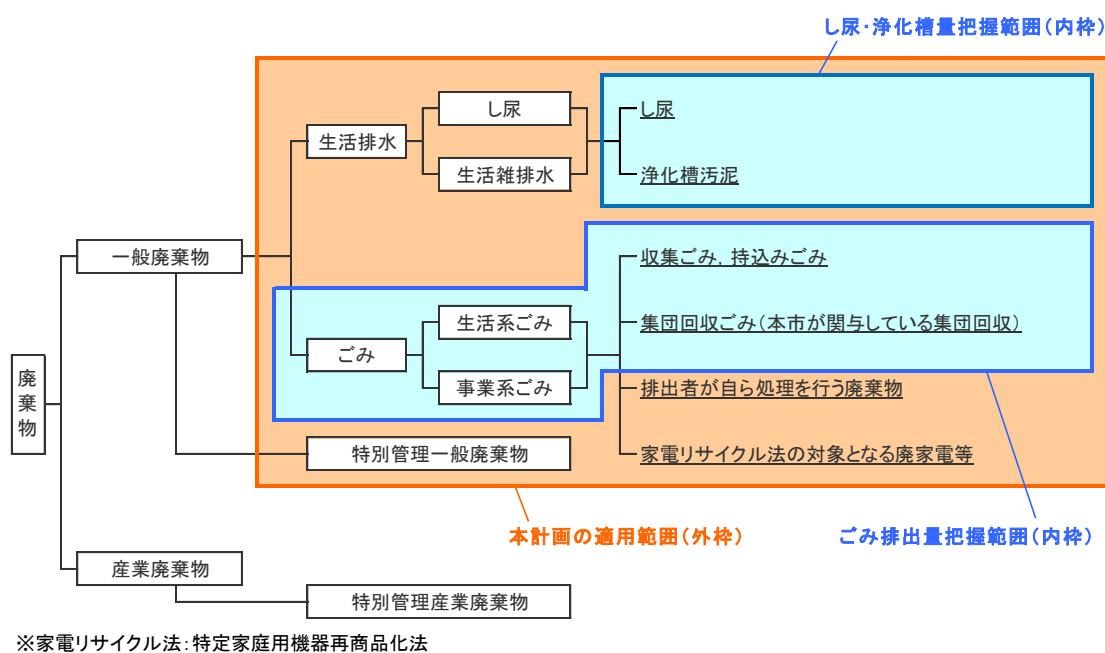
2) 対象地域

対象地域は大阪狭山市全域とします。

3) 適用範囲

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とします。

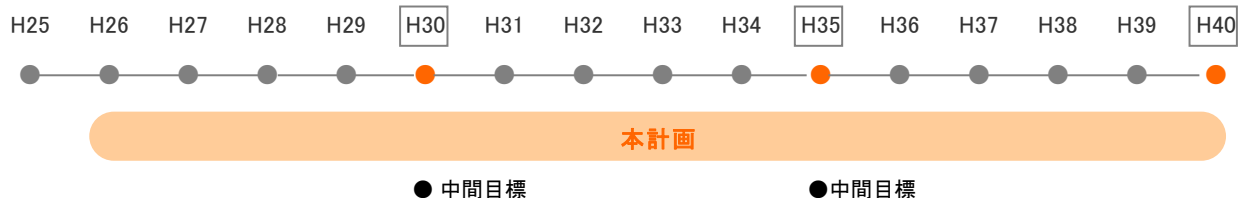
図表 1.1.1 適用範囲



4) 計画対象期間

計画期間：平成 26 年度から平成 40 年度

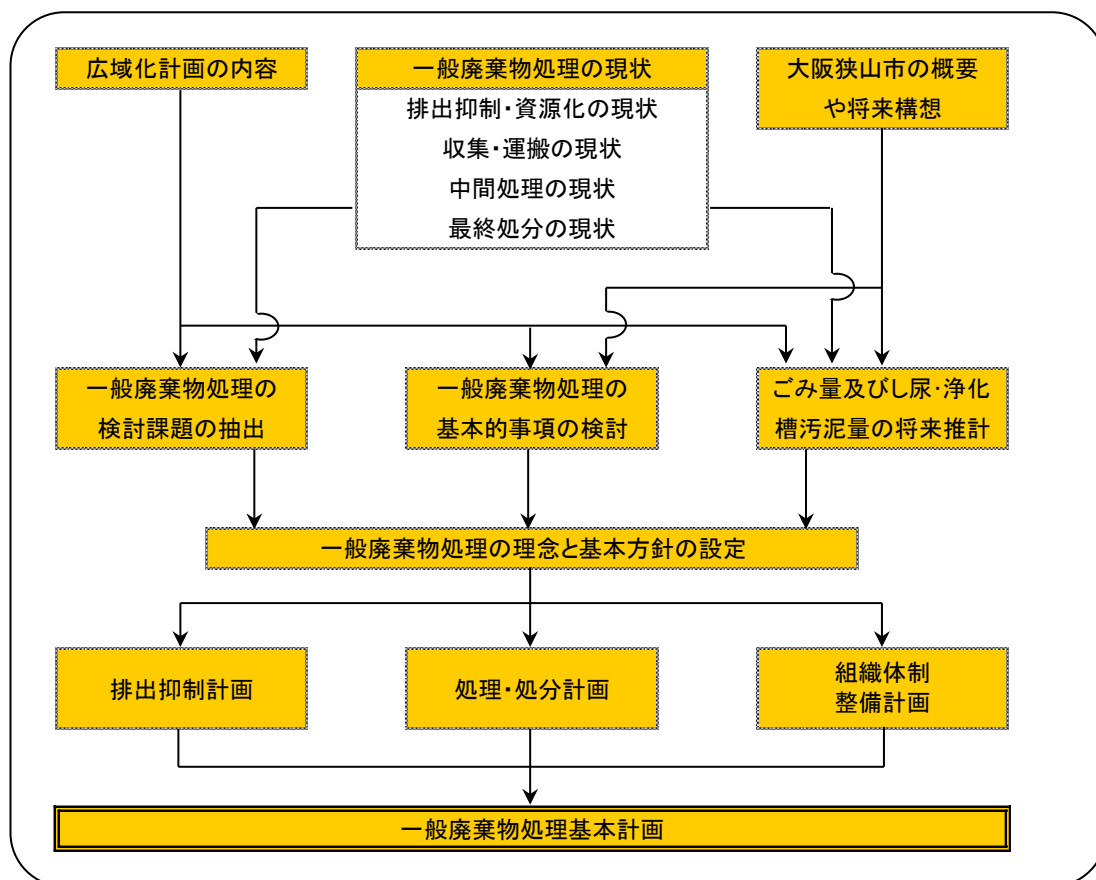
目標年度：平成 40 年度



5) 策定手順

本計画の策定手順を、次に示します。

図表 1.1.2 ごみ処理基本計画の策定手順



3. 関係法令

1) 国の関係計画

(1) 第3次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「排出抑制」(リデュース)→「再利用」(リユース)→「再生利用」(リサイクル)→「熱回収」→「適正処分」と定めています。

この法律を受けて、「循環型社会形成推進基本計画」では、一般廃棄物は生活系ごみと事業系ごみに大別されることから、一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標として、①国民・事業者双方に係るもの、②国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するもの、③事業系ごみ全体の減量化に係るものが設定されています。

図表 1.1.3 循環型社会形成推進基本計画の減量化目標

年度	基準年度	平成12年度
	目標年度	平成32年度
目標	①1人1日当たりのごみ排出量	約25%減
	②1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (ただし、資源ごみ・集団回収を除く)	約25%減
	③事業系ごみ排出量	約35%減

(2) 環境大臣の定める基本方針(平成22年12月)

廃棄物処理法に基づく環境大臣の定める基本方針では、一般廃棄物の減量化目標として、①排出量、②再生利用率、③最終処分量に係るものが設定されています。

図表 1.1.4 基本方針

年度	基準年度	平成19年度
	目標年度	平成27年度
目標	①排出量	約5%削減
	②再生利用率	約25%
	③最終処分量	約22%削減

(3) 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月）

廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設整備計画」では、ごみの適正な循環的利用を推進するため、リサイクル施設の整備を進めることやごみの直接埋立を原則として廃止するよう努めることなどを示し、関係する目標値として、①リサイクル率に係るものが設定されています。

図表 1.1.5 整備計画の目標

年度	目標年度	平成29年度
目標	①リサイクル率	26%

2) 大阪府の関係計画

(1) 大阪府循環型社会推進計画（平成 24 年 3 月）

「大阪府循環型社会推進計画」では、①排出量を削減するとともに再生利用率を向上させることで、最終処分量を削減することとしています。

図表 1.1.6 大阪府循環型社会推進計画の目標

年度	目標年度	平成27年度
目標	①リサイクル率(事業系資源化量を含まない)	22%
	①リサイクル率(事業系資源化量を含む)	29%

3) 大阪狭山市の関係計画

(1) 第四次総合計画

本市が「第四次総合計画」に掲げる循環型社会を形成するための施策のうち、「ともに実践する循環型社会づくり」において、①ごみ減量化の推進、②資源リサイクル、また「うるおいのある美しいまちづくり」として、③公害対策の推進があります。

① ごみ減量化の推進

市民・事業者・行政が一体となり、ごみの排出抑制を図ることで、ごみの減量化を推進し、引き続き適正なごみ処理に努めます。

② 資源リサイクルの推進

市内の資源化物、再利用可能物のリサイクルを促進し、再資源化による循環型社会づくりに努めます。

③ 公害対策の推進

生活排水の適正処理について啓発を行い、河川や池の水質保全に努めます。

図表 1.1.7 大阪狭山市第四次総合計画の目標

年度	基準年度	平成21年度	
	目標年度	平成27年度	平成32年度
目標	①ごみ減量化目標率	12%削減	22%削減
	②資源リサイクル率	23%	28%

(2) 大阪狭山市地域防災計画（平成 18 年 4 月修正）

「大阪狭山市地域防災計画」には、地震等による災害時におけるごみ、し尿、がれき等についての処理手順が示されています。

(3) 関係条例等一覧

- ☐大阪狭山市環境保全に関する基本条例
(昭和 57 年 9 月制定)
- ☐大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
(平成 7 年 3 月制定)
- ☐大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則
(平成 7 年 3 月制定)
- ☐大阪狭山市環境保全審議会規則
(昭和 57 年 9 月制定)
- ☐大阪狭山市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則
(平成 22 年 3 月制定)
- ☐大阪狭山市ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例
(平成 8 年 6 月制定)
- ☐大阪狭山市ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例施行規則
(平成 8 年 6 月制定)
- ☐大阪狭山市下水道条例
(昭和 62 年 9 月制定)
- ☐大阪狭山市下水道条例施行規則
(昭和 62 年 9 月制定)

第 2 節 基礎的事項

1. 自然条件

1) 位置・地勢

本市は、大阪平野の東南部に位置し、北東部の平地部と南西部の丘陵部に二分され、南から北へなだらかに傾斜した地形で、平地部は東の羽曳野丘陵、北の大阪平野へ、丘陵部は南西の泉北丘陵へと連なっています。

また、ほぼ市の中央部に位置する狭山池などのため池や河川は、貴重なオープンスペースとして機能しています。

図表 1.2.1 位置図



2) 気候

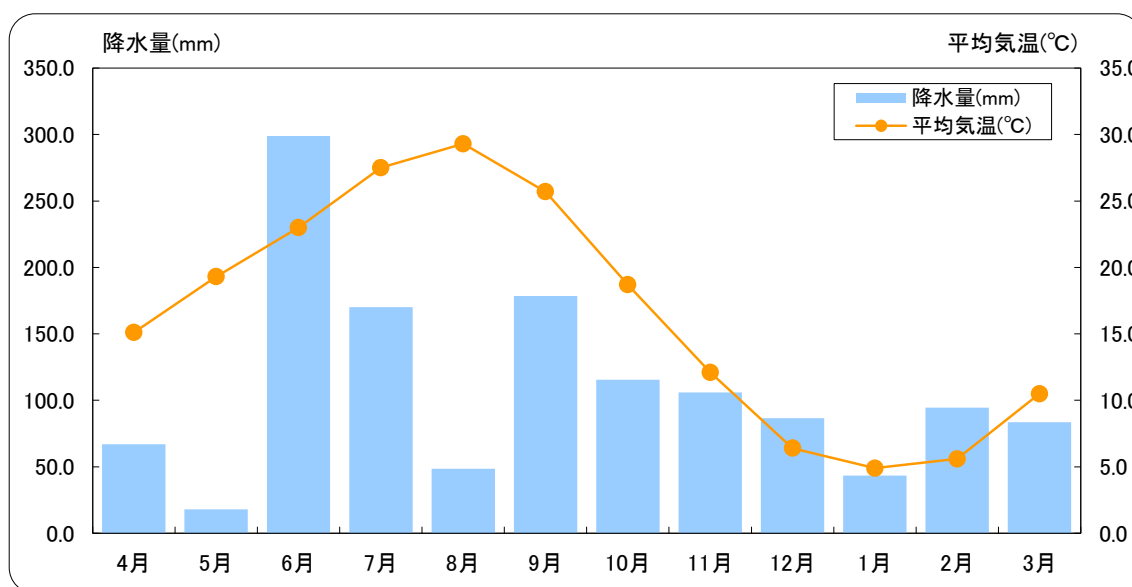
気候は比較的降水量が多く、年間の気温の高低差が大きい内陸性の湿潤で温暖な気候に恵まれています。過去3年間の推移をみると、平均気温は16.5℃～16.7℃、年間降水量は1,252mm～1,553mmでした。

図表 1.2.2 平均気温と降水量の推移

年 度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均(気温) 合計(降水量)
平成22年度	平均気温	13.5	18.6	23.8	27.6	30.3	26.4	19.9	12.6	8.8	4.3	6.8	8.0	16.7
	降 水 量	139.0	114.0	205.0	210.5	34.0	101.5	195.0	20.5	82.5	1.0	80.0	69.0	1,252.0
平成23年度	平均気温	13.5	19.3	24.0	27.5	28.9	25.0	19.1	14.7	8.0	5.5	4.9	9.1	16.6
	降 水 量	85.5	292.0	224.5	113.5	104.0	250.5	133.0	71.0	19.5	32.5	102.0	125.0	1,553.0
平成24年度	平均気温	15.1	19.3	23.0	27.5	29.3	25.7	18.7	12.1	6.4	4.9	5.6	10.5	16.5
	降 水 量	67.0	18.0	299.0	170.0	48.5	178.5	115.5	106.0	86.5	43.5	94.5	83.5	1,310.5

[出典]気象統計情報堺観測所

図表 1.2.3 平均気温と降水量の推移(平成24年度)



2. 人口・世帯数の推移

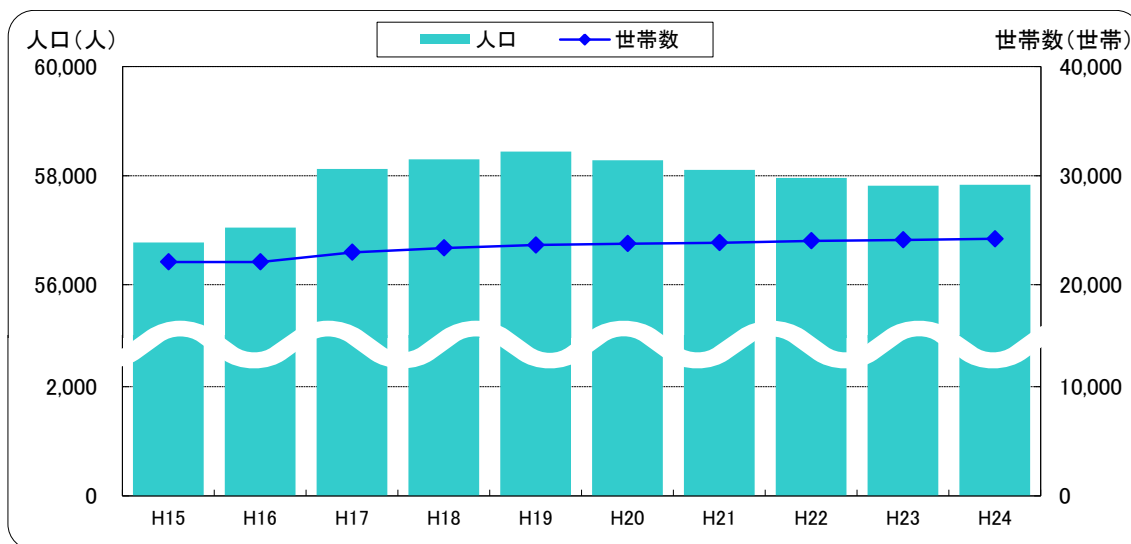
本市の人口は、平成 19 年度をピークに徐々に減少しており、平成 24 年にはピーク時の人口に比べて 99%程度となっています。一方、世帯数は、平成 15 年と比べて平成 24 年は 109%程度にまで増加しています。

図表 1.2.4 人口・世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり人員 (人/世帯)	人口増加数 (人)	人口増加率 (%)
平成15年	56,773	22,095	2.57	-	-
平成16年	57,050	22,095	2.58	277	0.49
平成17年	58,122	22,983	2.53	1,072	1.88
平成18年	58,303	23,376	2.49	181	0.31
平成19年	58,444	23,645	2.47	141	0.24
平成20年	58,285	23,771	2.45	-159	-0.27
平成21年	58,109	23,854	2.44	-176	-0.30
平成22年	57,960	24,026	2.41	-149	-0.26
平成23年	57,816	24,116	2.40	-144	-0.25
平成24年	57,836	24,216	2.39	20	0.03

※住民基本台帳人口で外国人を含む(各年度9月末)

図表 1.2.5 人口・世帯数の推移



図表 1.2.6 年齢別人口の推移

年齢	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0 ～ 4	2,609	2,616	2,572	2,501	2,457
5 ～ 9	2,978	2,890	2,848	2,785	2,724
10 ～ 14	2,935	3,003	3,009	3,071	3,071
15 ～ 19	3,093	3,058	3,029	2,982	3,014
20 ～ 24	3,307	3,201	3,156	3,098	3,076
25 ～ 29	3,420	3,270	3,132	3,054	3,021
30 ～ 34	4,258	3,964	3,745	3,452	3,270
35 ～ 39	4,725	4,795	4,750	4,645	4,494
40 ～ 44	3,715	3,841	3,942	4,315	4,490
45 ～ 49	3,546	3,526	3,612	3,501	3,615
50 ～ 54	3,387	3,324	3,316	3,328	3,381
55 ～ 59	4,381	4,020	3,770	3,590	3,420
60 ～ 64	4,475	4,616	4,782	4,919	4,631
65 ～ 69	3,907	4,177	4,087	3,898	4,027
70 ～ 74	2,912	2,977	3,148	3,268	3,429
75 ～ 79	2,171	2,228	2,353	2,488	2,601
80 ～ 84	1,369	1,441	1,498	1,618	1,728
85歳以上	1,097	1,162	1,211	1,303	1,387

※住民基本台帳人口で外国人を含む(各年度9月末)

3. 産業構造

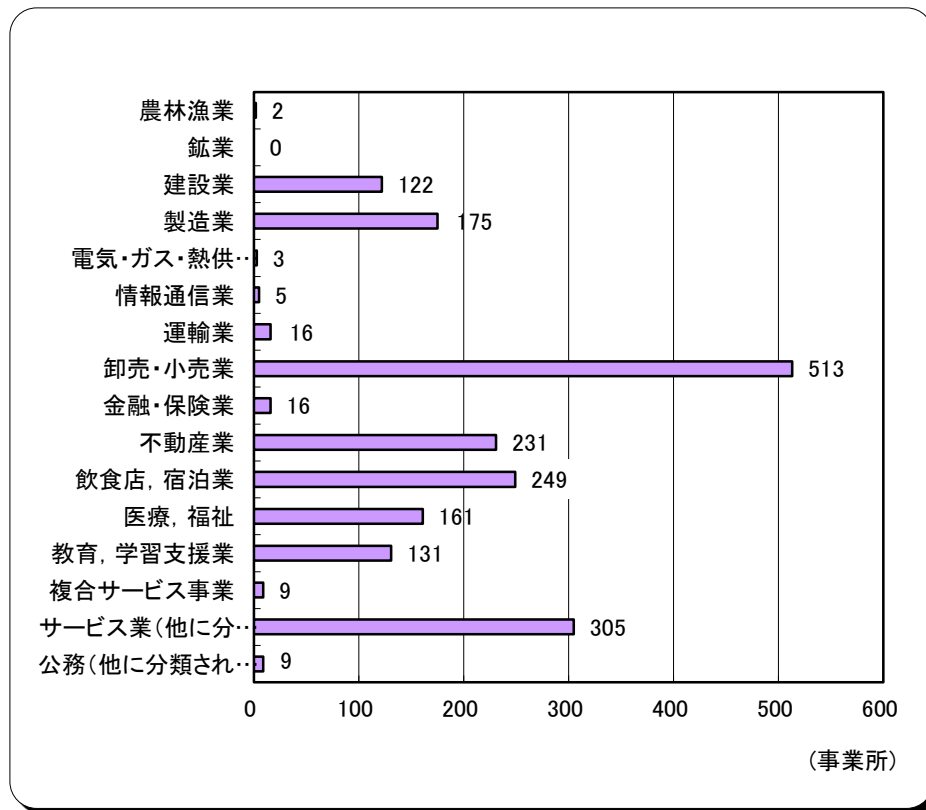
本市の産業別就業者は、「平成 18 年事業所・企業統計調査」において第一次産業が 0.1%、第二次産業が 17.8%、第三次産業が 82.1%でした。産業別の内訳をみると、「医療, 福祉」が最も多く、次いで「卸売・小売業」、「製造業」、「飲食店, 宿泊業」「教育, 学習支援業」の順となっています。以下に産業別事業所数及び産業別就業人口を示します。

図表 1.2.7 産業別事業所数・就業人口

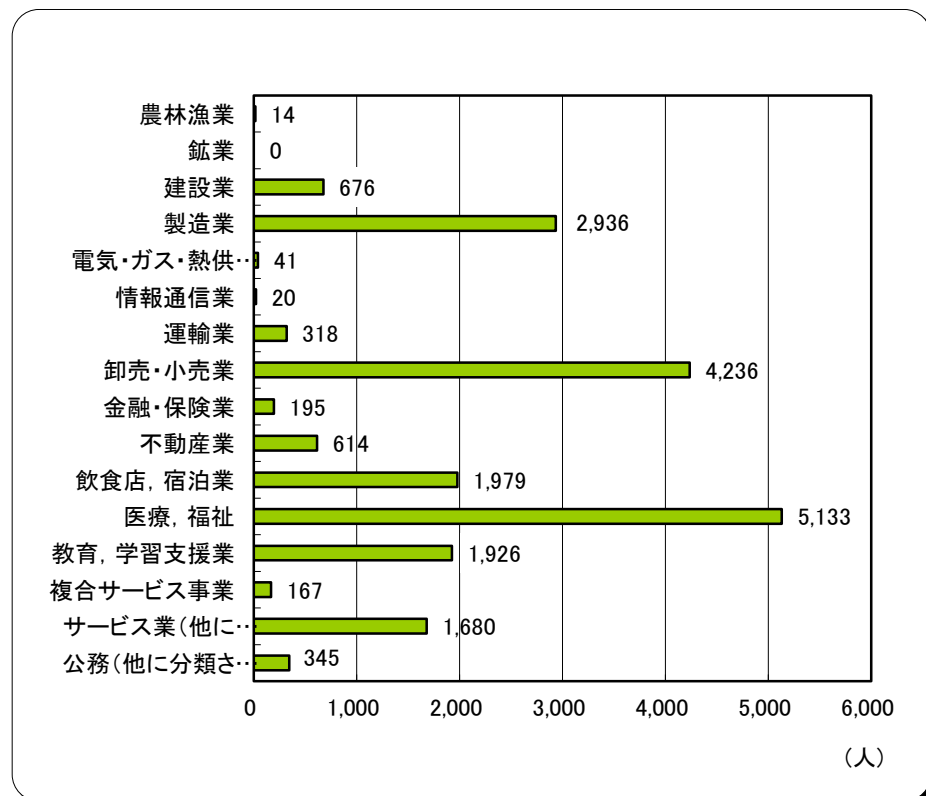
産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	2	14
農林漁業	2	14
第二次産業	297	3,612
鉱業	－	－
建設業	122	676
製造業	175	2,936
第三次産業	1,648	16,654
電気・ガス・熱供給・水道業	3	41
情報通信業	5	20
運輸業	16	318
卸売・小売業	513	4,236
金融・保険業	16	195
不動産業	231	614
飲食店, 宿泊業	249	1,979
医療, 福祉	161	5,133
教育, 学習支援業	131	1,926
複合サービス事業	9	167
サービス業(他に分類されないもの)	305	1,680
公務(他に分類されないもの)	9	345
総数	1,947	20,280

出典:「平成18年事業所・企業統計調査」総務省統計局

図表 1.2.8 産業別事業所数

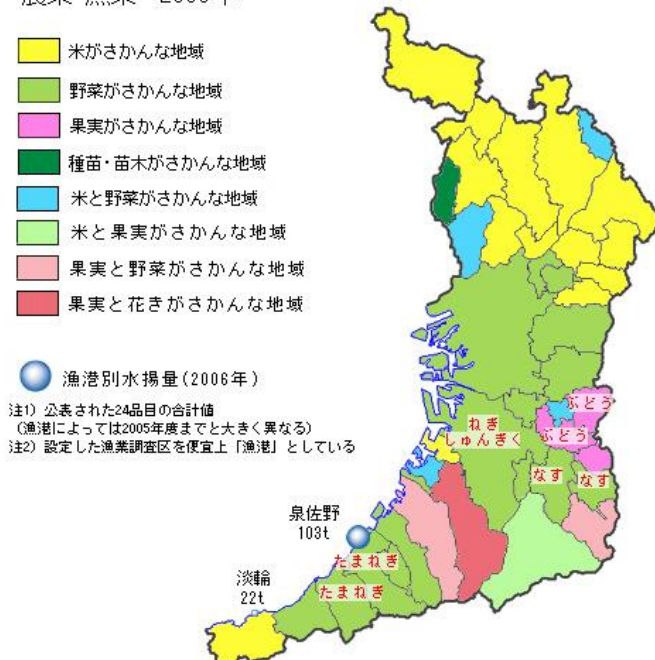


図表 1.2.9 産業別従業者数



図表 1.2.10 大阪府内の農業・漁業の様子

農業・漁業 2006年



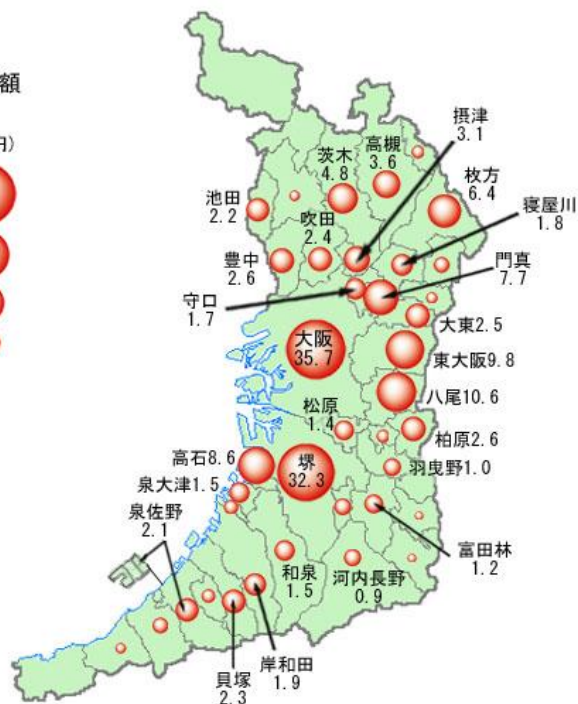
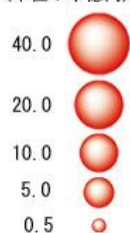
[出典]帝国書院

*市町村の合併状況は2008年11月1日現在

図表 1.2.11 大阪府内の工業の様子

工業

工業総産出額
[100億以上]
2010年
(単位: 千億円)



[出典]帝国書院

市町村の合併状況は2012年10月1日現在

4. 財政

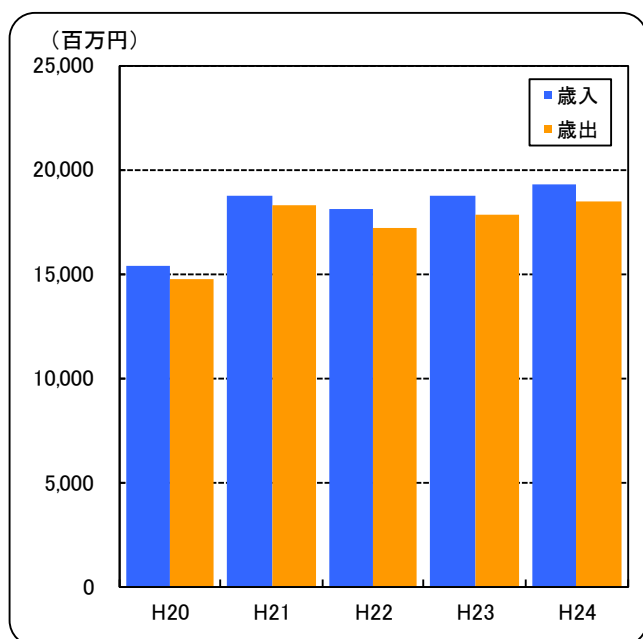
本市の平成 23 年度一般会計決算額は、歳入総額 19,308 百万円、歳出総額 18,419 百万円で、翌年度への繰越すべき財源が 49 百万円であったため、実質収支は 840 百万円となりました。以下に年度別一般会計及び特別会計決算の状況とその推移を示します。

図表 1.2.12 年度別一般会計及び特別会計決算の状況

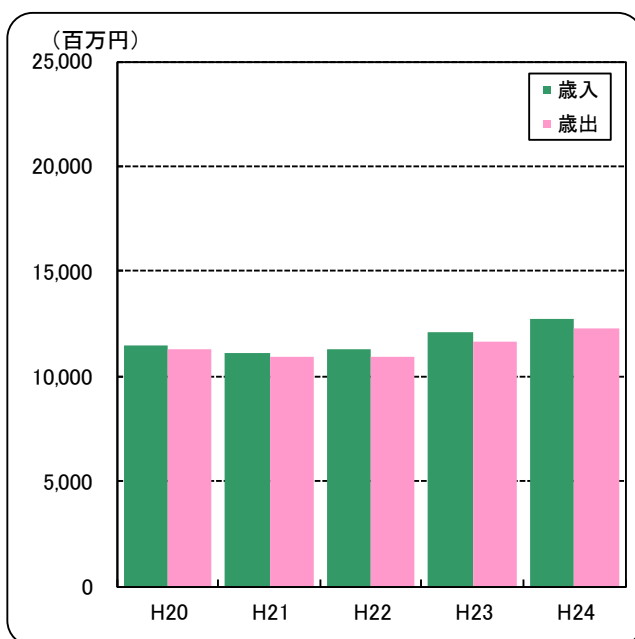
単位:百万円

年 度	一般会計		特別会計	
	歳入	歳出	歳入	歳出
平成20年度	15,376	14,762	11,498	11,322
平成21年度	18,735	18,246	11,107	10,886
平成22年度	18,068	17,177	11,310	10,965
平成23年度	18,751	17,843	12,098	11,659
平成24年度	19,308	18,419	12,700	12,293

図表 1.2.13 一般会計状況の推移



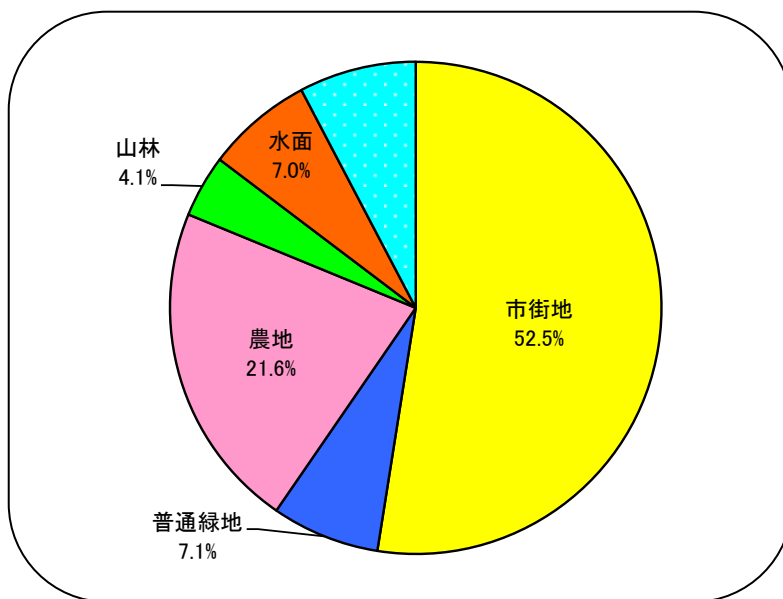
図表 1.2.14 特別会計状況の推移



5. 土地利用

本市の土地利用状況は、市街地の占める割合が最も高く、次いで農地、普通緑地、水面の占める割合が高くなっています。

図表 1.2.15 土地利用状況



[出典]「都市計画基礎調査」(平成 22 年度)

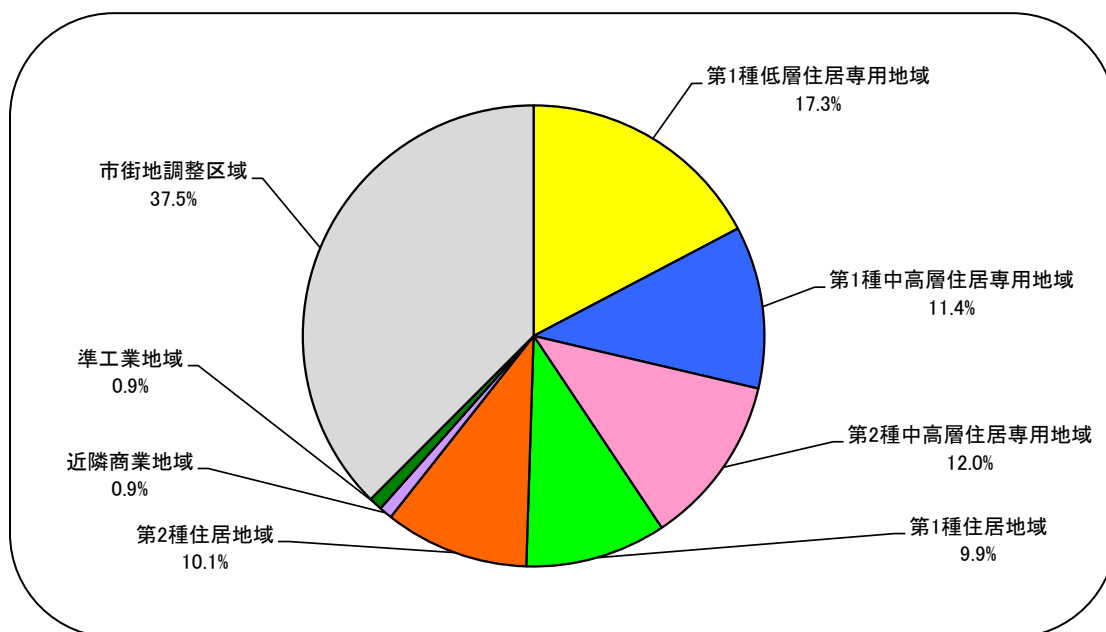
本市の土地利用に関して用途地域面積別にみると、用途地域無指定区域（市街化調整区域）が 37.5%となっており、用途地域指定区域では、第 1 種低層住居専用地域が 17.3%と最も高く、次いで第 2 種中高層住居専用地域が 12.0%、第 1 種中高層住居専用地域が 11.4%となっています。

図表 1.2.16 用途地域面積

区域区分	面積比 (%)
第1種低層住居専用地域	17.3
第1種中高層住居専用地域	11.4
第2種中高層住居専用地域	12.0
第1種住居地域	9.9
第2種住居地域	10.1
準住居地域	0.0
近隣商業地域	0.9
商業地域	0.0
準工業地域	0.9
工業地域	0.0
市街化調整区域	37.5

[出典]「大阪狭山市 統計書」(平成 22 年度版)

図表 1.2.17 用途地域面積



第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理フロー

1) 分別区分

本市では、家庭系ごみについては、「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「カン・ビン」、「古紙」、「牛乳パック」、「ペットボトル」、「発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装（一部地域）」、「家庭電化製品・金属類」の8分別を実施しています。

「もえるごみ」及び「粗大ごみ」については、ごみシール制を導入しており、年間に一定量を無料としています。一定以上の量を排出する場合には、有料のシールを貼った上で排出することとしています。

図表 2.1.1 分別区分と排出方法等

分別区分		種類	内 容	シール	収集頻度	排出方法
家庭系ごみ	もえるごみ	生ごみ類	料理くず・残飯・茶殻・卵のから等	もえるごみシール	週2回	半透明ごみ袋
		皮革類	スニーカー、革靴、長靴、バッグ等			
		小さいおもちゃ類	ぬいぐるみ、人形、小さいプラスチック類のおもちゃ等			
		ビニール・プラスチック類	洗剤、シャンプー、食用油の容器等			
		その他	えんぴつ、ボールペン、はし等			
		布団・座布団類	布団・座布団等			
	粗大ごみ	せともの類	コーヒーカップ、湯のみ、花ビン、植木鉢等	粗大ごみシール	月1回	半透明ごみ袋
		ガラス類	化粧品ビン、鏡、蛍光灯等			
		ビニール・プラスチック類	ホース、ブランター、ビデオテープ、ポリバケツ等			
		その他	スプレー缶・ハンガー・包丁等			
		家具類	タンス・イス・机・本棚等			
	資源ごみ	ペットボトル	PET1のマークがついた飲料用・酒類用・調味料等のボトル	不 要	月1回	半透明ごみ袋
		発泡スチロール・トレイ	梱包用材（発泡スチロール）等			
		その他プラスチック製容器包装（一部地域）	プラスチック容器包装			
		家庭電化製品・金属類	ラジカセ・やかん・ゴルフクラブ・自転車・フライパン等		随時	回収ボックス
		牛乳パック	牛乳パック			
		空き缶・空きビン	缶詰・ビール缶・菓子缶・ビール瓶・調味料瓶・酒瓶等			
		古紙・ダンボールなど	古新聞・古雑誌・ダンボール・古布等			
					月2回以上	リサイクルボックス
					集団回収	集団回収

本市とともに「南河内環境事業組合」を構成する市町村では、5～8 分別を実施しており、詳細は次のとおりです。

図表 2.1.2 近隣市町村の分別数と分別区分

市町村名	分別数	分別区分
大阪狭山市	8	①もえるごみ/②粗大ごみ/③カン・ビン/④古紙/⑤牛乳パック/⑥ペットボトル/⑦発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装(一部地域)/⑧家庭電化製品・金属類
河内長野市	5	①もえるごみ/②もえないごみ・粗大ごみ/③ペットボトル/④プラスチック製容器包装/⑤カン・ビン・小型金属類・古紙・古布
富田林市	6	①もえるごみ/②粗大ごみ/③カン・ビン/④ペットボトル/⑤プラスチック製容器包装/⑥牛乳パック
太子町	7	①もえるごみ/②粗大ごみ/③空きビン/④空きカン/⑤金属類/⑥ペットボトル/⑦プラスチック製容器包装
河南町	5	①もえるごみ②粗大ごみ③カン・ビン④ペットボトル⑤プラスチック製容器包装
千早赤阪村	5	①もえるごみ②粗大ごみ③カン・ビン④ペットボトル⑤プラスチック製容器包装

[出展]「南河内環境事業組合 事業概要」

また、全国及び大阪府における分別数ごとの市町村数は次のとおりであり、10 分別以下で比べると、全国では分別数が多いほど市町村数が多くなっていますが、大阪府では 5 分別、7 分別、9 分別を採用している市町村が多い結果となっています。

図表 2.1.3 全国及び大阪府の分別状況

単位:市町村

分別数	なし	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
全国	0	5	10	17	57	66	79	94	127	116	1,149
大阪府	0	0	0	2	8	5	8	2	8	2	8

[出典]全国:「日本の廃棄物処理 平成23年度」,平成25年3月,環境省

大阪府:「一般廃棄物処理事業実態調査」,平成23年度

2) ごみ処理フロー

本市では、家庭系ごみは「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「カン・ビン」、「古紙」、「牛乳パック」、「ペットボトル」、「発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装（一部地域）」、「家庭電化製品・金属類」の8種類に分別し、「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「ペットボトル」、「発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装（一部地域）」、「家庭電化製品・金属類」は戸別回収、「牛乳パック」、「カン・ビン」は拠点回収、「古紙」は集団回収を実施しています。

事業系ごみは、各事業者の判断に委ねられており、南河内環境事業組合の第1清掃工場に搬入しています。

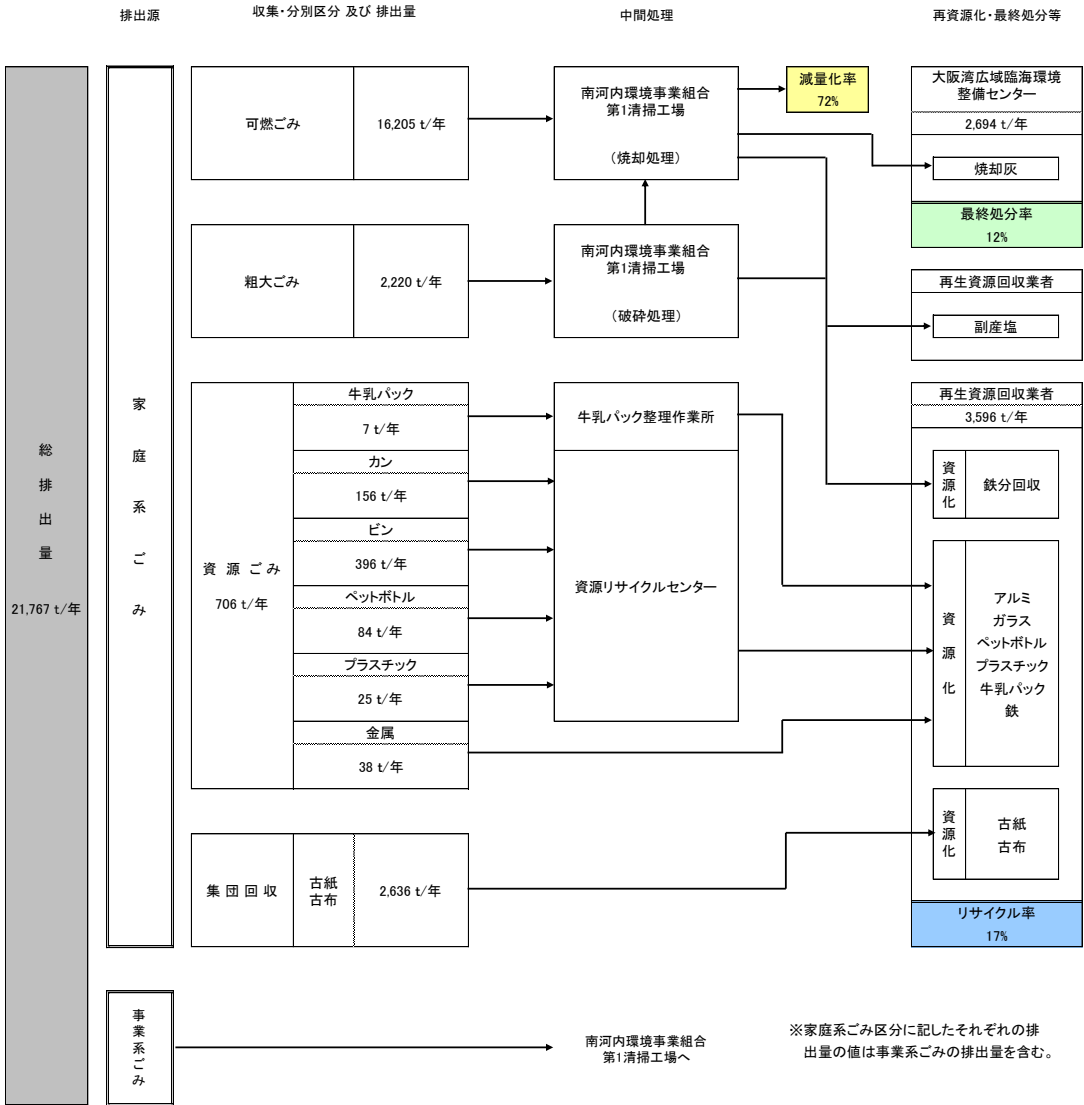
排出されたごみは、家庭系ごみ、事業系ごみ共に、市もしくは委託業者により収集され、「もえるごみ」、「粗大ごみ」は南河内環境事業組合の第1清掃工場に搬入しています。

「カン・ビン」、「ペットボトル」、「発泡スチロール・トレイ、その他プラスチック製容器包装（一部地域）」は、資源リサイクルセンターへ搬入し種類別に選別、「牛乳パック」は直営収集を行い、ボランティア団体の協力により整理作業を実施し、それぞれ再生資源回収業者等へ売却等を行っています。さらに「家庭電化製品・金属類」についても、再生資源回収業者等へ売却等を行っています。

一方、第1清掃工場に搬入した「もえるごみ」は、焼却処理し、「粗大ごみ」は、破碎処理した後、金属類を選別資源化し、残りを焼却処理しています。

焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で埋立処分しています。

図表 2.1.4 ごみ処理フロー（平成 24 年度）



3) ごみ処理手数料

本市では、ごみの排出抑制・資源化を目的として、一定量無料型の有料制を実施しており、家庭系ごみのうち「もえるごみ」、「粗大ごみ」を排出する際にごみ処理券（シール）を貼ることとしています。ただし、一般家庭には図表 2.1.5 に示すとおり、年間一定枚数のシールを無料で配布しており、一定枚数を超えた場合に負担が発生し、排出抑制・資源化へのインセンティブが働くこととなります。

シールの料金は図表 2.1.6 に示すとおり、もえるごみについては 30 ℓ 袋用 50 円/枚、45 ℓ 袋用 100 円/枚、粗大ごみについては 500 円/枚と定めています。

また、臨時収集や持込処理する場合にも手数料を徴収しています。手数料は図表 2.1.7 に示すとおりとなっています。

さらに、家電リサイクル法の対象となるエアコンやテレビ、冷蔵庫等を市が収集・運搬する場合は法律に基づいたリサイクル料金とは別に、1 点につき 2,700 円の収集運搬手数料を徴収しています。

図表 2.1.5 ごみ処理券指定枚数（無料配布数）

種類		ごみ処理券指定枚数	
家庭系	もえるごみ	1人～2人世帯	年110枚
		3人～4人世帯	年220枚
		5人～6人世帯	年280枚
		7人以上世帯	年340枚
	粗大ごみ	1世帯当たり年36枚	



図表 2.1.6 ごみ処理券料金

取り扱い区分			ごみ処理券料金
家庭系	もえるごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
		ごみ処理券指定枚数を超える場合	30 $\frac{1}{2}$ 袋:50円
	粗大ごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
		ごみ処理券指定枚数を超える場合	500円

図表 2.1.7 臨時収集手数料・持込処理手数料

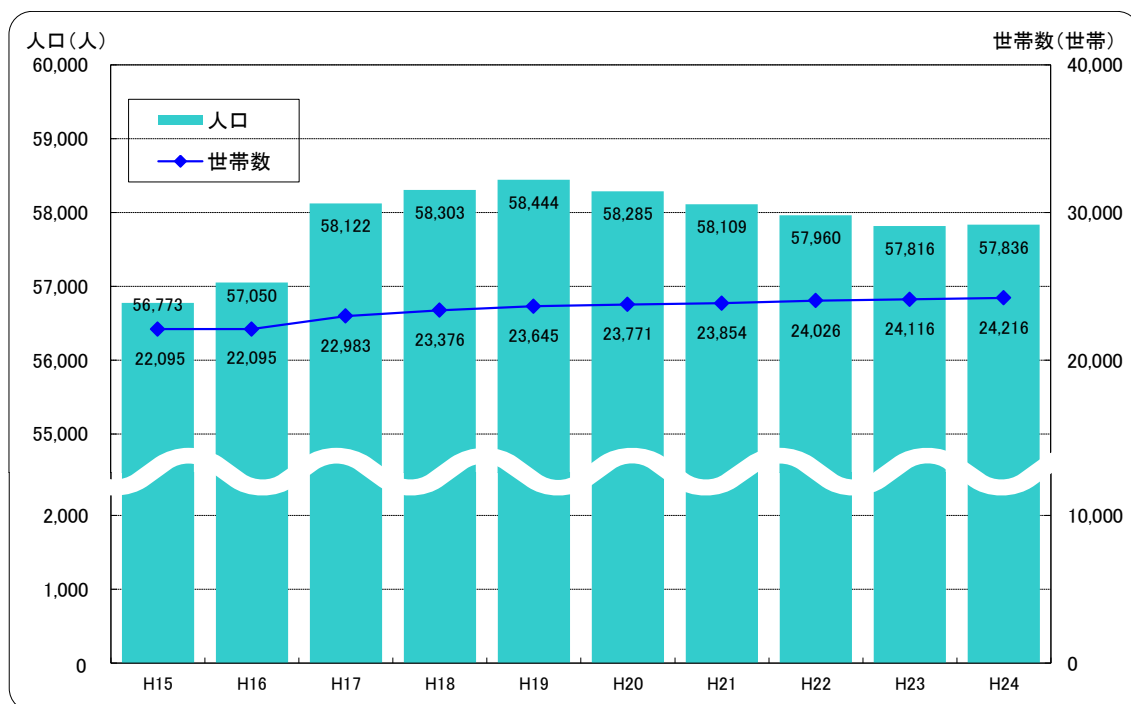
取り扱い区分	手数料
事業系一般廃棄物	45 $\frac{1}{2}$ 袋(毎日収集)1個1ヵ月: 3,800円
臨時的に収集する場合	家庭系廃棄物 1トン又は2m ³ まで: 4,000円
	事業系廃棄物 1トン又は2m ³ まで: 16,000円
持込処理する場合	1トン超 : 20kg当たり300円
	1トン以下: 20kg当たり190円
家電リサイクル法対象廃家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を収集、運搬する場合	1点につき: 2,700円

2. ごみ発生量

1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 19 年の 58,444 人をピークに徐々に減少しており、平成 24 年には 57,836 人、ピーク時の人口と比べて 99% 程度となっています。一方、世帯数は年々ほぼ増加しており、核家族化や単身・独居世帯の増加が進行しているといえます。

図表 2.1.8 人口・世帯数の推移



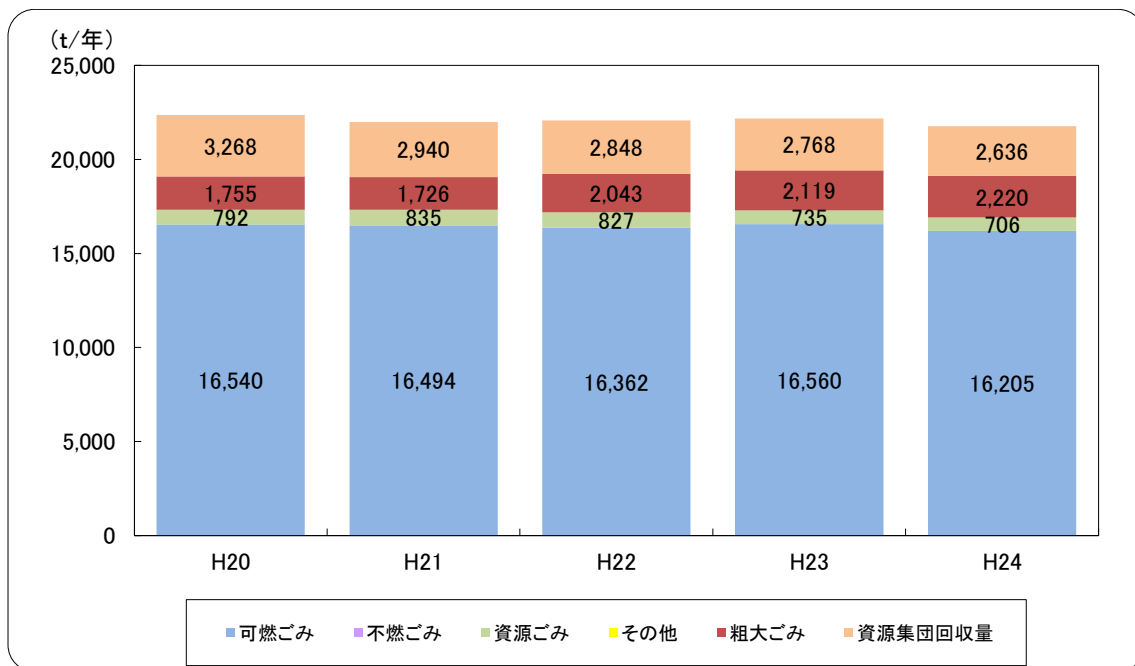
※各年 9 月 30 日現在の人口

2) ごみ発生量

過去 5 年間のごみの種類別排出量は、次のとおりとなっています。全体としてはわずかな減少傾向を示しています。

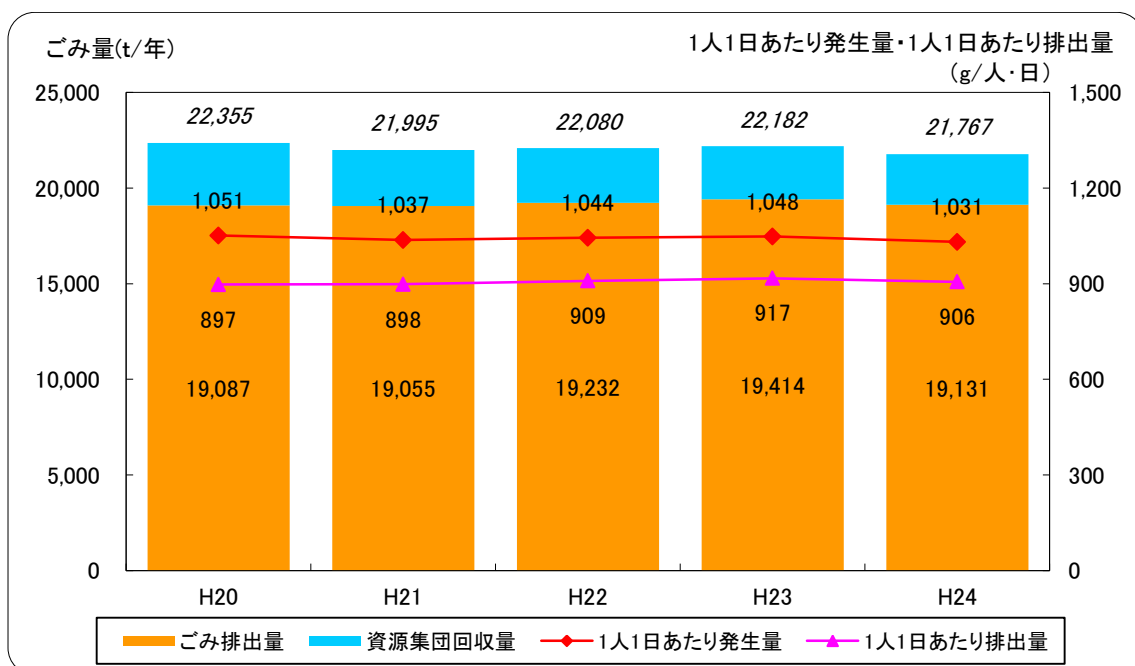
平成 20 年度から平成 24 年度の排出量(集団回収を除く)の平均内訳は、「可燃ごみ」が最も多く、全体の 86% を占めており、次いで「粗大ごみ」が 10%、「資源ごみ」が 4% となっています。

図表 2.1.9 ごみ発生量の推移

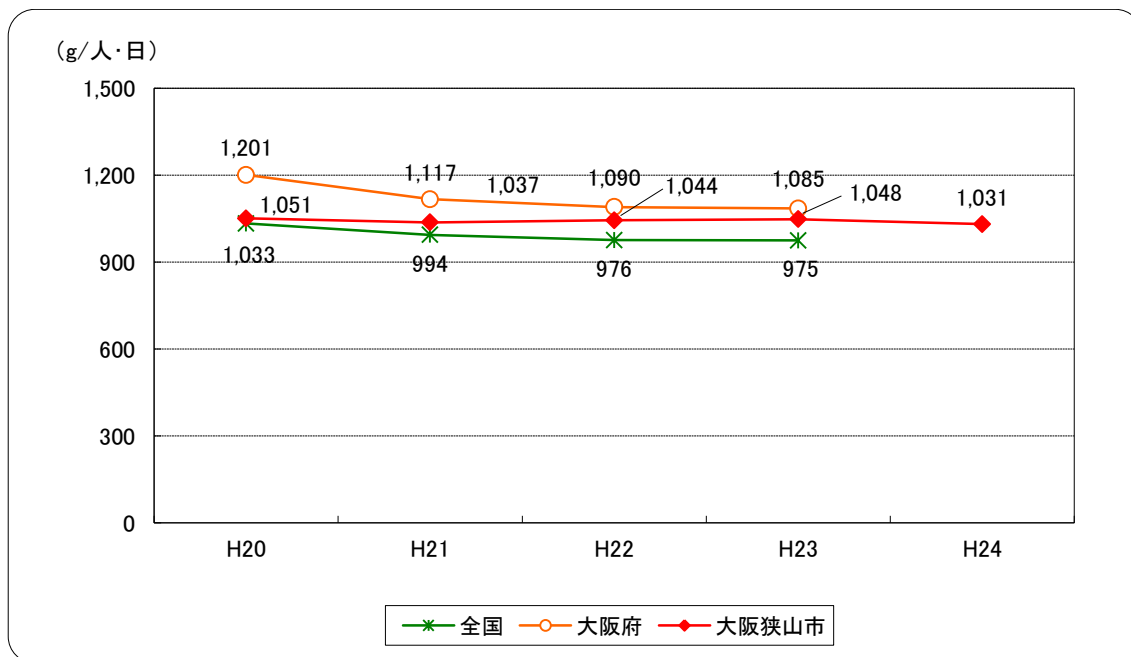


ごみ排出量を1人1日あたりに換算すると、平成24年度では集団回収を含むごみ発生量が1,031g/人・日(集団回収を除いたごみ排出量が906g/人・日)でした。公開されている最新データ(平成23年度)と比較すると、全国平均が975g/人・日、大阪府平均が1,085g/人・日であり、本市は大阪府平均を下回っているものの全国平均は上回っており、今後も排出抑制を促進していく必要があるといえます。

図表 2.1.10 1人1日あたり発生量・排出量の推移

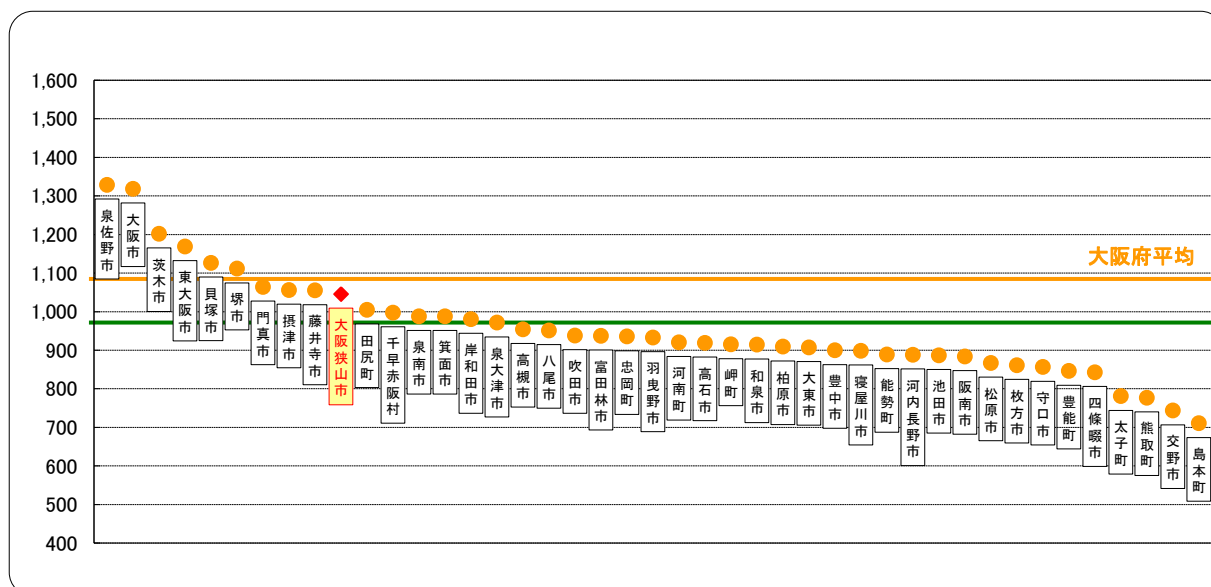


図表 2.1.11 全国及び大阪府における 1 人 1 日あたり発生量との比較



平成 23 年度の大阪府内市町村の 1 人 1 日あたりごみ発生量（集団回収含む）は次のとおりであり、本市は 43 市町村のうち 10 番目に多い結果となっています。

図表 2.1.12 大阪府内市町村の 1 人 1 日あたり発生量（平成 23 年度）



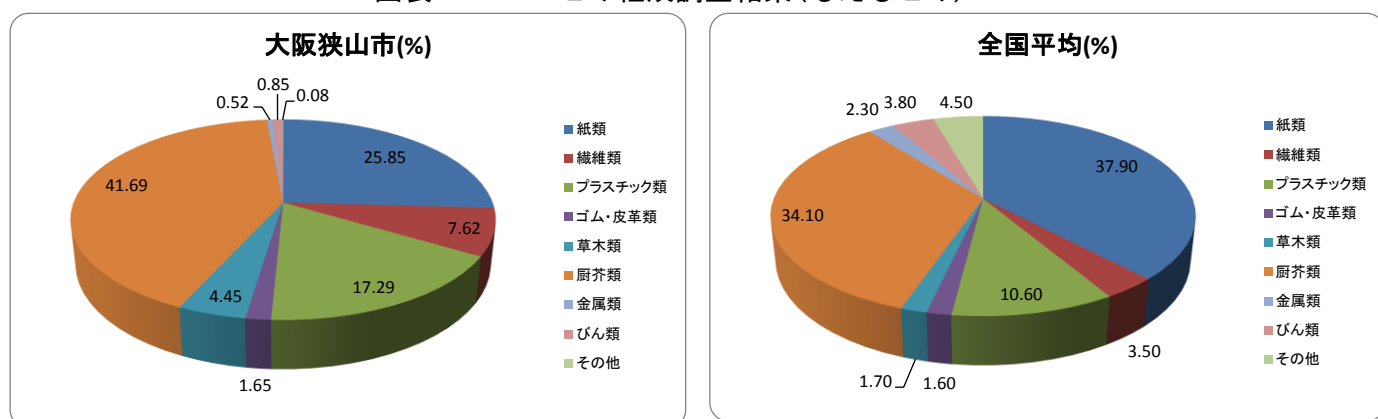
3. ごみ組成

本市では、ごみ質やごみの排出実態・排出量の動向を把握する基礎資料を得るため、平成 24 年度に夏冬 2 回でごみ組成分析調査を行いました。もえるごみについては、市が指定した地区で各 10 袋をアトランダムに採取したものを、粗大ごみについても、同様に市が指定した地区で各 10 点を試料としました。

この結果、もえるごみについては、厨芥類・草木類及びプラスチック類が全国平均より高い割合となり、紙類・金属類・びん類が全国平均より低い割合となりました。これは本市が行っている戸別回収と分別収集実施品目が資源ごみとして収集されていることが分かり、本市の特徴がよく表れた結果となりました。

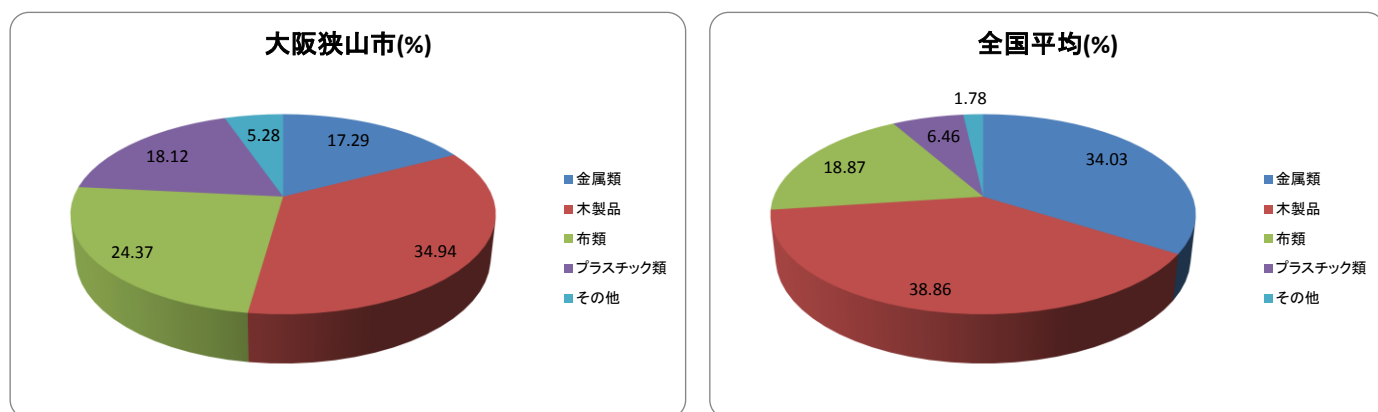
粗大ごみについては、プラスチック類が全国平均と比べ高い割合となっています。それぞれの全国平均の値は、[出展]に示すごみ組成調査結果の値を示しています。

図表 2.1.13 ごみ組成調査結果(もえるごみ)



[出展]「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」平成 23 年度,環境省：平成 24 年 2 月から年 3 月にかけて全国 7 都市(東北 1,関東 3,中部 1,関西 1,九州 1)で実施された家庭ごみ組成調査

図表 2.1.14 ごみ組成調査結果(粗大ごみ)



[出展]「使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」平成 22 年度,環境省：平成 22 年 11 月から平成 23 年 1 月にかけて全国 4 市(市川市・町田市・真庭市・熊本市)で実施された粗大ごみ組成調査

4. 排出抑制・資源化への取り組み

□シール制の導入

人口とごみ排出量の増加を受け、平成8年2月に家庭系ごみシール制（資源ごみを除く）を導入しました。このシール制は、南河内環境事業組合構成市町村が統一的に、一世帯あたりに無料シールを一定枚数配布し、この無料シールを超えたごみについては、有料シールとするものです。この制度導入により、経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制に取り組んでいます。

□生ごみの排出抑制

家庭用生ごみ処理器の購入補助及びコンポスト容器・EMぼかし容器の無料貸し出しを実施しており、台所からのごみの減量化・資源化を図っています。

□集団回収の促進

古紙等の地域集団回収に対する奨励金として、登録団体101団体（平成24年度）に対して4円/kgで実施し、集団回収の促進を図っています。

□ごみ減量の啓発活動

「産業まつり」における「環境・リサイクルフェア」で、リサイクル製品の販売や関西電力・大阪ガス・リサイクル事業所による展示会を開催しています。また、「広報おおさかさやま」や大阪狭山市ホームページへの掲載を通じて、市民に対して啓発活動を行い、ごみ減量化に対する意識向上を図っています。

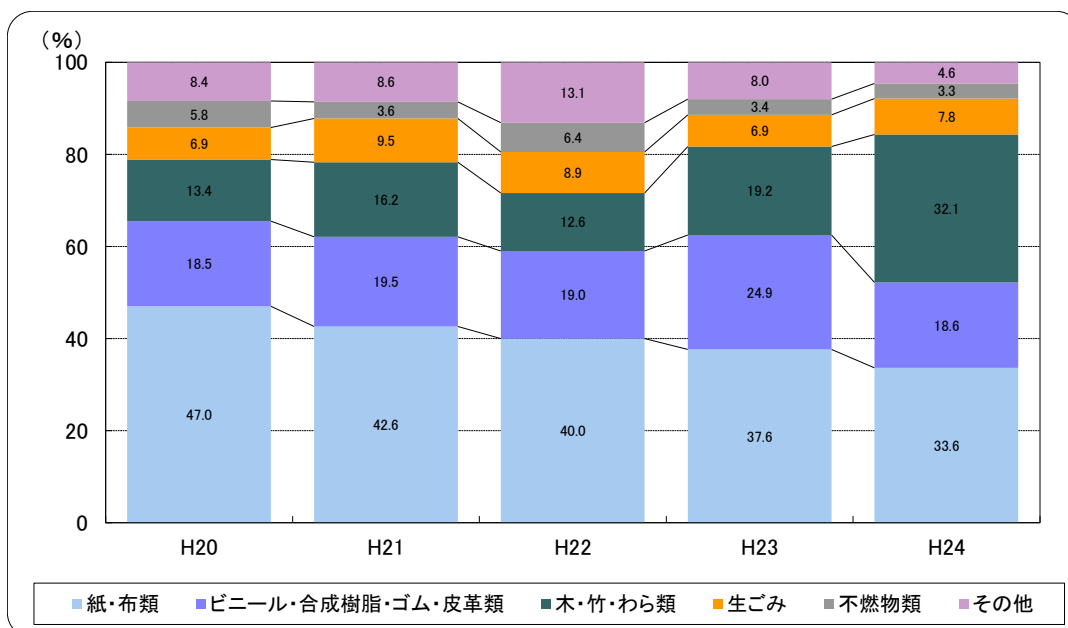
□ごみ減量対策推進会議の開催

ごみの減量化と再資源化の推進に向けて、特定事項の専門的な調査研究や啓発活動等を行うことを目的として設置されています。「焼却ごみ部会」「資源ごみ部会」等の各部会により構成され、その成果を市に対して提言・助言することで、持続可能な循環型社会の形成に向けた活動を行っています。

5. 南河内環境事業組合におけるごみ質

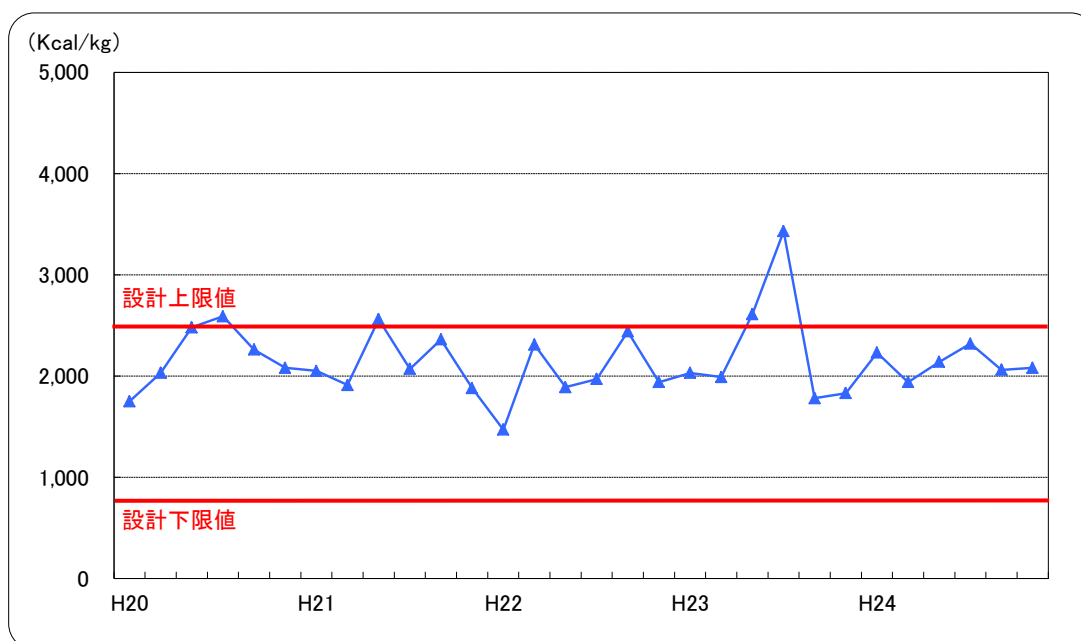
第1清掃工場へ搬入している「もえるごみ」の組成分析は次のとおりであり、「紙・布類」が最も多く33.6～47.0%を占めており、次いで「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」が18.5～24.9%、「木・竹・わら類」が12.6～32.1%となっています。これらのごみの低位発熱量は1,470～3,430Kcal/kgで、各年度平均値は2,000～2,280 Kcal/kg程度であり、第1清掃工場における低位発熱量の設計値800～2,500Kcal/kgに対して、ほぼ安定的に処理が行える範囲で推移しています。

図表 2.1.15 組成分析の推移



[出展]「南河内環境事業組合 事業概要」

図表 2.1.16 低位発熱量の推移

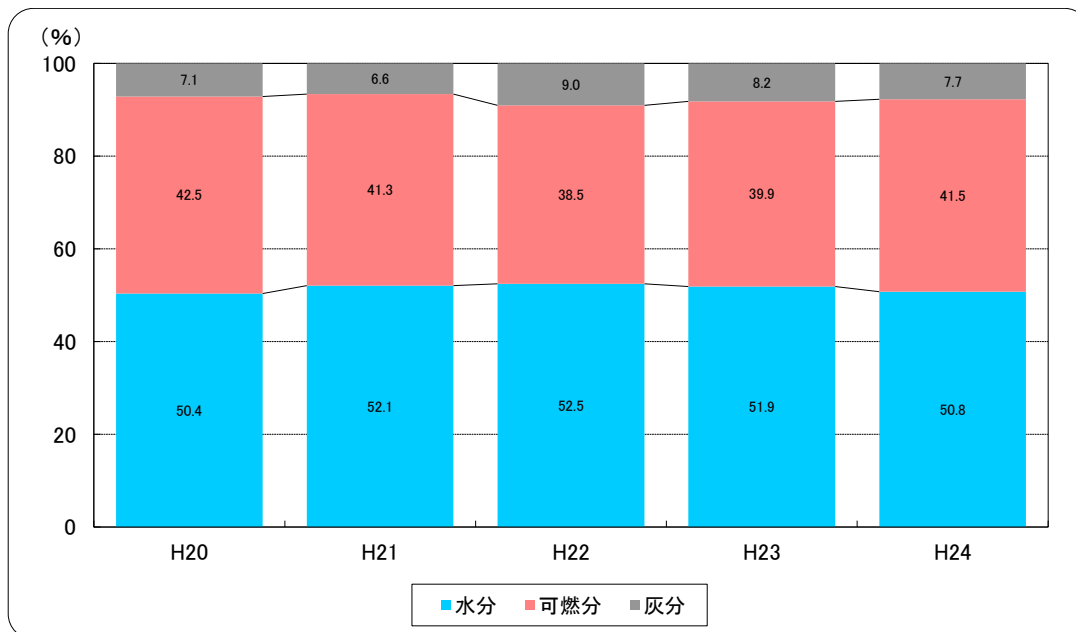


[出展]「南河内環境事業組合 事業概要」

「もえるごみ」の水分・可燃分・灰分の比率は、水分が 50%以上を占め、次いで可燃分が多く、灰分は 7.1～9.0%です。

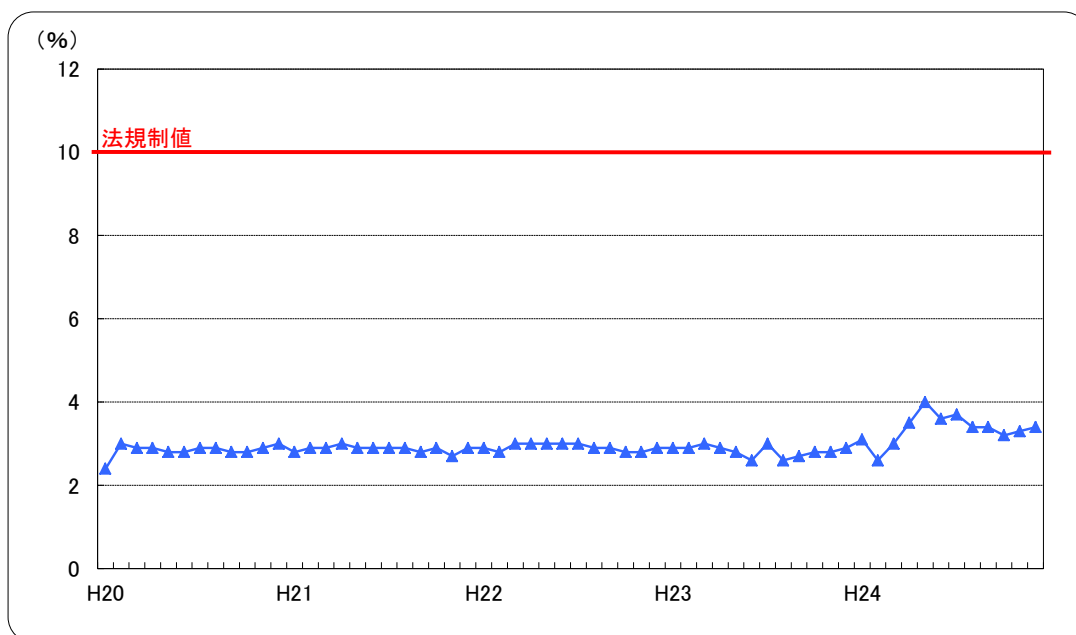
また、焼却残渣の熱灼減量（燃えずに残った未燃分の割合）は、2.4～4.0%で推移しており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に示されている、法規制値である 10%を大きく下回っていることから、安定的な運転がされているものといえます。

図表 2.1.17 三成分の推移



[出展]「南河内環境事業組合 事業概要」

図表 2.1.18 熱灼減量の推移



[出展]「南河内環境事業組合 事業概要」

6. 中間処理

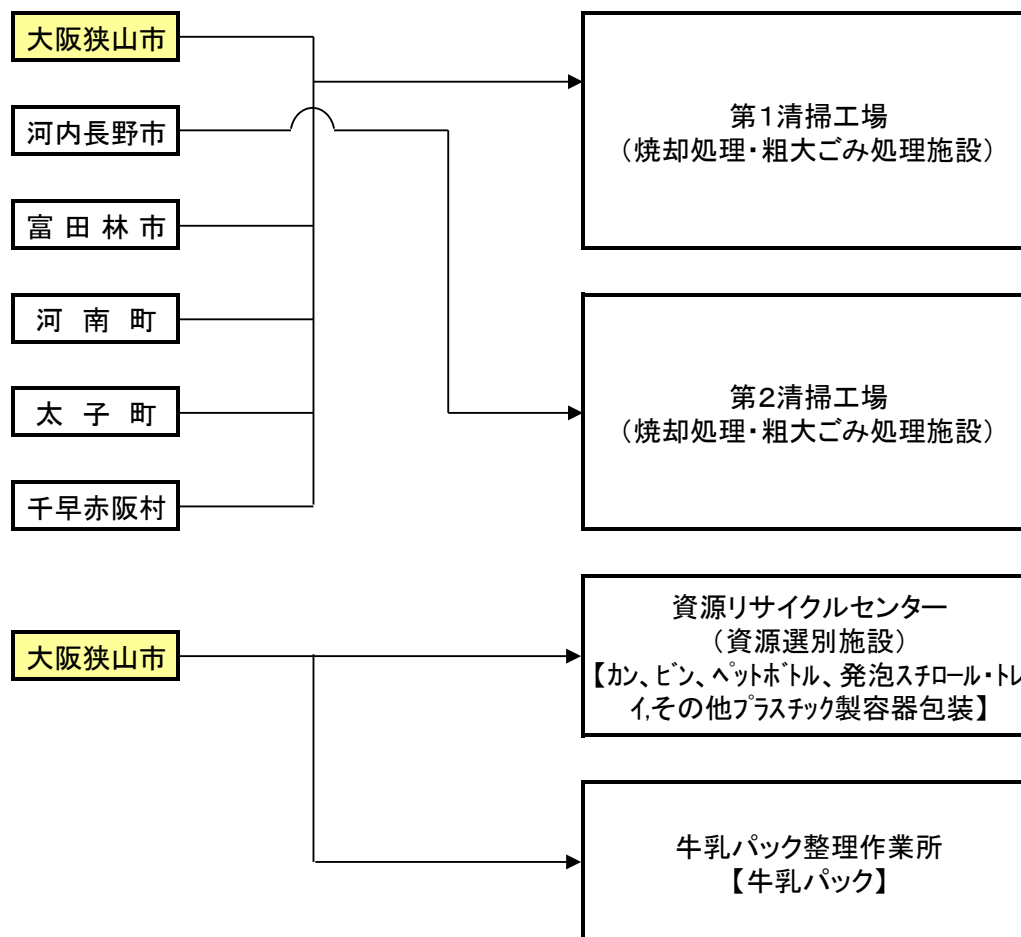
1) 中間処理施設の概要

本市から排出される資源ごみについては、民間の中間処理施設「資源リサイクルセンター」にて処理されています。

処理施設の内訳は、図表 2. 1. 19 に示すとおりです。

本市の「もえるごみ」、「粗大ごみ」は第1 清掃工場に運び、処理しています。第1 清掃工場及び中間処理施設(資源リサイクルセンター及び牛乳パック整理作業所)の概要は、図表 2. 1. 20～2. 1. 23 に示すとおりです。

図表 2. 1. 19 処理施設の内訳



図表 2.1.20 第1清掃工場の概要

施設名		焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
区分	所在地	富田林市大字甘南備2345	
敷地面積		12,056.72㎡	
工事	着工	昭和 57年 7月 23日	昭和 60年 8月 22日
	竣工	昭和 60年 7月 30日	昭和 61年 3月 31日
処理方法		全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
処理能力		300t/24H (150t/24H×2基)	回転式 50t/5H×1基
ピット容量		ごみ 3,225㎡ 灰 350㎡	破碎ごみ 1,497㎡

図表 2.1.21 中間処理施設の概要

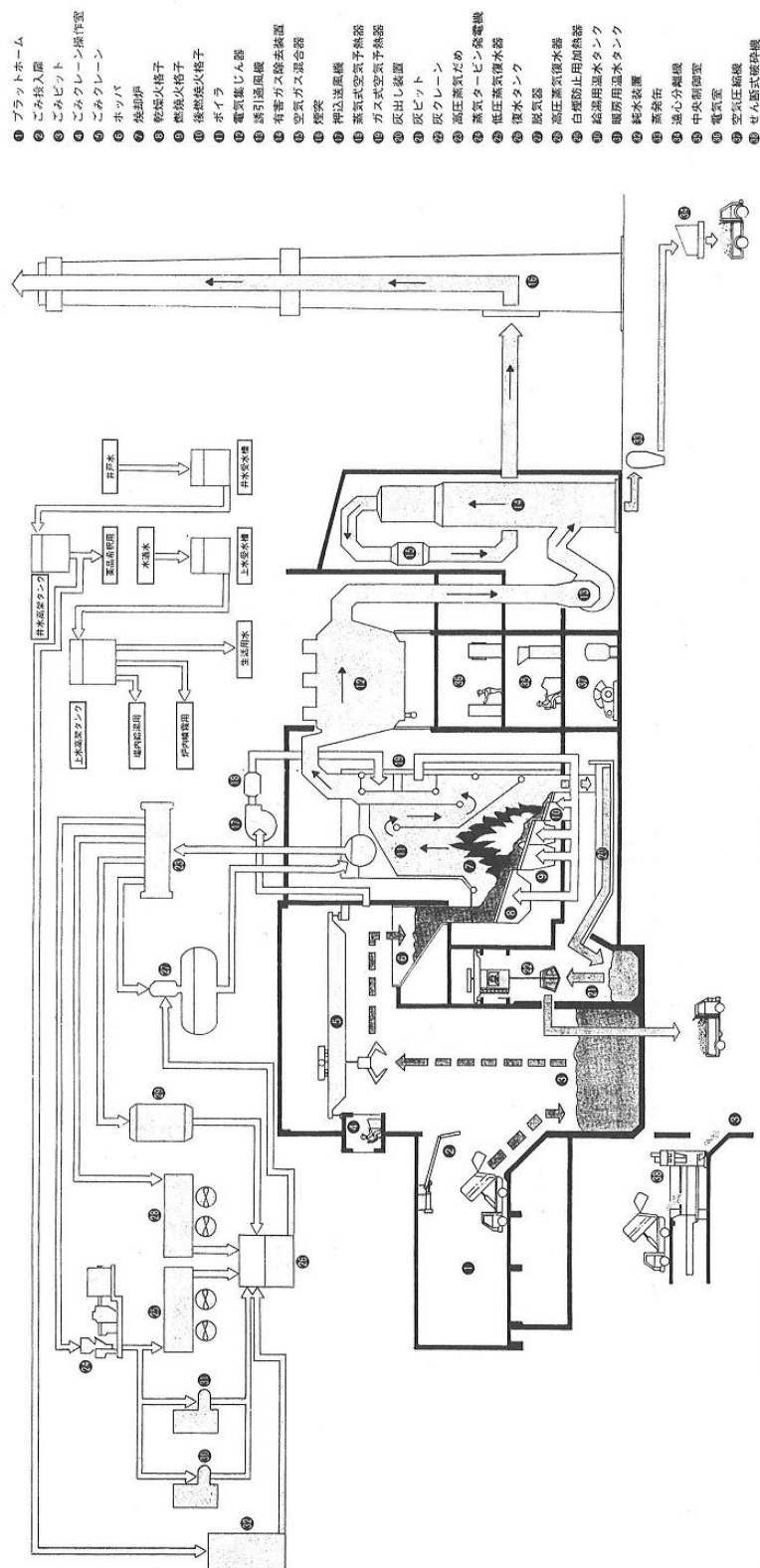
(1) 資源リサイクルセンターの概要

施設名 区分	カン・ビン 選別施設	ペットボトル 減容施設	廃プラスチック 減容施設	ガラス 再商品化施設
所在地	南河内郡河南町大字山城165番地			
敷地面積	11,284.34㎡			
施設竣工日	平成17年12月1日	平成15年11月13日	平成12年11月22日	平成15年11月13日
処理内容	① カン・ビン混合で袋詰め 収集された資源ごみ の破袋 ② 異物の除去 ③ スチール缶の選別・減容 ④ アルミ缶の選別・減容 ⑤ 透明ビンの選別 ⑥ 茶色ビンの選別 ⑦ その他色ビンの選別	① 袋詰め収集されたペット ボトルごみの破袋 ② 異物の除去 ③ 減容・梱包	① 袋詰め収集されたそ の他プラスチックごみの破 袋 ② 異物の除去 ③ 減容・梱包	① カン・ビン選別施設から 出たガラス残渣からの 異物除去 ② ガラス残渣の破碎処理及 び再商品化

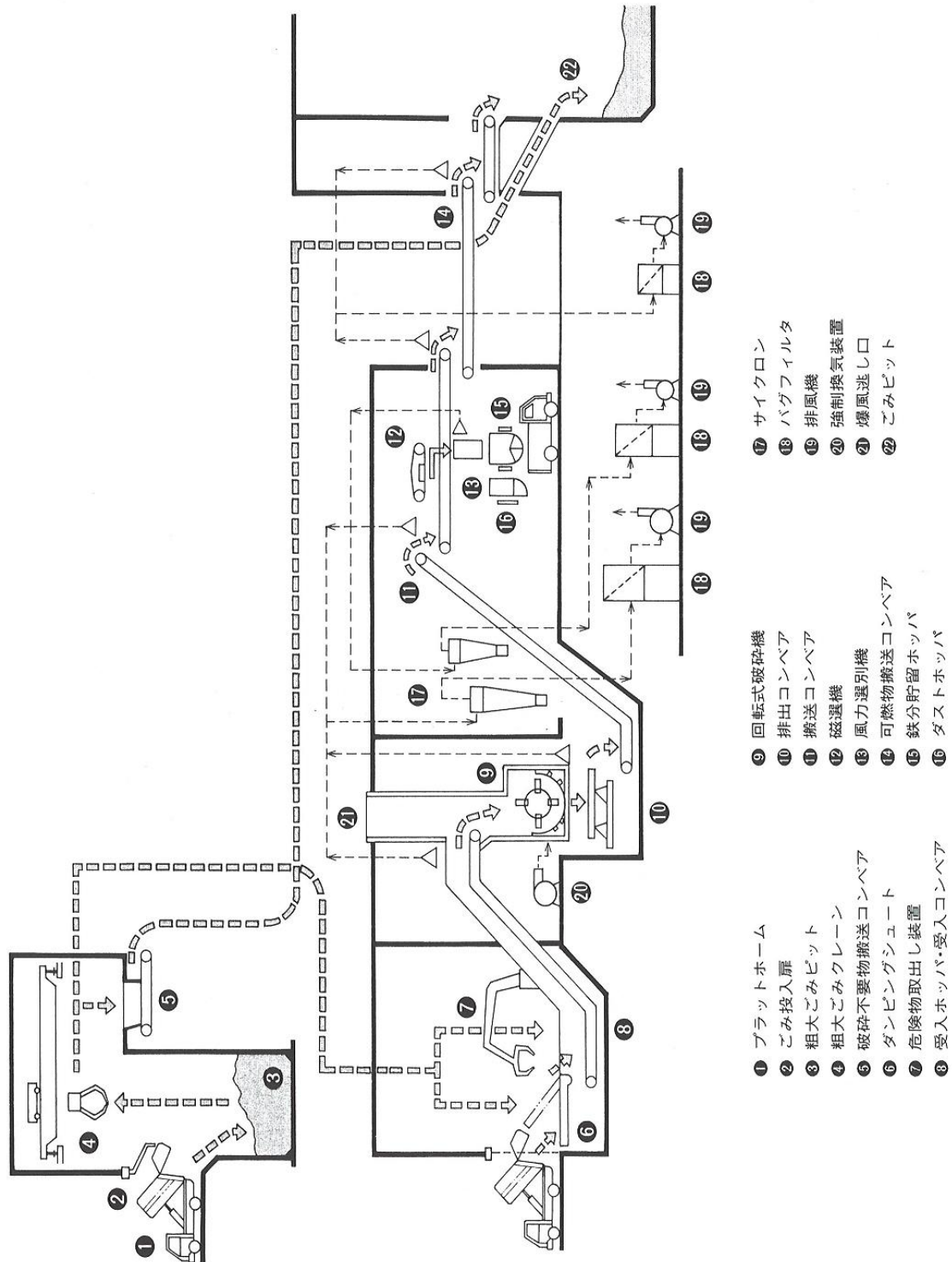
(2) 牛乳パック整理作業所の概要

施設名	牛乳パック整理作業所
区分	所在地
敷地面積	大阪狭山市今熊1-540-3
補完面積	68.04㎡
処理内容	58.00㎡
	① 異物の除去 ② 計量・梱包

図表 2.1.22 焼却処理施設（焼却炉）のフロー



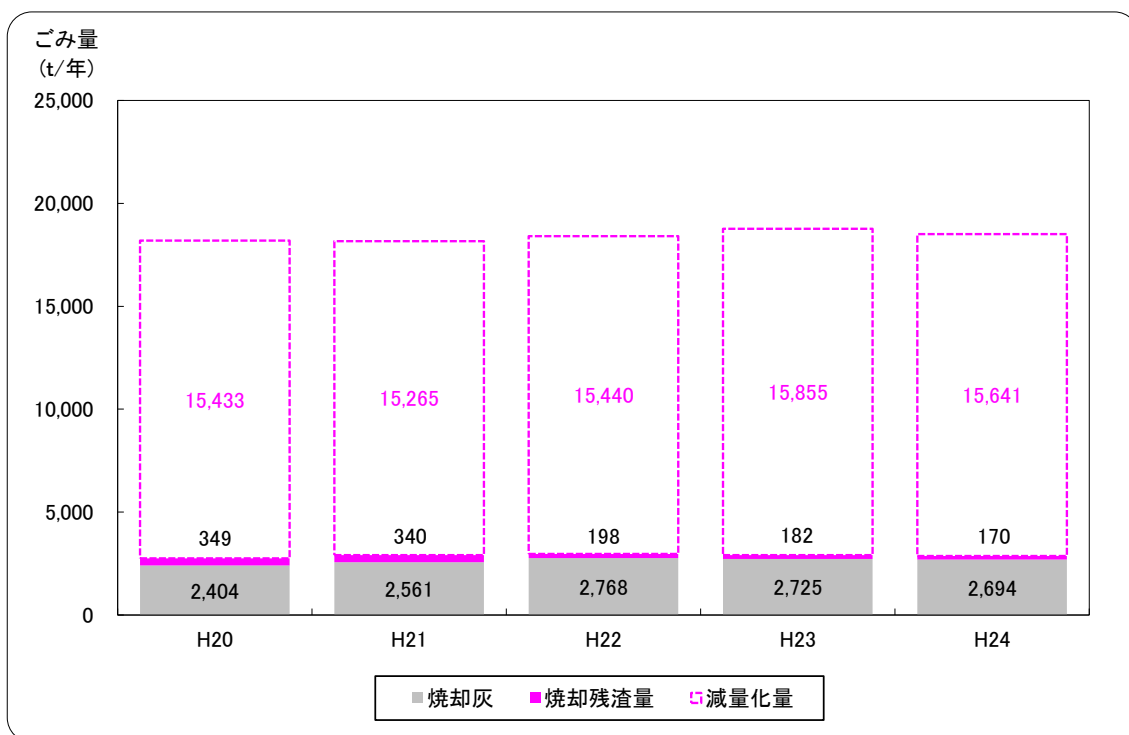
図表 2.1.23 粗大ごみ処理施設のフロー



2) 中間処理量

南河内環境事業組合における焼却処理量（本市分及び資源リサイクルセンターからの可燃物含む）のうち、焼却処理後、15～16%を焼却灰及び焼却残渣として搬出していることから、84～85%が減量化されたことになります。

図表 2.1.24 焼却処理量



※焼却処理量＝もえるごみ＋粗大ごみ処理施設からの可燃物＋資源選別施設からの可燃残渣

※焼却残渣量＝選別鉄＋スラグ

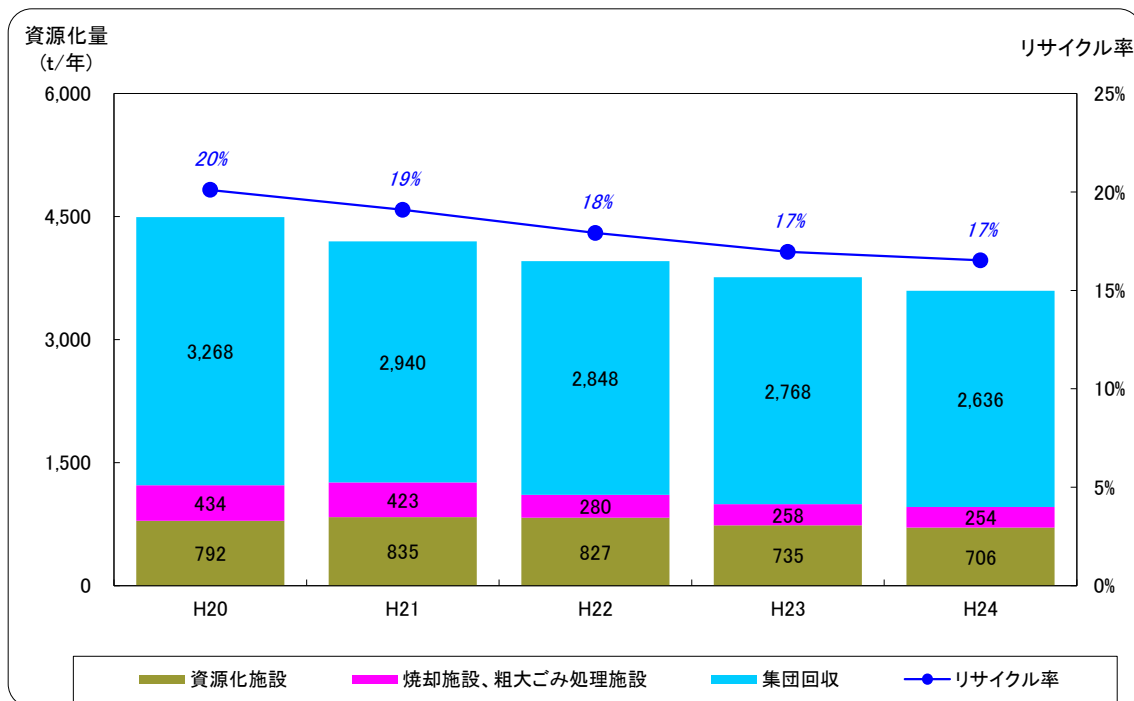
資源化量の内訳は、集団回収が最も多く 72～74%を占め、次いで資源選別施設により資源化されたものが 16～19%、焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設により資源化されたものが 7～10%となっています。

ごみ発生量に対するリサイクル率は、16～20%で推移しております。

リサイクル率は、下記に示す数式によって算出します。

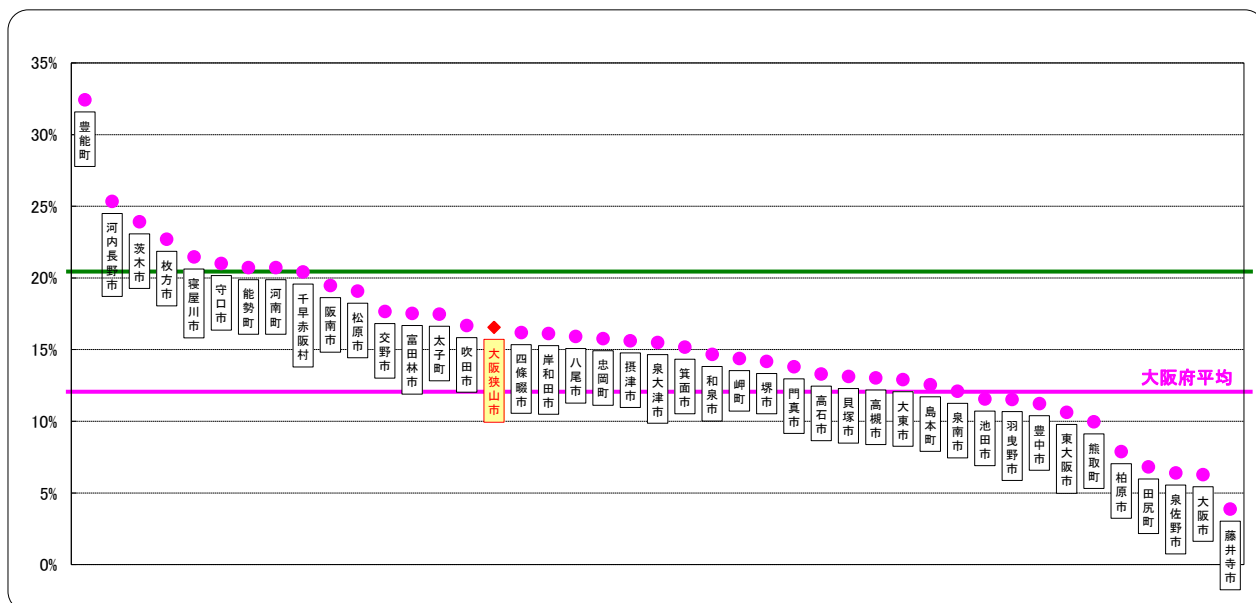
$$\text{リサイクル率} = \text{資源化量} \div \text{ごみ発生量}$$

図表 2. 1. 25 資源化量とリサイクル率



大阪府内の市町村における平成 23 年度のリサイクル率は、次のとおりであり、本市は 16.9%のリサイクル率を達成しています。同年度における大阪府平均が 12.1%であることから、本市の資源化の取り組みは高い水準にあるといえます。

図表 2. 1. 26 大阪府内市町村のリサイクル率（平成 23 年度）



7. 最終処分

1) 最終処分場の概要

南河内環境事業組合の焼却処理施設から搬出された焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）へ委託し、最終処分が行われています。

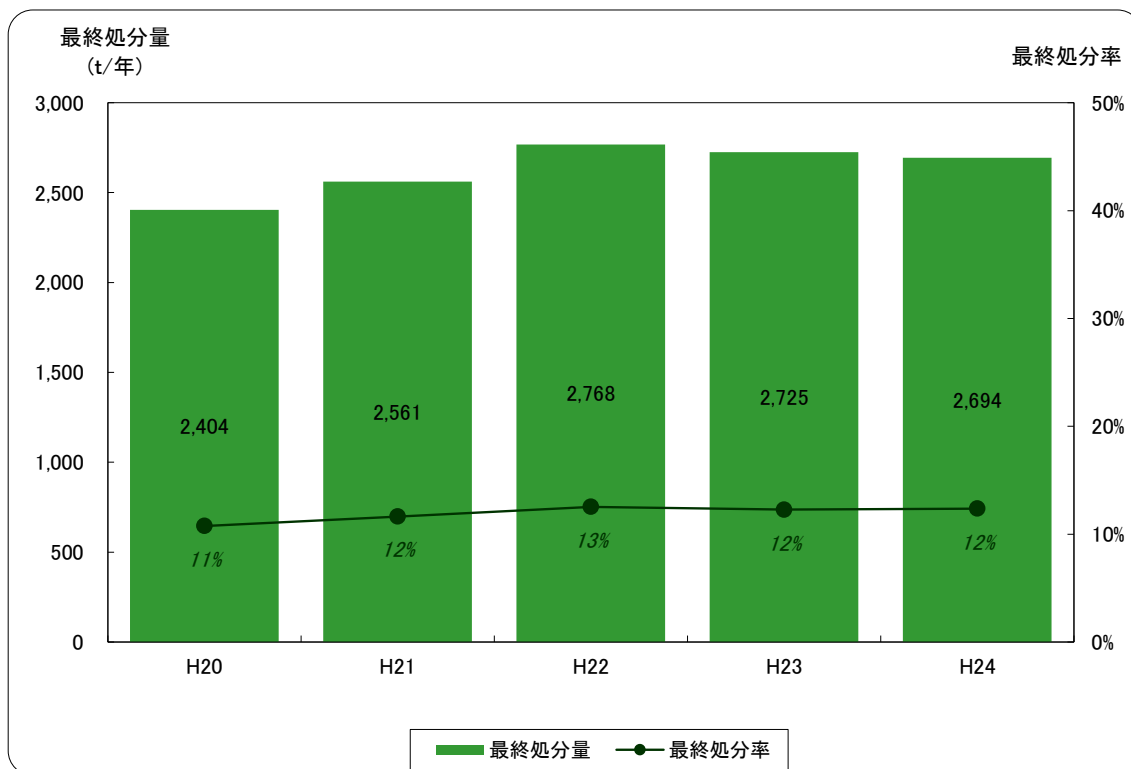
図表 2.1.27 大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)の概要

名 称	大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)
根拠法律	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)
設 立	昭和57年3月1日
広域処理対象地区	近畿2府4県168市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾
業 務	① 港湾管理者の委託 ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
	② 地方公共団体の委託 ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・ 一般廃棄物等による海面埋立て ・ 施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
	③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
	④ 付帯業務
資 本 金	1億3,690万円
出資団体	地方公共団体(174団体) 港湾管理者(4団体)
管理委員会	管理委員長：大阪府知事 管 理 委 員：滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事 和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

2) 最終処分量

ごみ発生量に対する最終処分率は、11～13%で推移しています。

図表 2.1.28 最終処分量と最終処分率

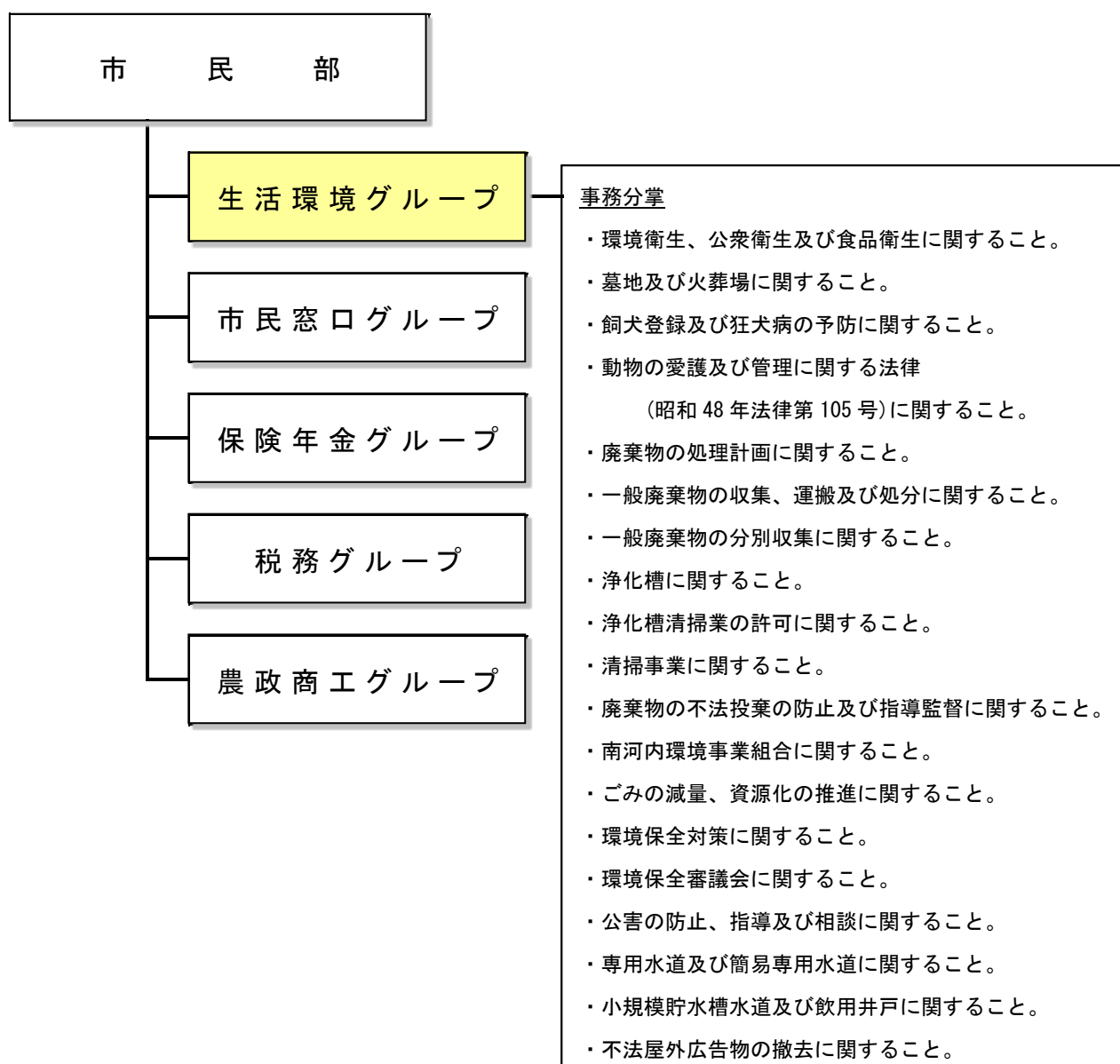


8. ごみ処理体制及び処理コスト

1) ごみ処理体制

市民部の機構及びごみ処理行政を所管する生活環境グループの事務分掌を次に示します。

図表 2.1.29 市民部の機構図



2) ごみ処理コスト

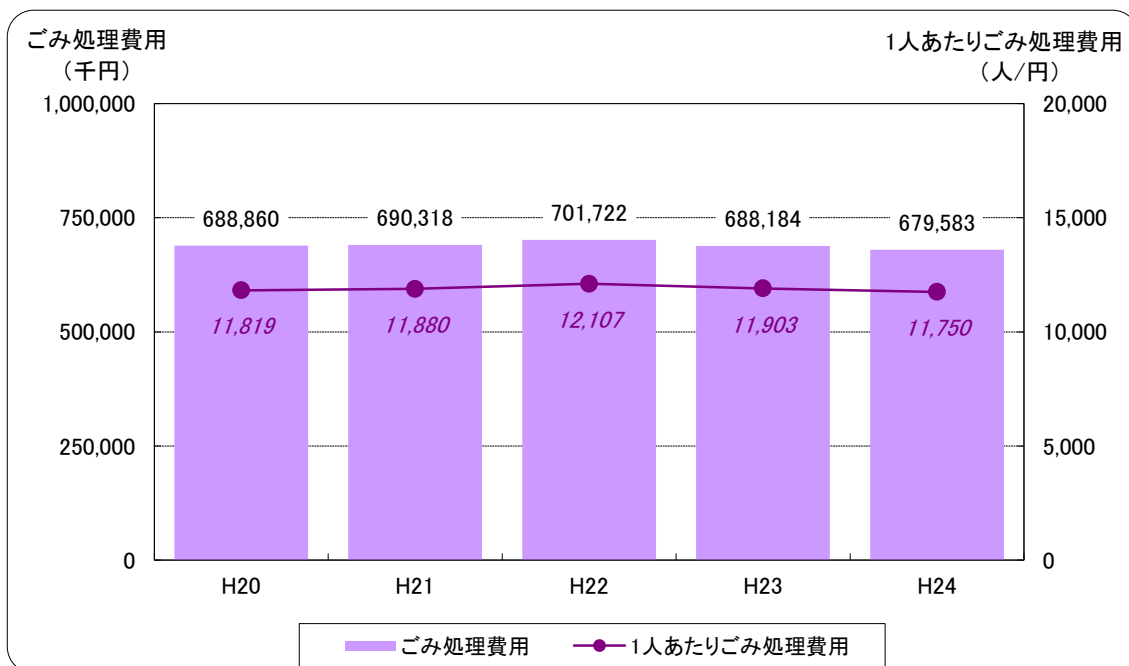
清掃工場の運営費等の負担額を含む本市のごみ処理費用は、年間約 7 億円であり、市民 1 人あたり約 12,000 円となっています。

図表 2.1.30 ごみ処理コスト

内 訳	単位	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	千円	80,370	82,195	82,523	82,784	84,094
委託費	千円	335,578	340,480	333,249	333,132	331,778
収集運搬費	千円	304,302	308,061	302,486	303,044	302,303
中間処理費	千円	31,276	32,419	30,763	30,088	29,475
組合分担金	千円	272,912	267,643	285,950	272,268	263,711
施設補修	千円	51,635	52,003	71,373	59,137	51,793
処理・維持管理	千円	221,277	215,640	214,577	213,131	211,918
合計	千円	688,860	690,318	701,722	688,184	679,583
人口	人	58,285	58,109	57,960	57,816	57,836
1人あたりごみ処理費用	円/人	11,819	11,880	12,107	11,903	11,750

[出典]「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

図表 2.1.31 ごみ処理コストの推移



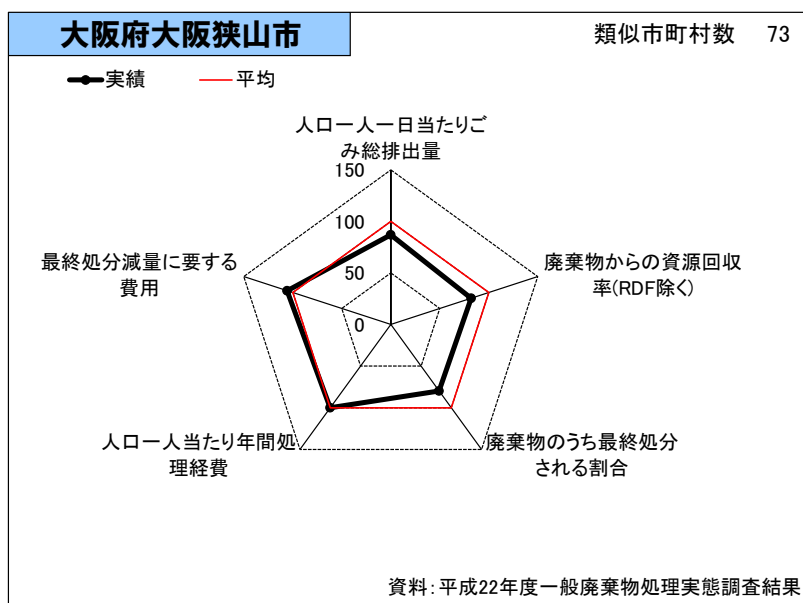
9. ごみ処理に関する検討課題

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本市のごみ処理システムを評価したものは、図表 2.1.32 に示すとおりである。比較対象となるのは産業構造等の似通った全国の類似自治体 73 団体であり、データは「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 22 年度実績版）」を用いています。

各項目において、いずれも平均と同等かそれ以下の評価となっており、今後も費用対効果を勘案しながら、より一層の減量化及び資源化率向上に向けた取り組みが必要であると思われます。

この評価とごみ処理の現状を踏まえ、ごみ処理に関して抽出される課題を次頁に示します。

図表 2.1.32 ごみ処理コストの推移



[出典]「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成 22 年度実績版)」(環境省)

1) 資源ごみ回収率の課題

集団回収を除くごみ排出量の内訳をみると、平成 24 年度実績で、「ペットボトル」が 0.44%、「プラスチック」が 0.13%、「牛乳パック」が 0.04%となっています。

しかし、「市町村分別収集計画策定の手引き（七訂版）」（環境省）によるごみ排出量(集団回収を除く)に占める容器包装廃棄物平均比率は、ペットボトルが 1.5%、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)が 7.2%、牛乳パックが 0.6%と記されていることから、相当程度「もえるごみ」に混入していると考えられます。

したがって、今後とも資源物の分別排出や減量化に対する取り組みを継続していく必要があります。

2) 生ごみ排出量の課題

平成 24 年度に実施したごみ組成分析調査の結果によると、本市のごみは全国平均と比べプラスチック類、草木類、厨芥類の割合が高く、とりわけ厨芥類においてその傾向は顕著に表れています。今後も水を切ってごみを出すように啓発を行うのと併せて、生ごみ堆肥化に対する取り組みを継続していく必要があります。

また、紙類の構成比率が高く、雑がみ類の分別排出を推進する必要があります。

3) 集団回収の課題

集団回収量を過去 5 年間ににおける実績でみると、その量は減少傾向にあります。

集団回収を行うことで、資源物が「もえるごみ」として排出されるのを防ぐことが出来るため、今後とも集団回収登録団体の拡充を図り、分別排出に対する取り組みを継続していく必要があります。

4) 資源化率の課題

本市における資源化率を平成 24 年度実績でみると 17%となっており、さらに過去 5 年間では減少傾向にあり、このまま推移していった場合、「大阪府循環型社会推進計画」に示される目標（平成 27 年度で 29%）を達成することは困難な状況にあるといえます。したがって、今後とも資源物の分別排出や集団回収に対する取り組みを継続していくことにより、資源化率の向上を図る必要があります。

5) 事業系ごみの課題

事業系ごみについては、排出するごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、今後とも資源リサイクル徹底に向けた啓発を促進していく必要があります。それに伴い、ごみの排出動向を詳細に把握することで、諸対策を検討していく必要があります。

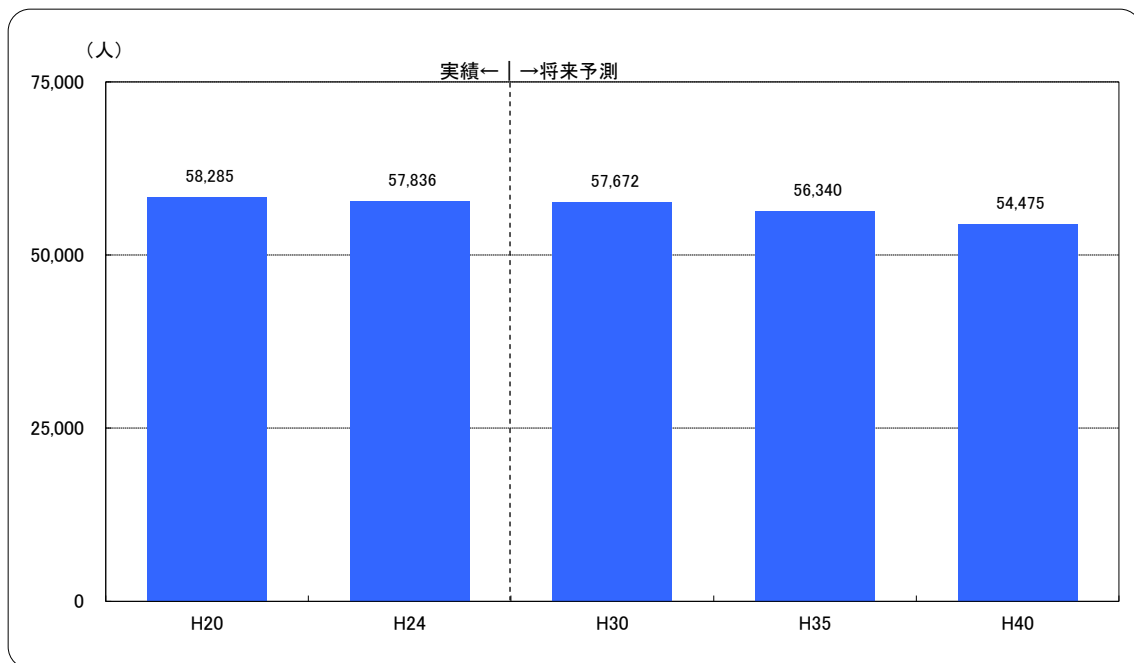
第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画条件

1. 計画人口

本市の将来人口予測は、年々減少し、平成40年度には54,475人と、平成24年度の94%程度になると予測されます。

図表 3.1.1 計画人口の見込み



2. ごみ発生量

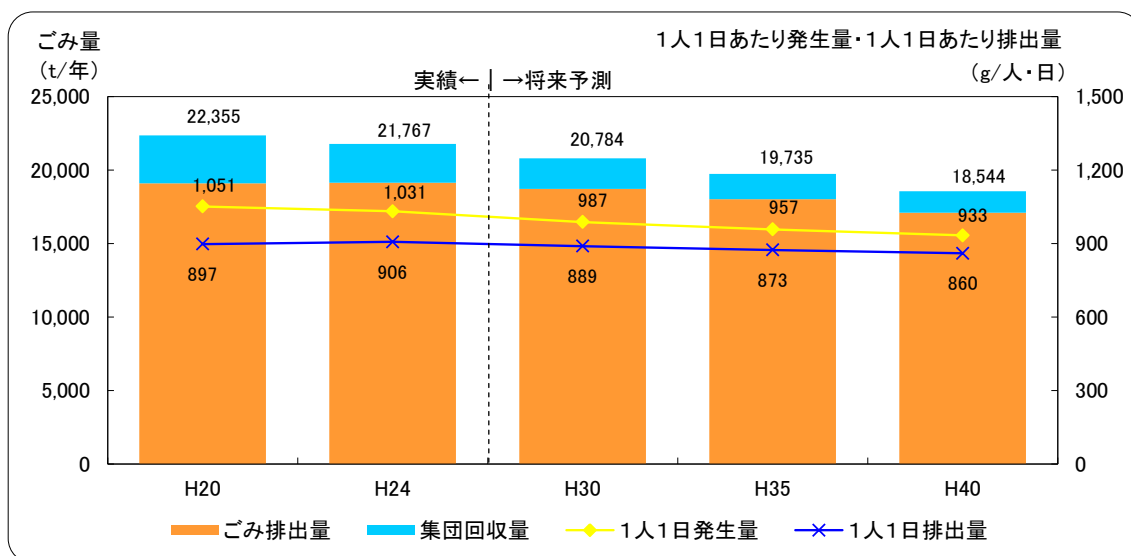
1) 予測手法

将来のごみ発生量及び処理・処分量の予測手法は、資料編に示すとおりです。まず、過去5年間の1人1日あたりのごみ種類別排出量実績を理論的傾向線に当てはめ、これに将来の計画人口をかけて、将来のごみ種類別発生量を算出します。また、過去5年間の残渣発生率や有価物の回収率を参考に、将来の資源化量・最終処分量を算出します。

2) 予測結果

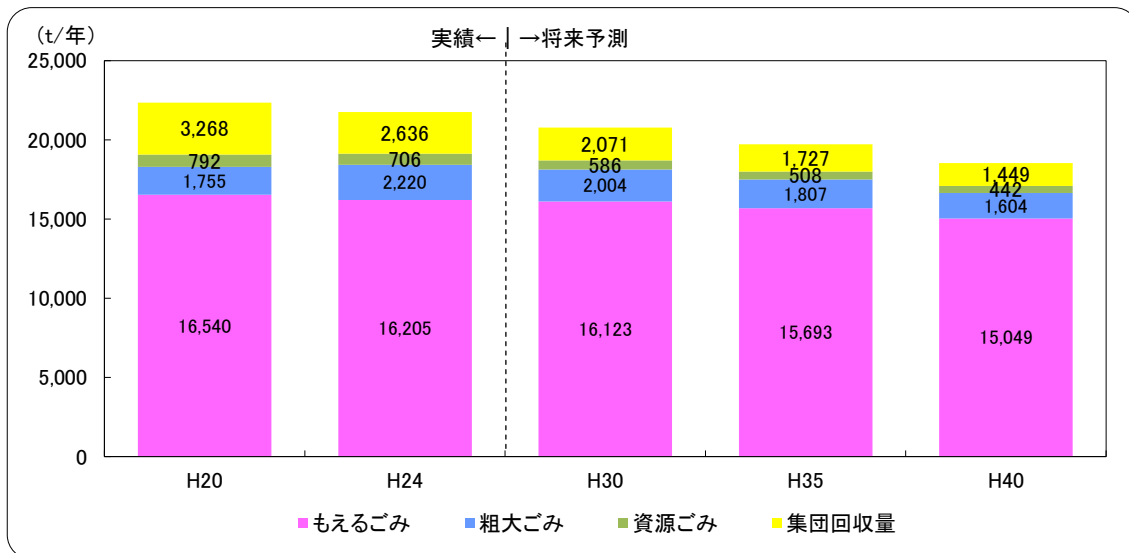
1人1日あたりのごみ発生量（集団回収を含む）は、平成24年度の1,031gに対して、平成40年度には933gに減少すると予測されます。これに伴い、ごみ発生量（集団回収を含む）も減少傾向になることが予測され、平成40年度には18,544tと、平成24年度の21,767tに対して約85%に減少すると見込まれます。

図表 3.1.2 1人1日あたり発生量・排出量の推移



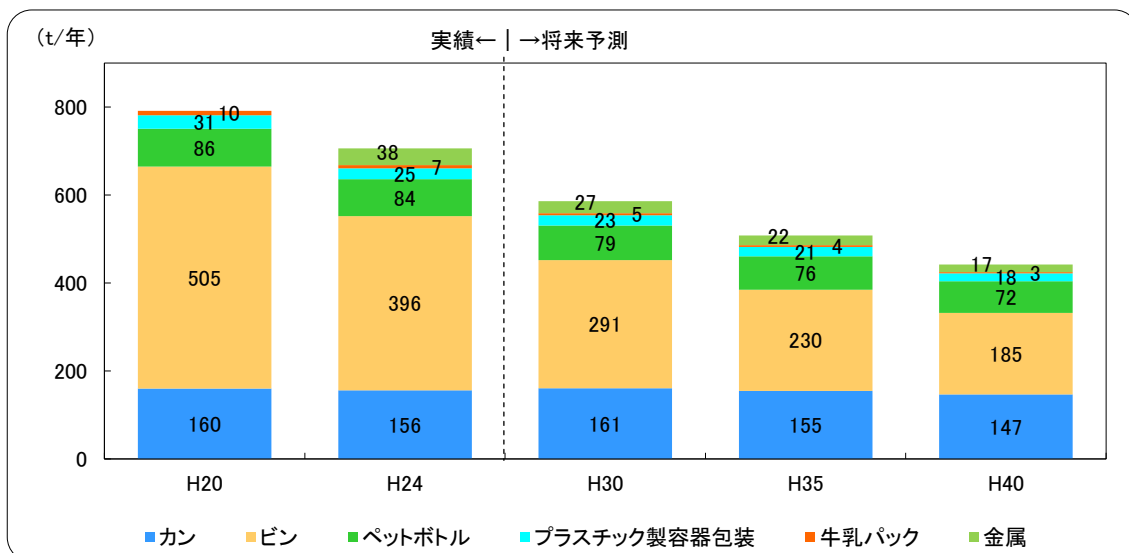
種類別にみると、いずれのごみも減少傾向になることが予測されます。

図表 3.1.3 ごみ発生量の推移



また、資源ごみの内訳は以下のようになり、ペットボトルのみ増加傾向になることが予想され、その他のごみは減少傾向になることが予測されます。

図表 3.1.4 資源ごみ発生量の推移

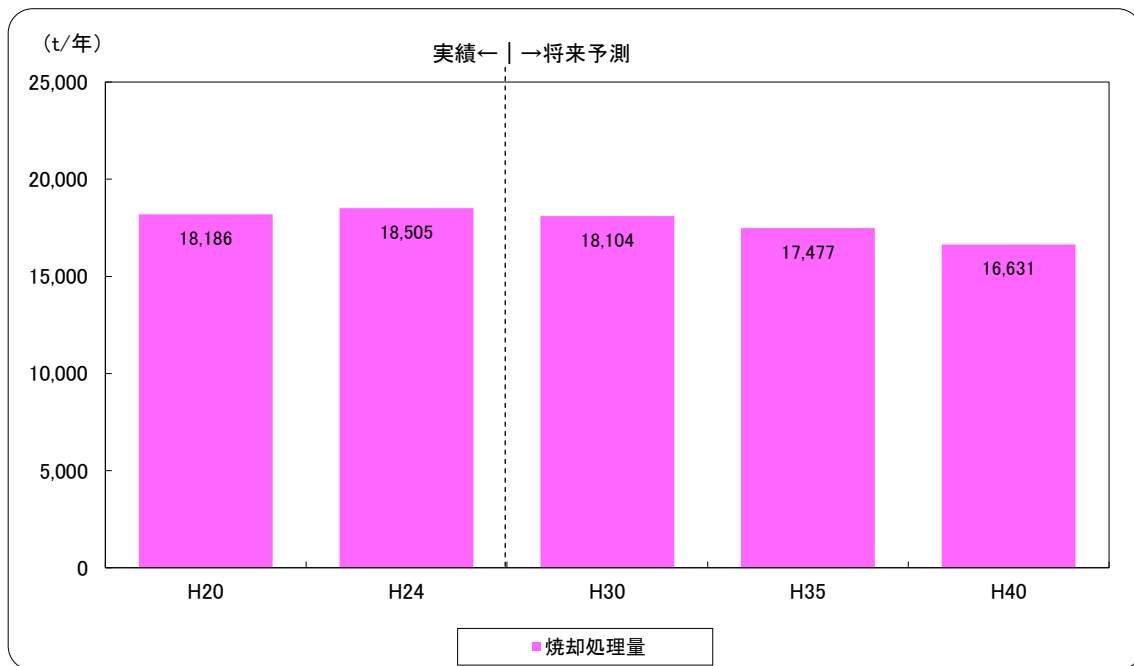


3. ごみ処理・処分量

1) 焼却処理量

「もえるごみ」及び「粗大ごみ」の排出減少に伴い、焼却処理量も減少傾向で推移することが予測されます。焼却処理量は、平成40年度には16,631 tと、平成24年度の18,505 tに対して約90%になると見込まれます。

図表 3.1.5 焼却処理量

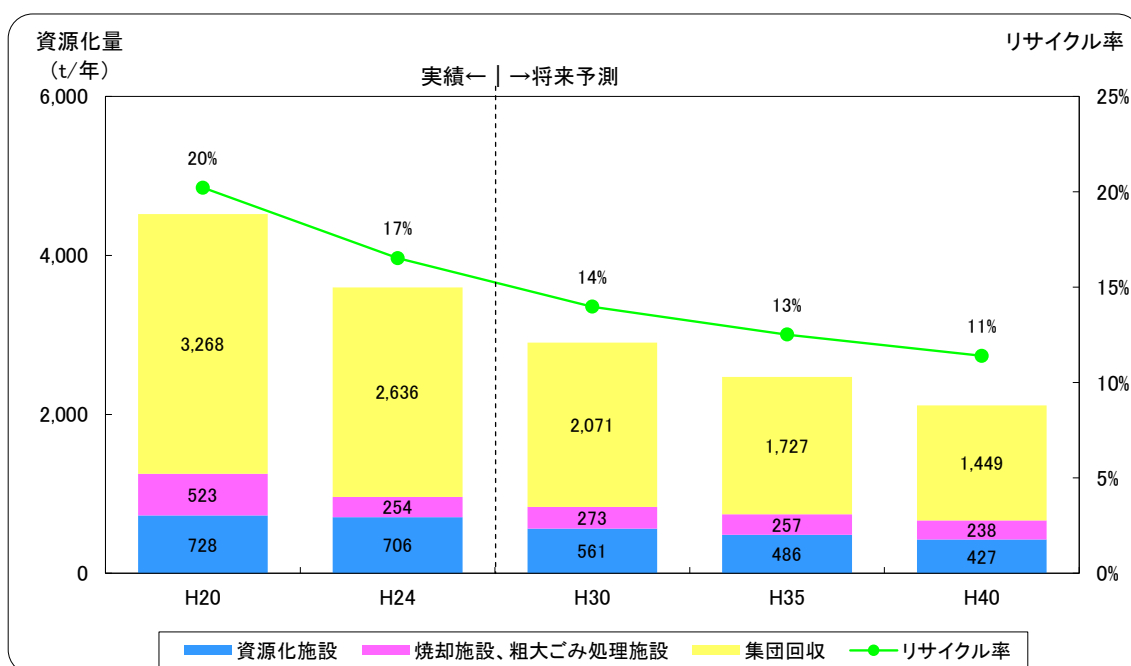


2) 資源化量

人口の減少に伴い、資源化量もごみ発生量とともに減少傾向になることが予測されます。資源化量は、現行の分別収集体制を継続した場合平成 40 年度には 2,114 t と、平成 24 年度の 3,596 t に対して約 59%に減少すると見込まれます。

ただし、ごみ発生量も減少することから、平成 40 年度におけるリサイクル率は 11%と見込まれ、現在よりもリサイクル率が減少するものと予測されます。

図表 3.1.6 資源化量とリサイクル率

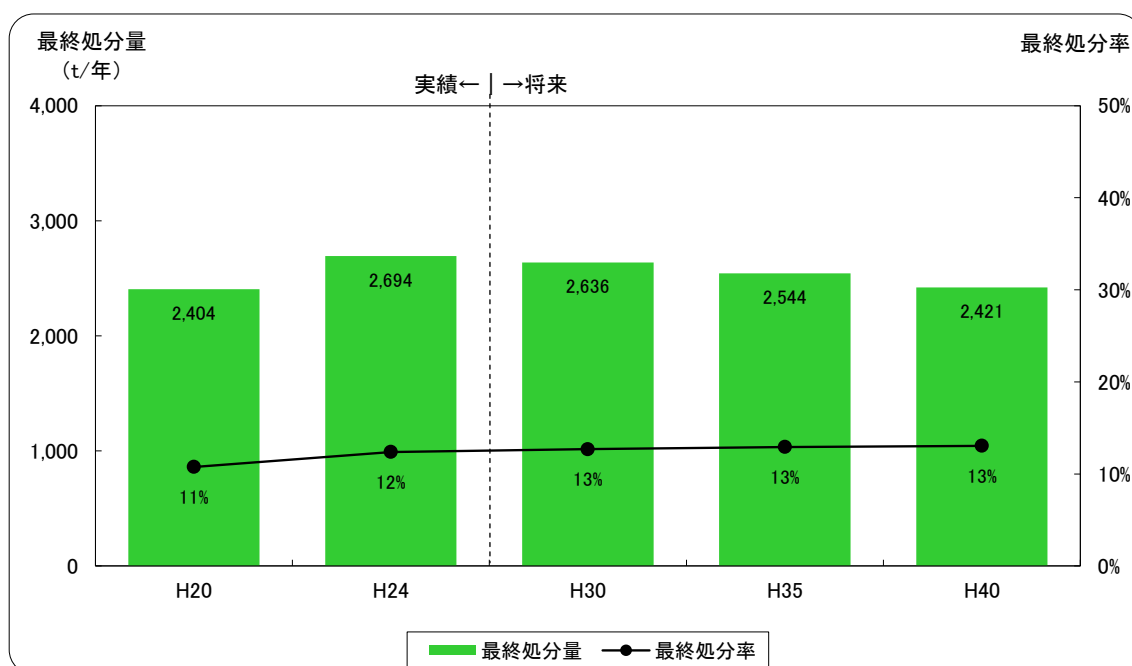


3) 最終処分量

焼却処理量の推移に伴い、そこから発生する焼却灰量も減少傾向で推移すると予測されます。最終処分量は、平成 40 年度には 2,421 t と、平成 24 年度の 2,694 t に対して約 10%減少すると見込まれます。

ただし、ごみ発生量も減少することから、最終処分率は現在と同様の約 13%程度で推移するものと見込まれます。

図表 3.1.7 最終処分量と最終処分率



第2節 ごみ処理の理念と基本方針

1. ごみ処理の理念

～ ワースト1からベスト1へ ～

現状脱却に向けて

本市は、南河内環境事業組合を構成する6市町村（河内長野市、富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村、大阪狭山市）の中で、ごみ発生量は最も多く、資源リサイクル率は最も低いのが現状です。

その現状を踏まえ第四次総合計画の中では、「①ごみ減量化の推進」と「②資源リサイクルの推進」のふたつを施策として掲げ、ともに実践する循環型社会づくりを目指します。

その実現には、資源の枯渇につながり、大気汚染や水質汚濁など環境に大きな影響を与えてきたこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システム構造は捨て、今後はこれまでの生活スタイルを見直し、ごみの排出抑制を図るとともに、再資源化と適正な処理の推進が求められます。

市民協働による取り組み

本市にかかわるすべての人が主体的に参画し協働することにより、住民・事業者・行政が相互に働きかけ、一体となって取り組むことで、特に南河内のごみ処理圏域において「ワースト1からベスト1へ」となるよう「循環型社会の形成」を実現させていきます。

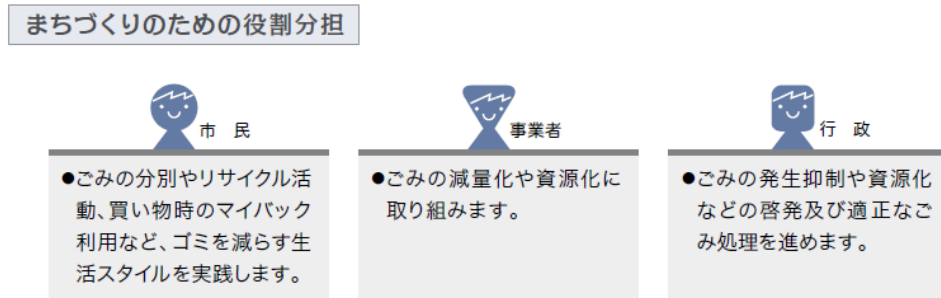
4 Rの実践

本市では、3 Rの取り組みともうひとつ住民ひとりひとりがもっと身近にできるRを自分で選択しそれに関わっていく「4 R = 3 R + 1 R」の考えを推進しています。住民ひとりひとりが身近なことからもっと関わることで、常に意識していく環境を作っていきます。

また、『大阪狭山市環境保全に関する基本条例』では、良好な環境の保全と向上に関し基本的な事項を定め、現在と将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、各人の責務とその実現に向けた基本的施策を明示しています。

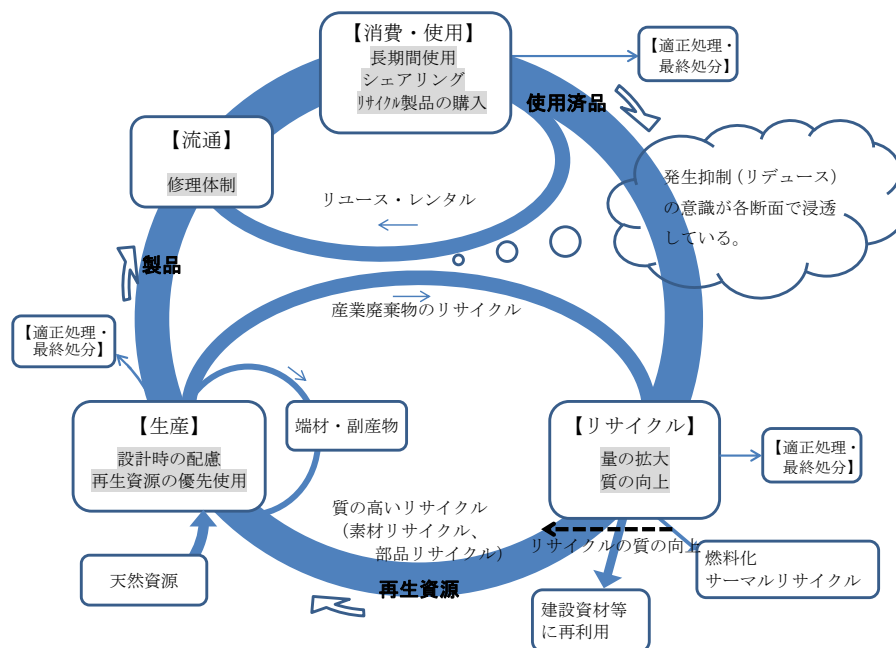
その他、『大阪府循環型社会推進計画』では、目指すべき循環型社会の将来像に至るまでの資源循環の流れと取り組みの方向性のイメージが示されています。「リサイクル」され「生産」に向かう量を増やすことで、外部からの投入量を削減し、処理・処分される量を少なくするというものです。

図表 3.2.1 まちづくりのための役割分担



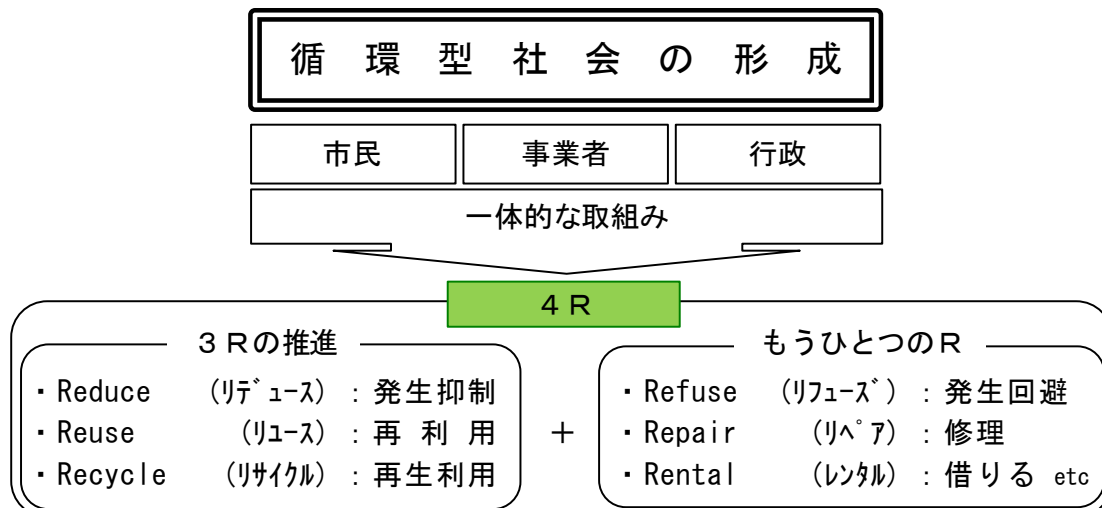
出典：大阪狭山市第四次総合計画

図表 3.2.2 目指すべき循環型社会の将来像に至るまでの資源循環の流れ



出典：大阪府循環型社会推進計画

図表 3.2.3 取り組みのイメージ



2. ごみ処理の基本方針

環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るため、市民・事業者・行政が協働して、廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）し、廃棄物を再利用（Reuse：リユース）し、また再生利用（Recycle：リサイクル）する「3R」を柱に、発生回避（Refuse：リフューズ）等を加えた「4R」の推進を基本方針とし、排出抑制・資源化を進めるための取り組みを以下に示します。

図表 3.2.4 基本方針に基づく施策

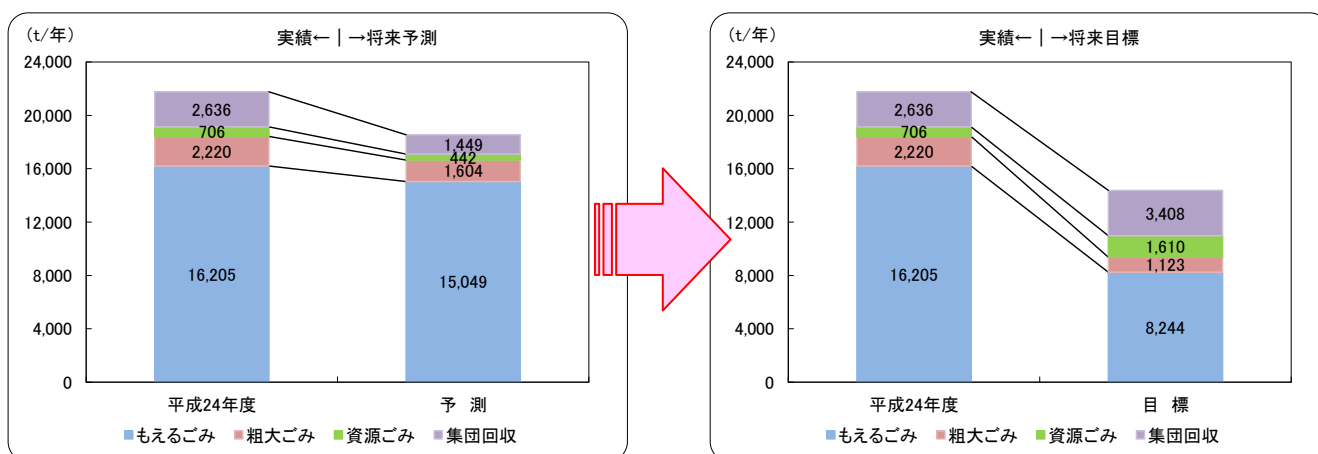
施 策	取 り 組 み 内 容
ごみ減量化の推進	市民・事業者・行政が一体となりごみの減量化を推進します。また、生ごみ排出時の水切りの徹底、生ごみ堆肥化のさらなる促進、レジ袋の削減計画、さらにReduce 及びReuse の推進により、ごみそのものの排出抑制を図ることで、引き続き適正なごみ処理に努めます。
資源リサイクルの推進	資源ごみのさらなる分別徹底と、その他プラスチック製容器包装の全域収集の実現、ビンの収集品目の拡大、ペットボトルの収集回数増加など今後実施すべき項目の検討も視野に入れることで、資源化物や再利用可能物のRecycle を促進し、再資源化による循環型社会づくりに努めます。
啓発の推進	生ごみ排出時の水切りネット使用や雑がみの分別排出の啓発活動を広報、ホームページ等を通じて推進します。また、廃棄物減量等推進員等の活動を広め、市民の意識向上を図ることで循環型社会形成に対する強い意識を持つよう強く働きかけていきます。
新しい制度の確立	小型家電リサイクル法に基づく電化製品回収や剪定枝・落葉のリサイクル実施など、新しい制度の実施に向けた調査・研究を行い、今後の取り組みに向けた新しい働きかけを実施していきます。

第3節 計画の目標

1. 目標値の設定

—challenge 40—	
平成40年度において	①ごみ排出量 — 39%削減(平成24年度比)
	②リサイクル率 — 36%達成

図表 3.3.1 平成24年度実績と予測・目標の推移



大阪狭山市第四次総合計画では、排出量を平成32年度で22%削減、リサイクル率を平成32年度で28%にするとの数値目標を掲げています。

本市において平成24年度に実施したごみ組成調査結果から、水分を多く含んでいる生ごみ等が多い（厨芥類の割合が多い）と考えられるため、ごみを出す前に水切りをしっかりと行うことで燃えるごみの量は大きく削減されると思われます。

また、資源化ごみ量は、資源化ごみの収集量の基準となる「市町村分別収集計画策定の手引き（七訂版）」に示される平均値と本市の平成24年度実績値を比較すると、大きな隔たりがあります。これは、本来分別されることによって回収されるはずの資源ごみが「もえるごみ」として排出されているためで、今後さらなる回収が可能であると考えられます。

ごみの排出量を減らし、リサイクル率を増やすためには、市民ひとりひとりの環境に対するさらなる意識向上と、各種ごみの分別徹底が大原則となります。

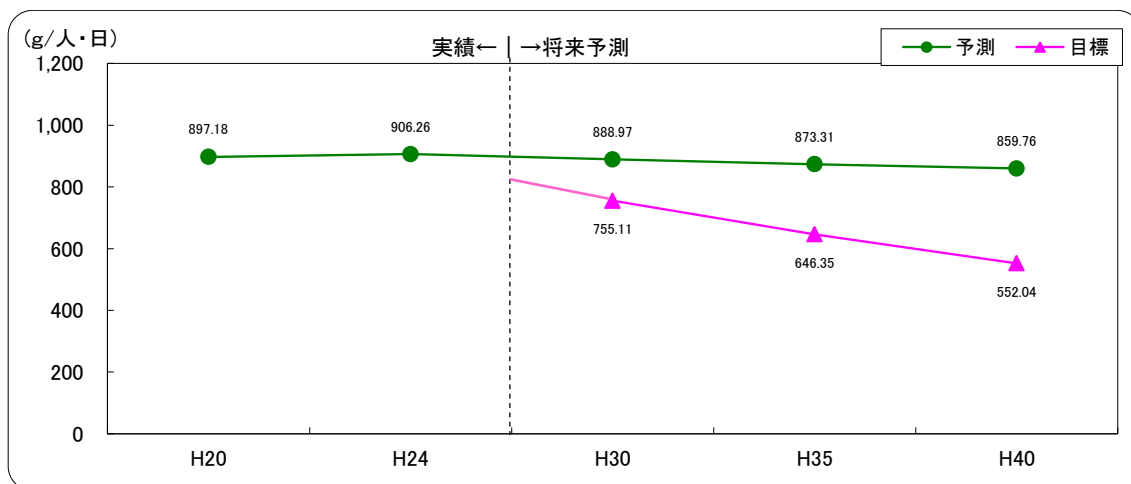
第四次総合計画の数値目標から、本計画では上記に示す目標値を掲げます。

2. 予測と目標の比較

1) 1人1日あたりごみ排出量

目標年次（平成 40 年度）における 1 人 1 日あたりごみ排出量は、平成 24 年度実績 906.26 g / 人・日に対して、資源ごみの分別を徹底することで目標値 552.04 g / 人・日（約 354 g / 人・日：約 39%の排出抑制）にします。

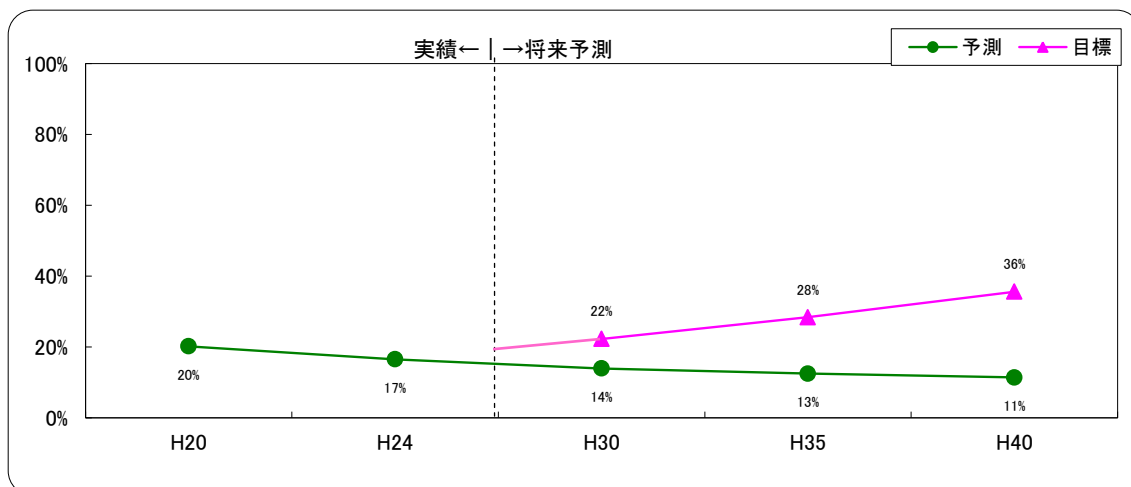
図表 3.3.2 1人1日あたりごみ排出量の推移



2) リサイクル率

目標年次（平成 40 年度）におけるリサイクル率は、平成 24 年度実績 17%に対して、目標値 36%（約 19%の向上）にします。

図表 3.3.3 リサイクル率の推移



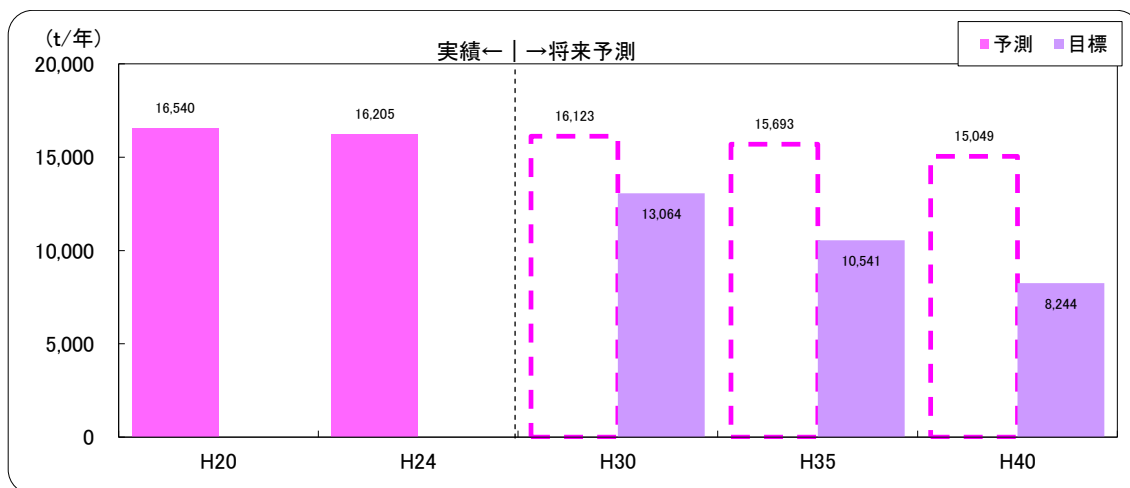
3) もえるごみ

「もえるごみ」の量は、予測においては減量していくことが見込まれます。

生ごみについては、ごみに出す前に水切りを徹底し、またボカシ容器の貸与制度や生ごみ処理機の購入補助制度などの利用を促進することなどにより減量します。さらに従来「もえるごみ」として出されていた資源ごみの分別をより徹底することで、目標年次（平成40年度）における「もえるごみ」の量は、予測値 15,049 t/年に対して、目標値 8,244 t/年（約 6,805 t/年：約 45%の排出抑制）にします。

図表 3.3.4 もえるごみ量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	16,540	16,205	16,123	15,693	15,049
目標	—	—	13,064	10,541	8,244



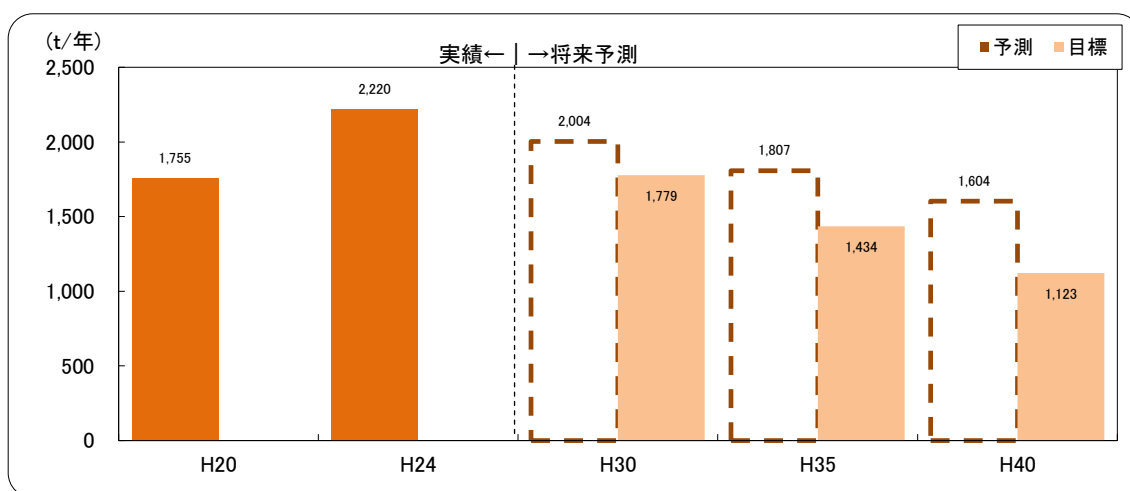
4) 粗大ごみ

「粗大ごみ」の量は、予測において減量していくことが見込まれます。

粗大ごみについては、リユースを促進する仕組みをつくり、また現在多量に混入しているカン・ビン等のリサイクル資源の分別を徹底することで、目標年次（平成40年度）における「粗大ごみ」の量は、予測値 1,604 t/年に対して、**目標値 1,123 t/年**（約 481 t/年：約 30%の排出抑制）にします。

図表 3.3.5 粗大ごみ量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	1,755	2,220	2,004	1,807	1,604
目標	—	—	1,779	1,434	1,123

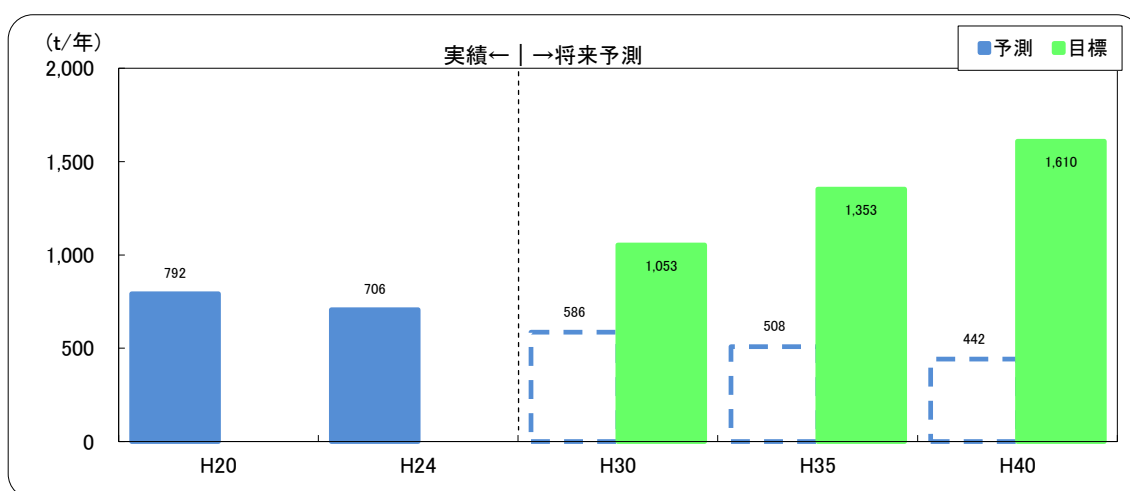


5) 資源ごみ

以下に示す各ごみの分別の徹底等の取り組みを推進することで、目標年次（平成40年度）における「資源ごみ」の量は、予測値 442 t/年に対して、目標値 1,610 t/年（約 1,168 t/年の増）にします。

図表 3.3.6 資源ごみ量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	792	706	586	508	442
目標	—	—	1,053	1,353	1,610

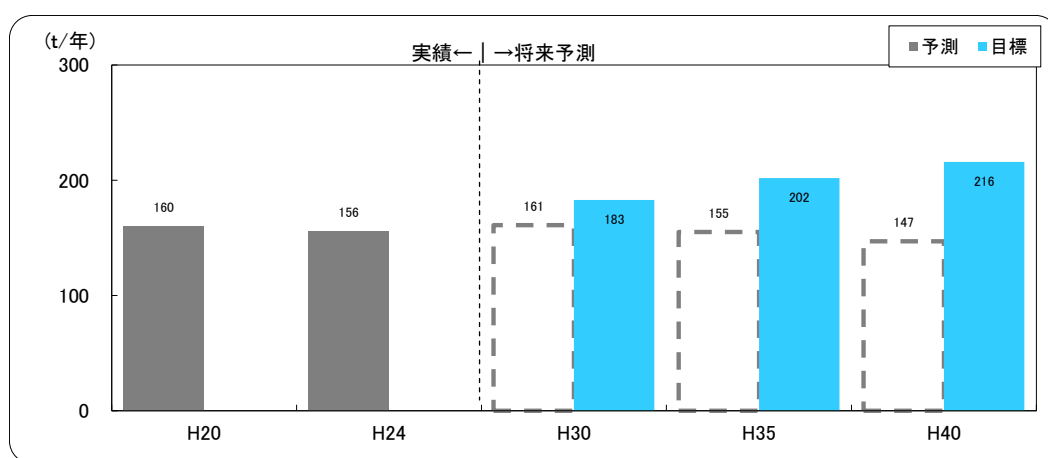


① カン

現状以上にさらに分別を徹底すること、また現在設置しているリサイクルボックスを更新することに伴う市民意識の向上、設置箇所数の増加などを勘案し、目標年次（平成 40 年度）における予測値 147 t/年に対して、**目標値 216 t/年**（約 69 t/年の増）にします。

図表 3.3.7 カン量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	160	156	161	155	147
目標	—	—	183	202	216

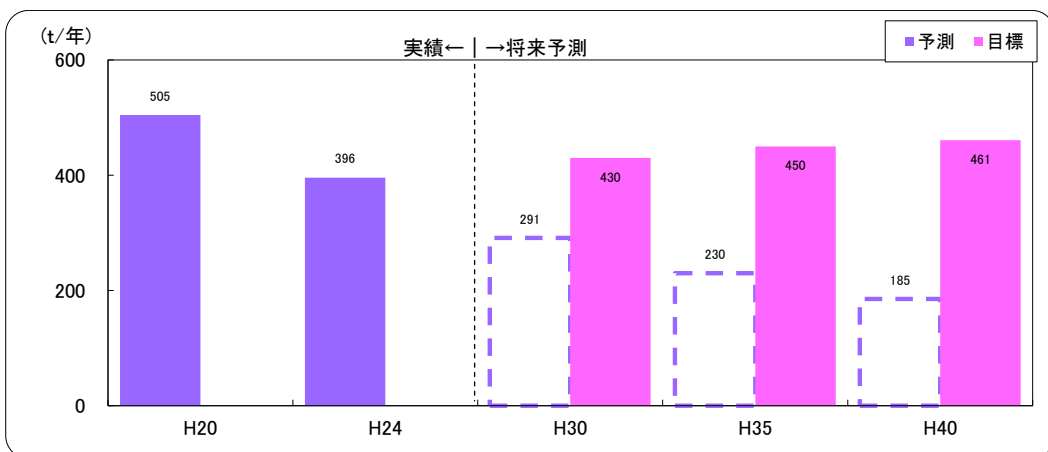


② ビン

現状以上にさらに分別を徹底すること、また収集品目の拡大などにより、目標年次（平成 40 年度）における予測値 185 t/年に対して、**目標値 461 t/年**（約 276 t/年の増）にします。

図表 3.3.8 ビン量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	505	396	291	230	185
目標	—	—	430	450	461

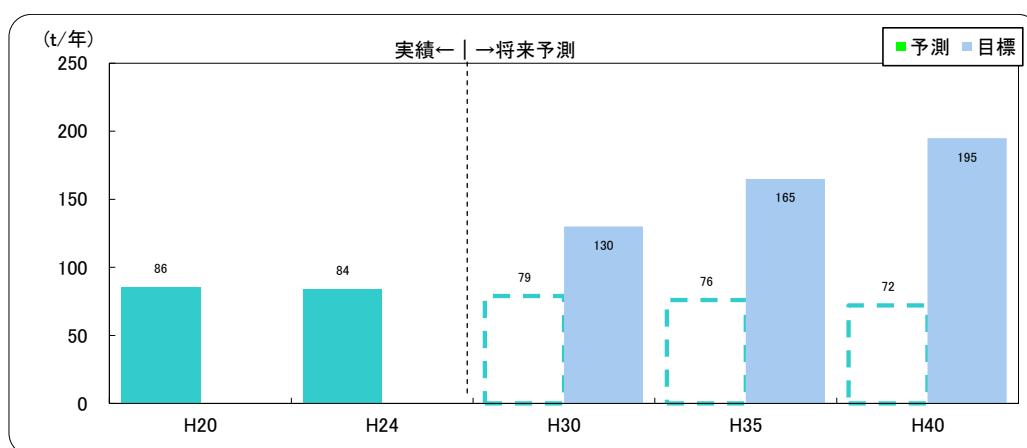


③ ペットボトル

現状以上にさらに分別を徹底すること、また排出量の増加に伴い、現在の月1回収集から月2回収集へ変更するなど収集体制の拡大などを進めることで、目標年次（平成40年度）における予測値72t/年に対して、**目標値195t/年**（約123t/年の増）にします。

図表 3.3.9 ペットボトル量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	86	84	79	76	72
目標	—	—	130	165	195

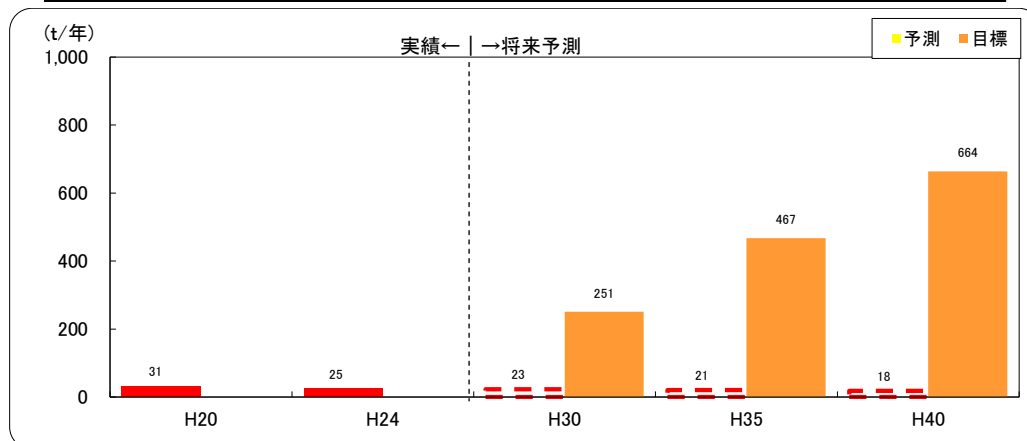


④ プラスチック製容器包装

現状以上にさらに分別を徹底すること、また組成調査の結果からもえるごみに含まれるプラスチック類が多いこともあり、収集運搬体制やコストの検討を行ったうえで現在の限定されている収集範囲を市域全域実施に変更することなどにより、目標年次（平成40年度）における予測値18t/年に対して、**目標値664t/年**（約646t/年の増）にします。

図表 3.3.10 プラスチック製容器包装量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	31	25	23	21	18
目標	—	—	251	467	664

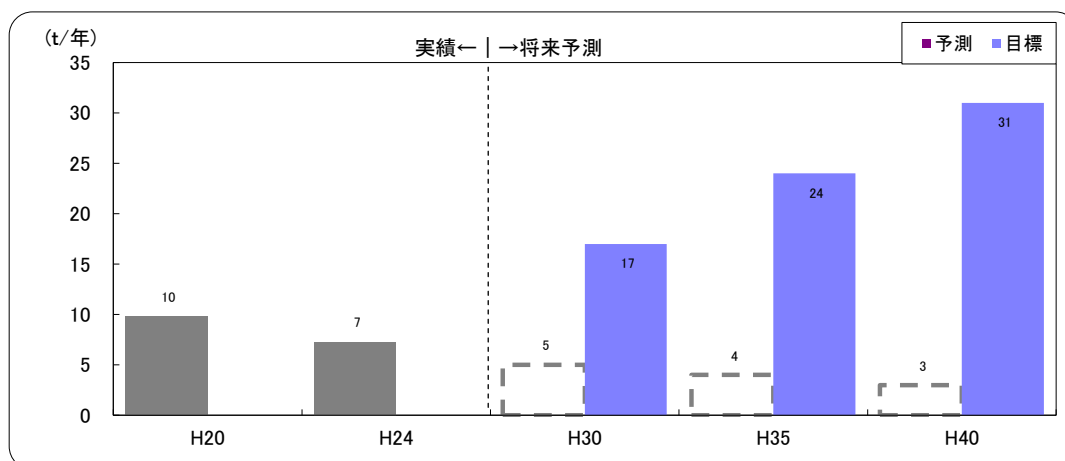


⑤ 牛乳パック

現状以上にさらに分別を徹底することにより、また回収ボックスの設置箇所数の拡大などにより、目標年次（平成 40 年度）における予測値 3 t /年に対して、目標値 31 t /年（約 28 t /年の増）にします。

図表 3.3.11 牛乳パック量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	10	7	5	4	3
目標	—	—	17	24	31

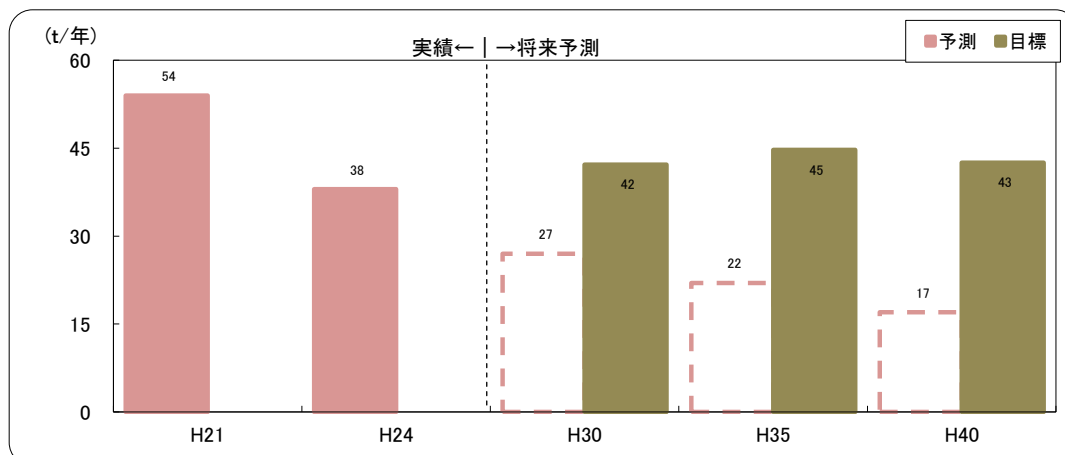


⑥ 金属

現状以上にさらに分別を徹底することにより、また、小型家電リサイクル法による分別収集の実施徹底で、リサイクル資源として収集する量を増加させることなどにより、目標年次（平成 40 年度）における予測値 17 t /年に対して、目標値 43 t /年（約 26 t /年の増）にします。

図表 3.3.12 金属量の推移

	平成21年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	54	38	27	22	17
目標	—	—	42	45	43

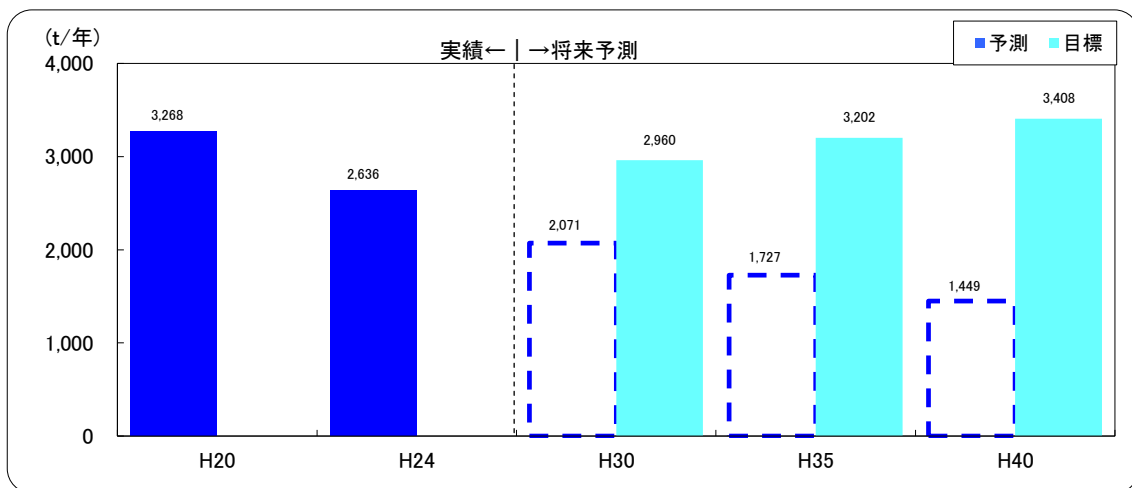


6) 集団回収

現状以上にさらに分別を徹底することにより、また雑紙の分別実施の仕組みづくり、さらに現在では量の把握ができていない自治体として組織されていない所に働きかけるなどすることにより、目標年次（平成40年度）における予測値1,449 t/年に対して、目標値3,408 t/年（約1,959 t/年の増）にします。

図表 3.3.13 集団回収量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	3,268	2,636	2,071	1,727	1,449
目標	—	—	2,960	3,202	3,408

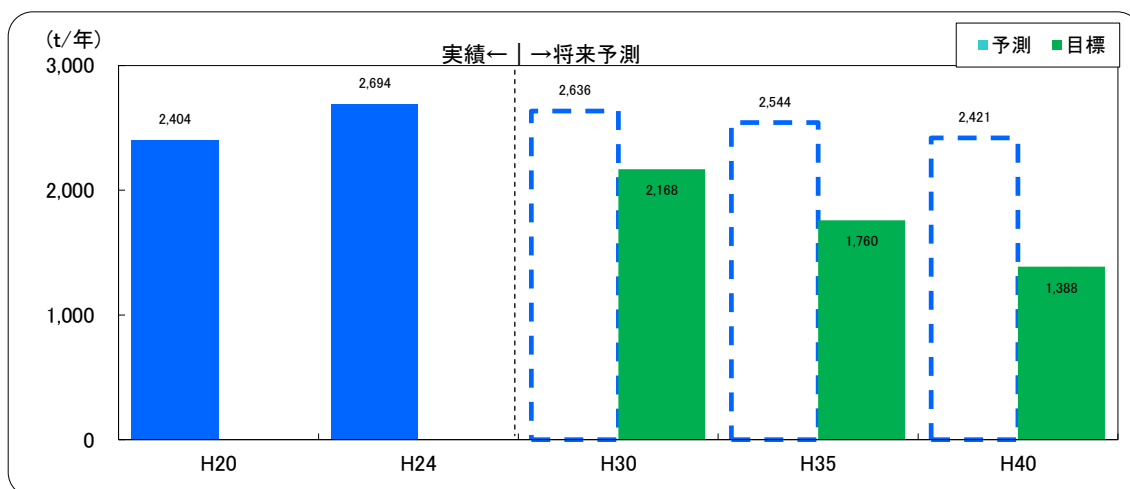


7) 最終処分量

目標年次（平成 40 年度）における最終処分量は、予測値 2,421t/年に対して、
目標値 1,388t/年（約 1,033t/年：約 43%の減少）を達成することを目標とします。

図表 3.3.14 最終処分量の推移

	平成20年度	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
予測	2,404	2,694	2,636	2,544	2,421
目標	—	—	2,168	1,760	1,388



3. 減量化目標達成のための役割、方策

先に定めた減量化及び再資源化目標を達成するために、行政、市民及び事業者が各々果たすべき役割、方策を以下に示します。

1) 行政の役割

本市においてごみの減量化・再資源化を図るため、行政・住民・事業者の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとします。

図表 3.3.15 行政の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
環境教育、啓発活動の充実	大阪狭山市廃棄物減量等推進員等で作る『大阪狭山市ごみ減量対策推進会議』において、ごみの減量化・資源化の推進や美化意識高揚に向けた啓発及び適正なごみ処理のための指導・啓発活動を実施する。
	市民、事業者に対して、ゴミ排出量の増大、最終処分場の逼迫やごみ処理に要する経費の増加など、ごみ処理の状況について、情報を提供し認識を深めてもらうとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な排出方法などに関する啓発活動に積極的に取り組む。
	学校などにおける副読本等を活用した環境教育、牛乳パックの回収などリサイクルの取組みや、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用して啓発活動を行う。
	市広報誌、あるいは自治会等の回覧を通じて容器包装廃棄物が適正に排出されるよう啓発を進めるとともに、事業者にも容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するよう啓発する。
減量化	シール制によるごみの収集については、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、また周辺市町村との調整等も含め、必要に応じて部分有料制度の見直しを検討する。
	直接搬入ごみの処理手数料について、必要に応じて見直していく。
助成、支援	生ごみ処理機の補助制度や生ごみぼかし用バケツ・コンポスト貸与制度の充実を図り、さらに住民の環境に対する意識向上を目指すとともに、増大する要求に応える体制を確立していく。
	自治会等の市民団体による再生資源集団回収を促進するためと、集団回収登録団体の拡充を図るため、引き続き支援を実施する。
過剰包装等の抑制	包装の簡素化のために、簡易包装の啓発を地域の商店街やスーパーマーケット等を対象に行う。

	レジ袋等の販売包装の有料化や繰り返し使用が可能な買い物袋の持参に向けた啓発・指導を行う。
再使用の促進	リターナブル容器（洗って何度も繰り返し使える容器）や再生資源を原材料として使用した製品の積極的な利用・販売を促進する。
再資源化	資源化物の回収については、リサイクルボックスの更新、その他プラスチック容器包装分別の全域実施、ペットボトルの回収回数の増加、雑紙の回収、剪定枝・葉のリサイクル実施等の施策により、市民の意識向上を目指すとともにさらなる資源化を実施する。
	自治会等の市民団体が取り組んでいる集団回収及び小売店等での店頭回収については、取扱品目を増やすなど、その拡充を図る。

2) 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努め、分別を徹底するとともに、市が取り組むごみの排出抑制・資源化に関する施策に協力するものとします。

図表 3.3.16 市民の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
環境意識の向上	買う前に本当に必要なのかを考え、不要なものを買わない。また、分別の際には識別マークをきちんと確認し、適切な分別を行う。
	身近にできることを自ら選択しかかわっていくことで、4 Rを実践していく。
資源等分別回収の促進	古紙・古布類等については、自治会などの登録団体が行っている集団回収へ出すようにする。
	販売店等で引き取り可能なものは、極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行う。
	リターナブルビンについては、販売店等に戻すようにする。
	トレイ、牛乳パック等の店頭回収を積極的に利用する。
	市が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行う。
生ごみの排出抑制	計画的に食品を購入し、賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどしてごみを極力少なくする。
	水切りネットを使用するなどして、ごみ袋に入れる前にしっかり水切りをする。
過剰包装の自粛	シャンプーなどは詰め替え用を利用し、簡易包装に協力する。
	マイバッグを持参し、余計なレジ袋などの過剰包装は断る。
使い捨て製品の 使用抑制	使い捨て製品の使用を抑制する。また、できるだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを心がける。
再生品、不要品の再使用	日用品は、再生品を使用するように努める。
	地域で開催されるフリーマーケットやバザーを活用し、要らなくなったものは必要とする人に譲る。

3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・資源化に努めるとともに、市が取り組むごみの排出抑制・資源化に関する施策に協力するものとします。

図表 3.3.17 事業者の役割

方 策	役 割 及 び 内 容
ごみ排出事業者	排出した事業系廃棄物は自らの責任において適正に処理し、発生抑制と、再利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努める。
	発生抑制や再使用の取組み後に発生する事業系ごみは適正区分し、処理するまで適正に保管する。
	従業員に対してごみの排出抑制・資源化に関する意識の高揚を図っていく。
製造事業者	製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理が困難となることのないようにするとともに、適正な処理が困難になっているときは、自ら回収し、又はその他の措置を講ずるよう努める。
	長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量に努める。
	自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量に努める。
	過剰包装の自粛、容器の回収等を行うよう努める。
	再利用が可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の一般廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動に参加し、協力することにより廃棄物の減量に努める。
	宣伝広告を通じて消費者にごみの排出抑制・資源化の意識高揚を行う。
流通業者・販売業者	消費者にマイバッグ持参を呼びかけ、また再生品の利用を推奨していく。
	過剰包装を行わず、適正包装の促進と開発を行っていく。
	使い捨て容器を用いた商品の販売を自粛し、環境やりサイクルを考えた商品の販売に努める。

第 4 節 ごみの適正処理計画

1. ごみの処理主体

本市におけるごみの処理主体は、図表 3.4.1 に示すとおりである。

図表 3.4.1 ごみの処理主体

種類	収集運搬	中間処理	再生利用／最終処分
もえるごみ	大阪狭山市 または委託業者	南河内環境事業組合	焼却灰：大阪湾フェニックスセンター 有価物：再生資源回収業者
粗大ごみ	大阪狭山市	南河内環境事業組合	焼却灰：大阪湾フェニックスセンター 有価物：再生資源回収業者
空き缶・空きビン	委託業者	資源リサイクルセンター	再生資源回収業者
古紙・ダンボール	集団回収	再生資源回収業者	再生資源回収業者
ペットボトル	委託業者	資源リサイクルセンター	日本容器包装リサイクル協会
発泡スチロール・トレイ	委託業者	資源リサイクルセンター	日本容器包装リサイクル協会
その他プラスチック製容器包装	委託業者	資源リサイクルセンター	日本容器包装リサイクル協会
家庭電化製品・金属類	委託業者	再生資源回収業者	再生資源回収業者
牛乳パック	大阪狭山市	ボランティア	再生資源回収業者

2. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬の目標

ごみ排出方法（ルール）の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していくものとします。

また、環境保全に配慮した収集・運搬車両の切り替えを検討するとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとします。

2) 収集区域の範囲

本市の行政区域全域を計画収集区域とします。

3) 収集・運搬の方法

① ごみの収集区分

家庭系ごみについては、当面、直営・委託業者による収集体制としますが、社会、経済情勢の変化により適宜見直しを行っていきます。

② ごみの排出方法

排出方法は、市民がごみを分けやすく、また排出しやすくするためだけに定めるのではなく、衛生的かつ迅速に収集・運搬し、安全かつ効率的に処理及びリサイクルを行うためにも重要であることから、今後とも排出方法（ルール）の周知徹底を図っていくものとし、地区ごとの監視や必要に応じてパトロールを実施していくものとしします。

当面は、現状の排出方法を維持していくものとししますが、今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて、見直しを図っていくものとしします。

さらには不法投棄に対する監視も重視していきます。

③ 収集方式

戸別回収を原則とし、牛乳パックとカン・ビンについては拠点回収、古紙については集団回収とします。

④ 収集頻度

当面は、現状の収集頻度を維持していくものとししますが、今後の社会情勢の変化に即して、見直していくものとしします。

⑤ 収集・運搬体制等

今後の社会情勢の変化に即し、必要に応じて高齢者及び障害者に対しての収集体制及びサービスの充実を図っていきます。さらに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとしします。

⑥ 事業系ごみの対応

事業系ごみについても、現状どおり許可業者による収集又は直接搬入としますが、処理手数料については必要に応じて見直していくものとしします。

4) ごみの分別区分

ごみの分別については、当面、現状の分別区分を維持していくものとししますが、今後、関連リサイクル法の制定・改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直していくものとしします。

3. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

排出されたごみについては、中間処理施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、焼却施設（南河内環境事業組合第1清掃工場）においては、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を引き続き行っていくものとします。

2) 中間処理の方法

当面は現状の中間処理体制を維持していくこととします。

4. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により、最終処分量を削減していくものとします。

2) 最終処分の方法

焼却施設で発生する焼却残渣は、現状どおり大阪湾フェニックスセンターにて埋立処分するものとしますが、今後の大阪湾フェニックスセンターの動向を注視していくものとします。

5. その他関連計画

1) 「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」の活用

本市で実施されている「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」等により、今後も市民との協働を維持・拡充し、ごみの減量等に関する審議や計画した目標・施策の進捗管理について、広く市民の意見を取り入れていきます。

2) 市民及び事業者の協力内容

市民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼び掛けが必要となります。今後、三者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、三者の役割を周知していきます。

3) 不適正処理、不法投棄への対応方針

大阪府、黒山警察署との連携を図りながら、市民・事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、意識向上を図るとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていきます。

また、有効な予防策の検討を併せて行っていきます。

4) 市民に対する広報・啓発活動

ごみ減量化を図り資源化有効利用を推進していくためには、市民の理解と協力が必要です。そのための啓発活動にあたっては、「誰を対象にするか」、「何を訴えるか」、「どのような媒体で広めるか」について検討し、協力の内容を市民に確実に伝達しその協力内容が市民に実行できる条件づくりを行っていくこととします。

5) 適正処理困難物等に対する対応方針

① 適正処理困難物

以下に示すような処理困難物については、専門の業者又は各取扱店に処理を依頼するよう指導していきます。

■ 処理困難物

単車・タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・農薬・ペンキ類・オイル 等

② 感染性一般廃棄物

在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものや血液等が付着したガーゼ等の感染の恐れがある感染性一般廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、適正な処理・処分を行えるよう医療機関等を通じて周知していきます。

③ P C B 廃棄物

P C B（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており処理基準が設定されています。また、平成 13 年の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定により、保管事業者に対する P C B 廃棄物の保管状況等の届出や平成 28 年までの処理が義務付けられているため、今後も適正処理について指導していきます。

6) 地域に関する諸計画との関係

本計画の上位計画である「大阪狭山市第四次総合計画」との整合を図るものとします。

また、大阪府が策定した「大阪府循環型社会推進計画」や「大阪府分別収集促進計画」等についても配慮するものとします。

第4章 生活排水処理の現状

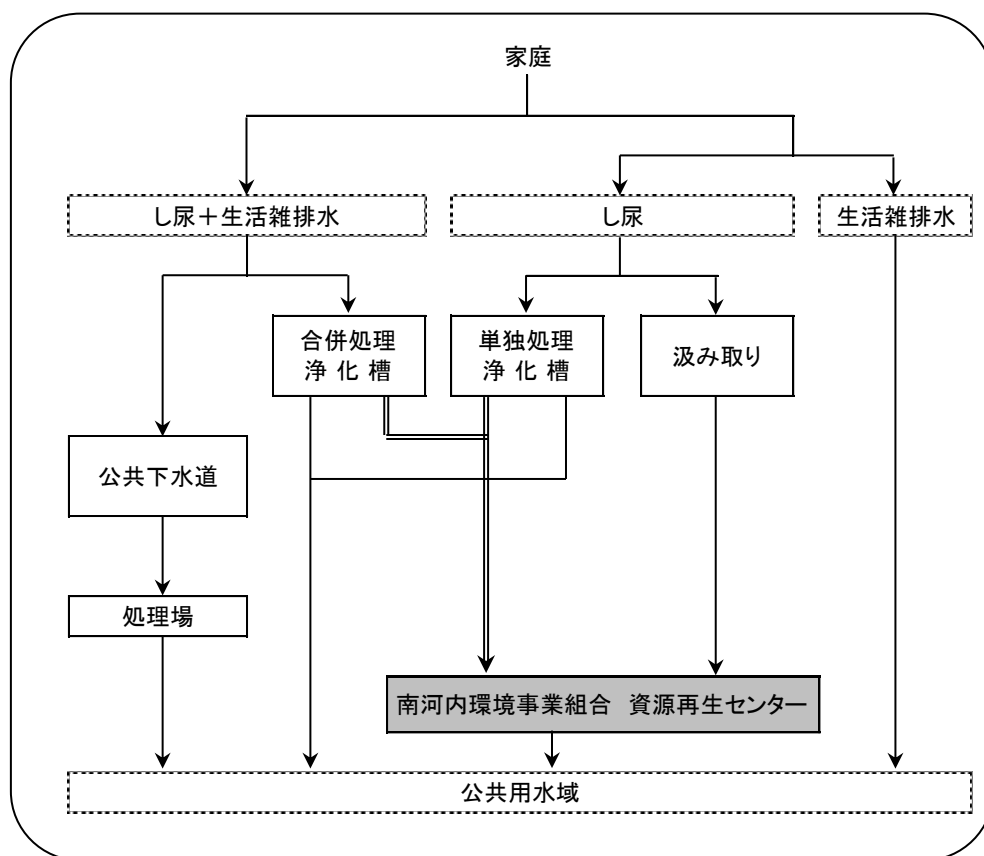
1. 処理体制

本市では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道、合併処理浄化槽を使用している世帯と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯及びし尿の汲み取りを行っている世帯とがあります。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、南河内環境事業組合にある資源再生センターにて処理しています。

生活排水の処理体制を図表 4.1.1 に、処理主体を図表 4.1.2 に、一般的な処理施設の分類を図表 4.1.3 に示します。

図表 4.1.1 生活排水の処理体制



図表 4.1.2 生活排水の処理主体

区分	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯
単独処理浄化槽	し尿	世帯
南河内環境事業組合 資源再生センター	し尿・浄化槽汚泥	組合

図表 4.1.3 処理施設の分類

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域	事業の進め方の 特徴	普及している地域、 普及しやすいと 考えられる地域
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水 雨水等	市町村	1千人以上	主として 市街地	都市の市街地、団地、 住宅地等の人口密集 地区において面整備を 進める。	既成都市の中心部、都 市の宅地等の開発が 進められている地域、 流域下水道の幹線が 敷設されている都市
	流域下水道		都道府県	(第1種)15万人以上 (当分10万人以上) (第2種)3万人～15万人	2以上の 市町村	河川の両岸、国道等に 幹線を敷設し、幹線や 終末処理場に近い都市 から面整備を進める。	規模の大きい河川や湖 沼の流域に都市が発 達している地域、公共 下水道を建設してい ない都市が近接してい る地域
	特定環境保全 公共下水道		都道府県 市町村	1千人～1万人	公共下水道 のうち市街化 区域外	自然公園、水源等農 山漁村の集落の面整 備を行う。	河川や山の斜面に沿っ て集落が発達してい る地域
浄化槽	農業・漁業集落 排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 (土地改良区)	20戸以上 1千人程度以下	農業振興地域 内の農業集落	農業振興地域の集落 の面整備を行う。	農業振興地域に集落 が発達している地域
	コミュニティ・ プラント		市町村	101人～3万人	特に制限なし	新規に開発される団地 や住宅地、農山漁村の 既存の小集落等の面 整備を行う。	新規に団地等が開発さ れる地域、あるいは集 落毎に生活排水を処理 することが適当な地域
	合併処理 浄化槽		市町村 個人	—	—	新規に開発される団 地、新築建物等に設置 する。また、既存の住 宅、建物の汲取り便 所、単独処理浄化槽を 敷設替える。各戸別 の小規模なものから大 規模なものまで設置者 の事情に合わせて選択 できる。	新規に団地等が開発さ れる地域、増改築が行 われる建物等、地域あ るいは集落毎にもしく は各戸別に生活排水を 処理することが適当な 地域、住民参加による 生活排水処理の推進が 求められている地域
	単独処理 浄化槽	し尿	個人	—	—	現在製造中止である。	—
し尿処理処理施設		し尿 浄化槽汚泥	市町村	—	—	—	—

[参考]生活排水処理基本計画策定指針(衛環第200号) 平成2年10月 厚生省

2. 生活排水処理人口の実績

本市では、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿収集による生活排水の処理を行っています。

平成24年度は、計画処理区域内人口57,652人のうち56,501人については、水洗化・生活雑排水処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率は98.0%となっています。

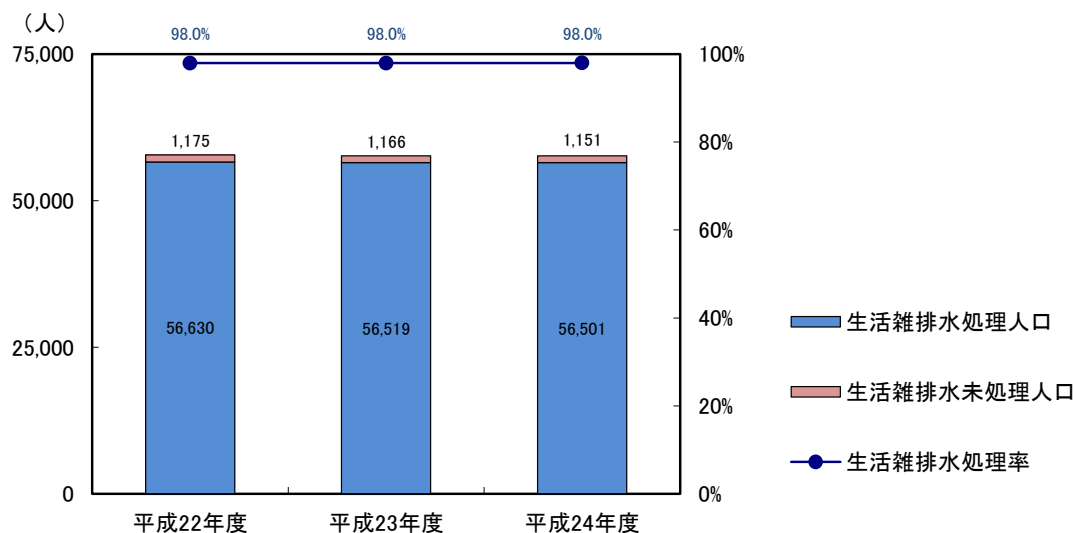
図表 4.1.4 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

区分\年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1. 計画処理区域内人口	57,805	57,685	57,652
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	56,630	56,519	56,501
水洗化・生活雑排水処理率	98.0%	98.0%	98.0%
(1)公共下水道	55,533	55,461	55,504
(2)合併処理浄化槽	1,097	1,058	997
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	964	964	964
4. 非水洗化人口(汲み取り人口)	211	202	187

注) 水洗化・生活雑排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

図表 4.1.5 生活排水処理形態別人口の推移



3. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

1) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

し尿・浄化槽汚泥収集量について、平成 24 年度で、総量 707 kℓ/年のうち、し尿量が 439 kℓ/年と約 62 %を占めています。

原単位については、平成 24 年度で、し尿が 6.43 ℓ/人・日、浄化槽汚泥が 0.37 ℓ/人・日となっています。

図表 4.1.6 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分\年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度
収集人口 (人)	し 尿	211	202	187
	浄化槽	2,061	2,022	1,961
収集量 (kℓ/年)	し 尿	532	489	439
	浄化槽汚泥	250	253	268
	計	782	742	707
原単位 (ℓ/人・日)	し 尿	6.91	6.63	6.43
	浄化槽汚泥	0.33	0.34	0.37

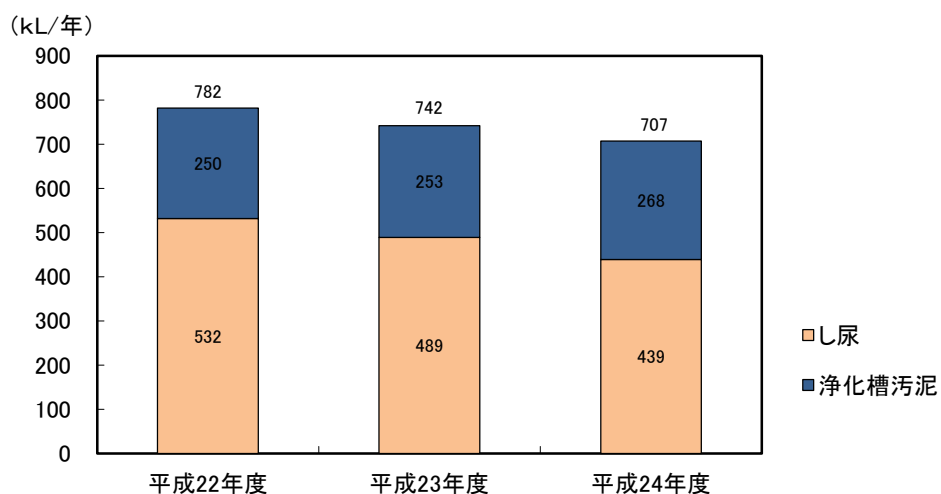
※浄化槽人口は、合併浄化槽人口、単独浄化槽人口の合算値

※浄化槽汚泥は、合併浄化槽汚泥、単独浄化槽汚泥の合算値

■し尿収集原単位 (ℓ/人・日) = し尿収集量 (kℓ/年) ÷ 人口 ÷ 365 日

■浄化槽汚泥収集原単位 (ℓ/人・日) = 浄化槽汚泥収集量 (kℓ/年) ÷ 人口 ÷ 365 日

図表 4.1.7 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績



2) 収集・処理体制

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可及び委託業者が行っており、南河内環境事業組合にある資源再生センターにて処理しています。

収集・運搬体制及び資源再生センターの概要は、図表 4.1.8～4.1.10 に示すとおりです。

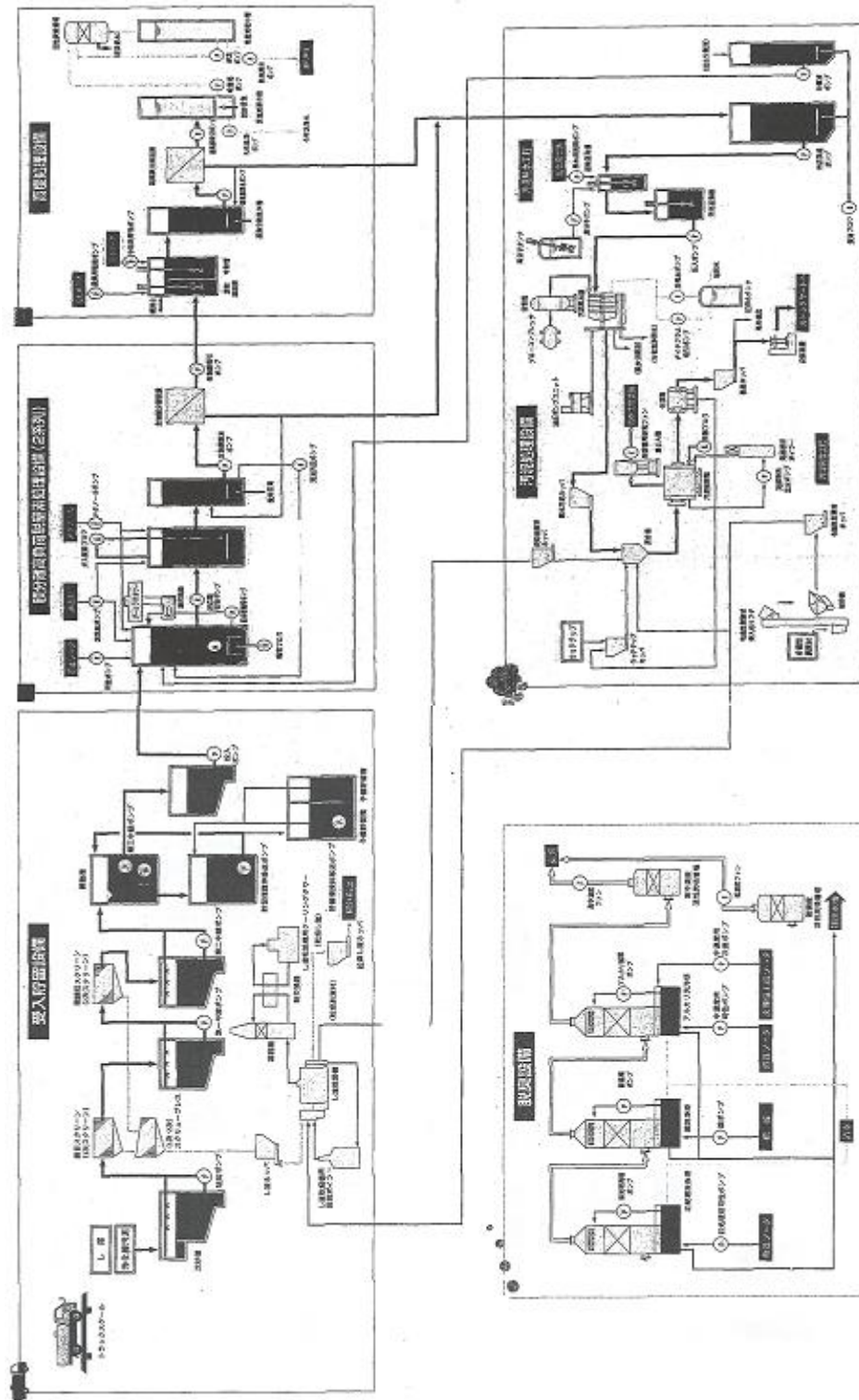
図表 4.1.8 収集・運搬体制

項目	体制	車種	台数
し尿・浄化槽汚泥	許可・委託	バキュームカー	4台

図表 4.1.9 資源再生センターの概要

項目	概要
施設名称	南河内環境事業組合 資源再生センター
所在地	大阪狭山市東池尻六丁目1622番地の1
処理能力	200kℓ/日(し尿:104kℓ/日、浄化槽汚泥:96kℓ/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理

図表 4.1.10 資源再生センターのフロー



4. 課題の抽出

今後も、し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少していくと見込まれ、南河内環境事業組合にある資源再生センターの維持について検討する必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画

本市における生活排水処理の基本理念及び基本方針は以下の通りとします。

■ 生活排水処理の基本理念

生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図るものとします。

■ 生活排水処理の基本方針

本市では、平成24年度末現在、汚水については99.9%の整備が完了しており、今後継続して整備を進めるとともに、公共下水道接続人口を100%とすることを目指し、水洗化率の向上を図るものとします。

第2節 生活排水処理の目標

1. 達成目標の概要

今後は、公共下水道のさらなる接続により生活排水処理を進めていくものとし、生活排水処理の達成目標を図表 5.2.1 に示します。

図表 5.2.1 生活排水処理の達成目標

○水洗化・生活雑排水処理率の目標

項目	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
水洗化・生活雑排水処理率	98.0%	98.1%	98.2%	98.3%

○人口の目標値(単位:人)

項目	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
計画処理区域内人口	57,652	57,267	56,340	54,475
水洗化・生活雑排水処理人口	56,501	56,185	55,326	53,545

○生活排水処理形態別人口の目標(単位:人)

項目	平成24年度	平成30年度	平成35年度	平成40年度
水洗化・生活雑排水処理人口	56,501	56,185	55,326	54,475
(1)公共下水道	55,504	55,263	54,481	52,732
(2)合併処理浄化槽	997	922	846	813
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	964	907	849	779
非水洗化人口(汲み取り人口)	187	176	165	151

2. 処理形態別人口の見込み

1) 公共下水道人口

公共下水道人口の見込みを図表 5.2.2 に示します。

図表 5.2.2 公共下水道人口の見込み

単位:人

年 度		計画処理 区 域 内 人 口	整備済区域 人 口	整備率	接続人口	接続率
実 績	平成22	57,805	57,767	99.9%	55,533	96.1%
	平成23	57,685	57,659	99.9%	55,461	96.1%
	平成24	57,652	57,642	99.9%	55,504	96.2%
予 測	平成25	57,588	57,578	99.9%	55,505	96.4%
	平成26	57,524	57,514	99.9%	55,443	96.4%
	平成27	57,460	57,452	99.9%	55,383	96.4%
	平成28	57,396	57,388	99.9%	55,379	96.5%
	平成29	57,331	57,331	100.0%	55,325	96.5%
	平成30	57,267	57,267	100.0%	55,263	96.5%
	平成31	57,203	57,203	100.0%	55,258	96.6%
	平成32	57,139	57,139	100.0%	55,196	96.6%
	平成33	56,873	56,873	100.0%	54,939	96.6%
	平成34	56,606	56,606	100.0%	54,738	96.7%
	平成35	56,340	56,340	100.0%	54,481	96.7%
	平成36	55,967	55,967	100.0%	54,120	96.7%
	平成37	55,594	55,594	100.0%	53,759	96.7%
	平成38	55,221	55,221	100.0%	53,454	96.8%
	平成39	54,848	54,848	100.0%	53,093	96.8%
	平成40	54,475	54,475	100.0%	52,732	96.8%
予測根拠		① 『第四次大阪狭 山市総合計画』 からの数値を 直線補完したも の	②= 計画処理区域 内人口とする。	③ ②÷①	④= ②×⑤	⑤ 対数級数法(過 去3年間の実績 による。)

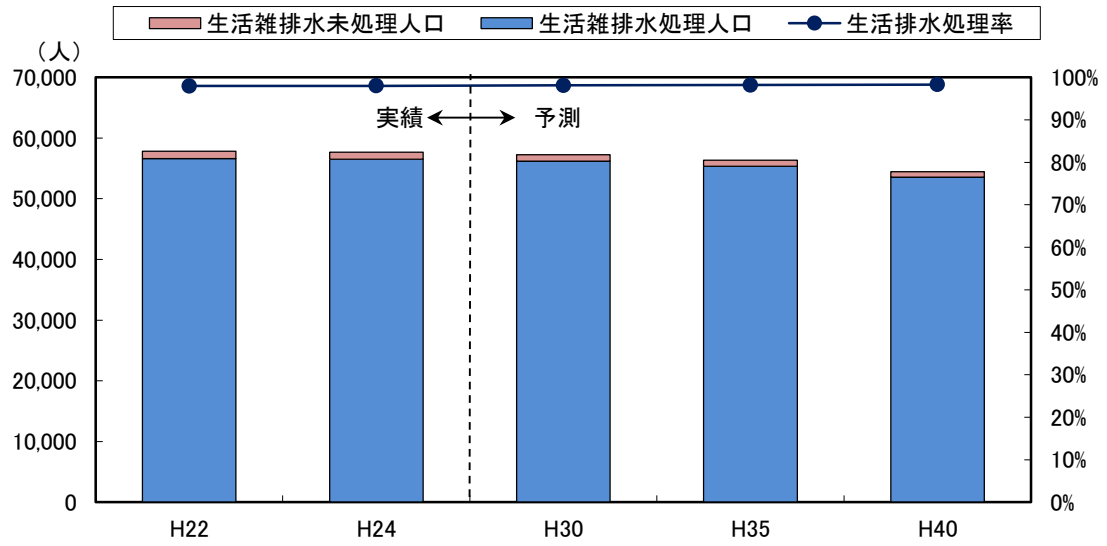
2) 処理形態別人口

計画期間における処理形態別人口の見込みを図表 5.2.3 及び図表 5.2.4 に示します。

図表 5.2.3 処理形態別人口の見込み

年 度		計画処理 区 域 内 人 口	水洗化・生活雑排水処理人口				水洗化 ・生活雑排水 未処理人口 (単独処理 浄化槽)	非水洗化 人口 (汲み取り 人口)
			公共 下水道	合併処理 浄 化 槽	計	処理率		
実 績	平成22	57,805	55,533	1,097	56,630	98.0%	964	211
	平成23	57,685	55,461	1,058	56,519	98.0%	964	202
	平成24	57,652	55,504	997	56,501	98.0%	964	187
予 測	平成25	57,588	55,505	942	56,447	98.0%	956	185
	平成26	57,524	55,443	952	56,395	98.0%	945	184
	平成27	57,460	55,383	960	56,343	98.1%	936	181
	平成28	57,396	55,379	911	56,290	98.1%	926	180
	平成29	57,331	55,325	912	56,237	98.1%	916	178
	平成30	57,267	55,263	922	56,185	98.1%	906	176
	平成31	57,203	55,258	874	56,132	98.1%	897	174
	平成32	57,139	55,196	884	56,080	98.1%	887	172
	平成33	56,873	54,939	890	55,829	98.2%	874	170
	平成34	56,606	54,738	840	55,578	98.2%	861	167
	平成35	56,340	54,481	845	55,326	98.2%	849	165
	平成36	55,967	54,120	850	54,970	98.2%	835	162
	平成37	55,594	53,759	855	54,614	98.2%	821	159
	平成38	55,221	53,454	803	54,257	98.3%	807	157
	平成39	54,848	53,093	808	53,901	98.3%	793	154
	平成40	54,475	52,732	813	53,545	98.3%	779	151
予測根拠		① 『第四次大 阪狭山市総 合計画』から の数値を直 線補完したも の	② 図表5.1.2の 接続人口	③ ④-②	④= ①×⑤	⑤= 等比級数法 (過去3年間 の実績によ る。)	⑥ ①から④の口 を差し引き、 これを平成24 年度の単独浄 化槽：し尿収集 人口の実績比 率で割り振る。	⑦ ①から④の口 を差し引き、 これを平成24 年度の単独浄 化槽：し尿収集 人口の実績比 率で割り振る。

図表 5.2.4 水洗化・生活雑排水処理率の推移



3. し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿・浄化槽汚泥の予測にあたっては、過去3年間の原単位を基に計画原単位を設定することとします。

1) 計画原単位

過去3年間の原単位について、図表 5.2.5 に示します。

計画原単位として、過去3年間の平均値を採用し、一定に推移していくものとします。

図表 5.2.5 し尿及び浄化槽汚泥の原単位の実績

■計画原単位の設定

区分\年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
収集人口(人)	し 尿	211	202	187	
	単独浄化槽	964	964	964	
	合併浄化槽	1,097	1,058	997	
	浄化槽計	2,061	2,022	1,961	
収集量(kℓ/年)	し 尿	532	489	439	
	浄化槽汚泥	250	253	268	
	計	782	742	707	平均
原単位 (ℓ/人・日)	し 尿	6.91	6.63	6.43	6.66
	単独浄化槽	0.25	0.26	0.29	0.27
	合併浄化槽	0.40	0.42	0.46	0.43

注) 単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は、以下の方法により求めた。

し尿処理施設構造指針解説の原単位(単独処理浄化槽汚泥:0.75、合併処理浄化槽汚泥:1.2)

$$c : d = 0.75 : 1.2$$

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kℓ/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口 : a、合併処理浄化槽人口 : b

単独処理浄化槽原単位 : c、合併処理浄化槽原単位 : d

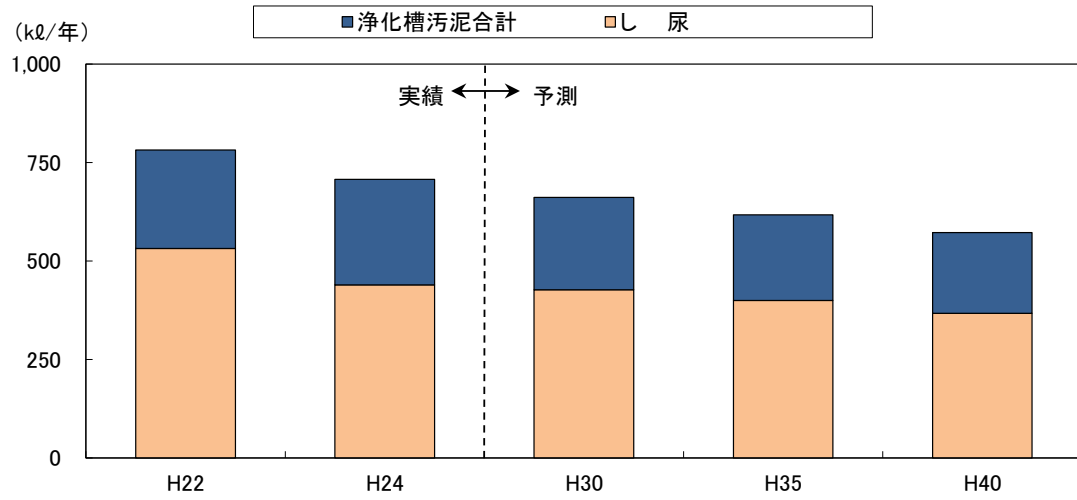
2) し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の予測結果を図表 5.2.6 及び図表 5.2.7 に示します。

図表 5.2.6 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

年 度		し 尿			単独処理浄化槽汚泥			合併処理浄化槽汚泥			浄化槽 汚泥 合計	合 計	
		人 口 (人)	原単位 (ℓ/人・日)	収集量 (kℓ/年)	人 口 (人)	原単位 (ℓ/人・日)	収集量 (kℓ/年)	人 口 (人)	原単位 (ℓ/人・日)	収集量 (kℓ/年)			
実 績	平成22	211	6.91	532	964	0.25	－	1,097	0.40	－	250	782	2.1
	平成23	202	6.63	489	964	0.26	－	1,058	0.42	－	253	742	2.0
	平成24	187	6.43	439	964	0.29	－	997	0.46	－	268	707	1.9
予 測	平成25	185	6.66	451	955	0.27	94	942	0.43	148	242	693	1.9
	平成26	183	6.66	446	945	0.27	93	952	0.43	149	242	688	1.9
	平成27	181	6.66	441	936	0.27	92	960	0.43	151	243	684	1.9
	平成28	180	6.66	437	926	0.27	91	911	0.43	143	234	671	1.8
	平成29	178	6.66	432	916	0.27	90	912	0.43	143	233	665	1.8
	平成30	176	6.66	427	907	0.27	89	922	0.43	145	234	661	1.8
	平成31	174	6.66	423	897	0.27	88	874	0.43	137	225	648	1.8
	平成32	172	6.66	418	887	0.27	87	884	0.43	139	226	644	1.8
	平成33	170	6.66	412	874	0.27	86	890	0.43	140	226	638	1.7
	平成34	167	6.66	406	861	0.27	85	840	0.43	132	217	623	1.7
	平成35	165	6.66	400	849	0.27	84	845	0.43	133	217	617	1.7
	平成36	162	6.66	394	835	0.27	82	850	0.43	133	215	609	1.7
	平成37	159	6.66	387	821	0.27	81	855	0.43	134	215	602	1.6
	平成38	157	6.66	381	807	0.27	80	803	0.43	126	206	587	1.6
	平成39	154	6.66	374	793	0.27	78	808	0.43	127	205	579	1.6
	平成40	151	6.66	367	779	0.27	77	813	0.43	128	205	572	1.6
予測根拠			過去 3年 平均			過去 3年 平均			過去 3年 平均				365日 平均(う るう年 は366 日)

図表 5.2.7 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み



第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

1. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

1) 収集・運搬計画

現在、許可業者による収集・運搬が行われています。今後も現体制を継続していくものとし、収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

2) 中間処理計画

現在、本市のし尿及び浄化槽汚泥は南河内環境事業組合において処理を行っています。し尿及び浄化槽汚泥ともに収集量は減少傾向にあり、処理量が処理能力に対して極端に少なくなると、処理負荷が不足し、運転が難しくなります。また、目標である公共下水道接続人口 100%を達成した場合、し尿処理施設の廃止等を行う必要があります。

今後のし尿処理のあり方については、南河内環境事業組合全体を視野に入れた動向を踏まえ、適切な施設整備と維持管理方法について検討を行っていきます。

2. その他関連計画

1) 住民に対する広報・啓発活動

①環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、住民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

②環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努めます。

③地域住民との連携

地域住民と連携して、住民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行います。

④家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進によりエコライフの充実が図れるよう生活排水対策を推進します。

⑤浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めます。

⑥下水道への早期接続

公共下水道が整備されている地域については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するよう働きかけます。

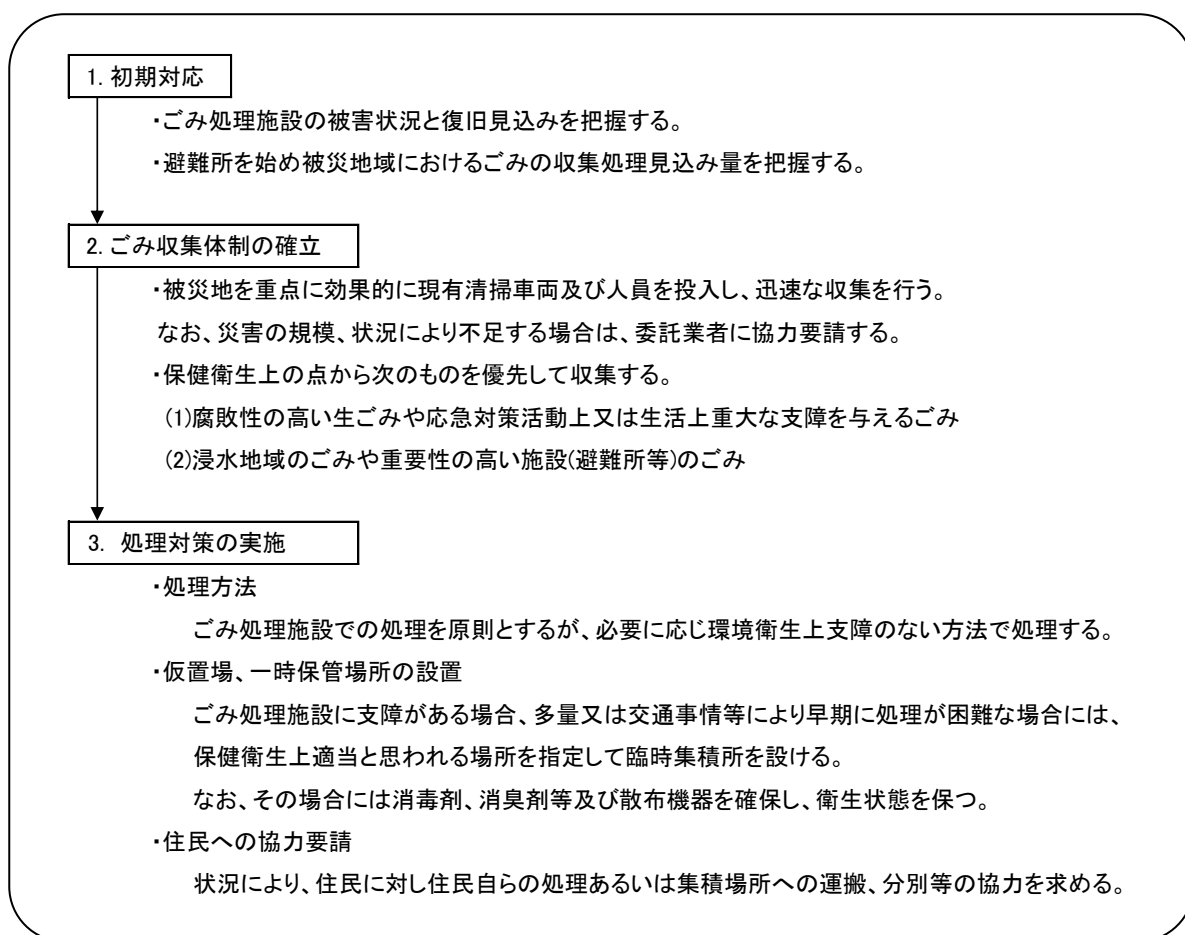
2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、本計画の「第3章 ごみ処理基本計画」とも整合を図り、循環型社会の形成を目指すものとします。

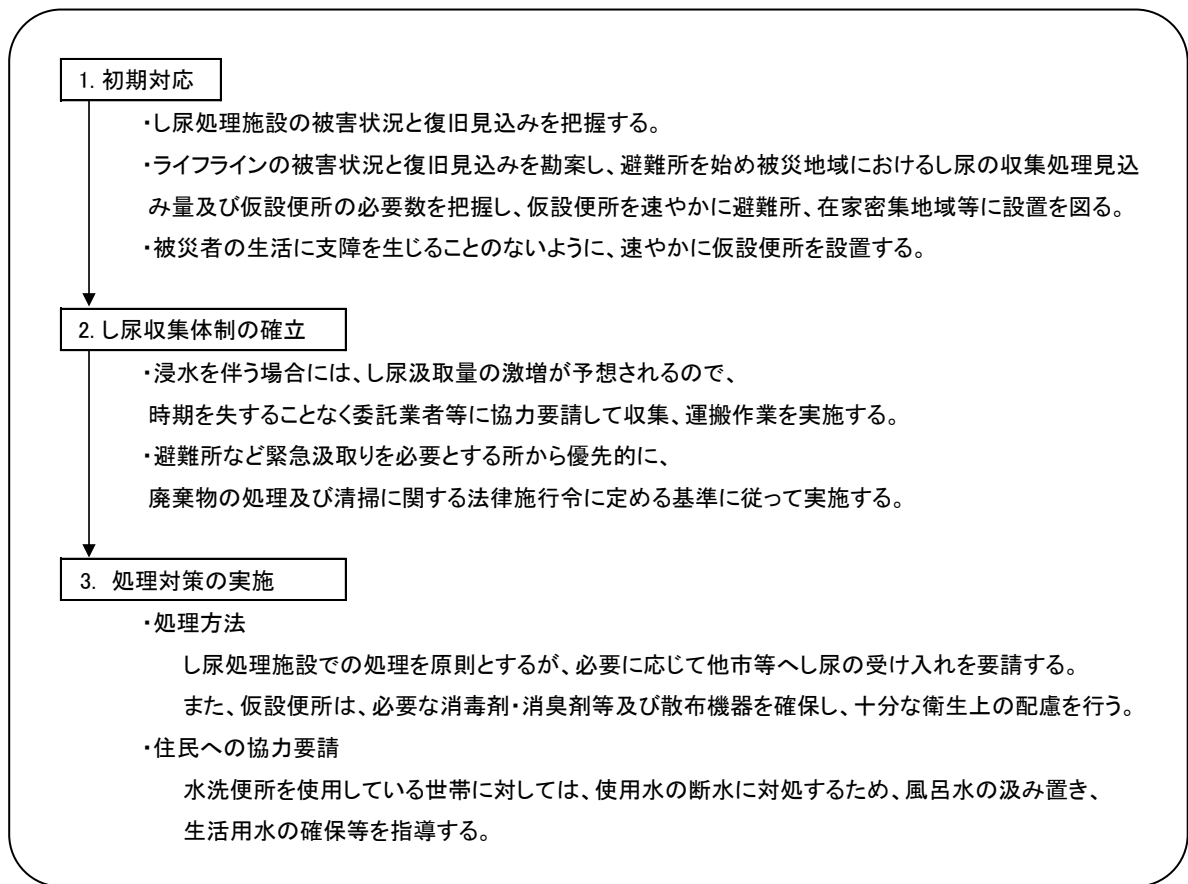
第6章 災害時のごみ及びし尿処理の体制

大阪狭山市では、震災・水害等の災害により一度に多量の廃棄物が発生した場合、「大阪狭山市地域防災計画」に基づき迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り適正な処理処分を行っていくものとします。また、災害時のごみについては、周辺の自治体との広域協定締結等を含めて、今後さらに検討を進めていきます。

図表 6.1.1 災害時のごみ処理計画



図表 6.1.2 災害時のし尿処理計画



語句の説明

あ行

【委託業者】

市町村から、ごみの収集・運搬又は処理・処分の業務を委託された業者。

ごみ（一般廃棄物）の収集・運搬及び処理・処分は、「廃棄物処理法」により、市町村の責務となっているが、市町村が行うことが困難な場合には、自らの業務を収集・運搬業者又は処理・処分業者に委託することが認められている。

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。

「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類される。

【大阪狭山市ごみ減量対策推進会議】

ごみの減量と再資源化の推進に向け、市民と市が協働して調査、研究、啓発を行うことを目的として、平成 22 年 6 月に設置された。

学識経験者と大阪狭山市廃棄物減量等推進員から構成され、持続可能な循環型社会の形成に向けて、行政の枠にとらわれない自由な発想で、ごみの減量や再資源化等について具体的な方策を話し合い、その成果を市に対して提言・助言している。

【大阪湾フェニックスセンター】

昭和 56 年に公布された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏において昭和 57 年 3 月に 2 府 4 県 159 市町村港湾管理者の出資により設立された。

地方公共団体等から、委託を受けた一般廃棄物等や産業廃棄物等の埋立てを行っている。

現在、泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の処分場を有している。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し、再放出する気体。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

か行

【核家族化】

本来は、一組の夫婦と未婚の子どもだけによって、構成される家族のことを指すが、広い意味では、単身で居住している世帯も含めて考えられる。

【家庭系ごみ】

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のこと。

【拠点回収】

牛乳パックや空かん・空きびんを、ごみとして処分するのではなく、各所に設置してある回収ボックスやリサイクルボックスに直接持って行き回収する方法。

【経済的インセンティブ】

費用と便益を比較する人々の意思決定や行動を変化させるような誘因。

【減容化】

破碎等の中間処理により、ごみのかさ（容積）を減らすこと。

【減量化】

「排出抑制」や「再使用」等の施策を通じて、排出されるごみを減らすこと。

【戸別回収】

ごみを集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等の建物ごとに出し、それを回収業者が一軒ずつ収集していく方法。

【ごみの組成】

ごみの中に混ざり合っている物質の種類を、分析によって、10 種類又は 6 種類に分類したもの。

さ行

【再資源化】

ごみとして、排出されたものを再び有価物として利用するための工程を指す。「再生利用」と同義。

【最終処分】

廃棄物を埋め立てて、廃棄処分すること。

固体廃棄物や減容処理した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことをいい、最終的なごみの処分法として、古くから行われてきた。

【再使用】

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、若しくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

【再生利用】

廃棄物を再利用すること。

原材料として再利用するマテリアル・リサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【三成分】

廃棄物を可燃分、灰分、水分に分類すること。

この三成分で廃棄物の性状や燃焼性を認識することができ、ごみ焼却施設の設計に欠かせない項目で、可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくい廃棄物であることがわかる。

灰分は、燃やしても残る成分で、最終処分量の検討に利用される。

【事業系ごみ】

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のもの。

【集団回収】

自治会、子ども会、マンション管理組合等が主体となり、各家庭から出る古紙類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き渡す、市民の自主的なリサイクル活動を指す。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源

の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されている。

【焼却残渣】

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り、すなわち未燃分とからなっている。

【焼却灰】

廃棄物を焼却した後に残った灰のことで、焼却炉本体から排出される焼却残留物を「焼却灰」と呼称している。

【処理手数料】

市民や事業者等の排出者に対して、ごみ処理に係る費用の一部として徴収される料金。

た行

【ダイオキシン類】

物の焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。

塩素が付く数、位置によって多くの異性体（223 種類）が存在し、異性体ごとに毒性の程度が違う。

プランクトンや魚介類に食物連鎖を通じて取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

【地球温暖化】

地球温暖化は、大気中に二酸化炭素やメタン、フロンガスなどの「温室効果ガス」が増加することによって起きる。

中でも石炭や石油などの化石燃料を燃やした際に出る二酸化炭素の影響が大きいとされている。

産業革命以降の工業化のエネルギーには、化石燃料が使われたため、大気中の二酸化炭素の濃度は、18 世紀半ばと比較して、現代は約 30 倍に増えているともいわれる。

【中間処理】

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように

処理すること。

さらに、鉄やアルミ、ガラスなど、再資源として、利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【直接搬入】

排出者が自ら処理施設にごみを運搬すること。

事業者が自らのごみを市の認可を受けた許可業者に依頼して、処理施設に運搬することも、直接搬入と定義される。

【低位発熱量】

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気化する際に失われる熱量を除いた熱量であり、真発熱量ともいう。

ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる単位。

低位発熱量が高いごみで、プラスチック類や紙類などの含有が多く水分の少ない 9、000kJ/kg 以上のごみを高カロリーごみともいい、焼却炉の運転管理や炉の設計に高カロリーごみの特別な対策が必要となる。

【低炭素社会】

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させる社会をイメージした言葉。

平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」の中で、必要な取組として示されている。

【適正処分】

排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の後に行われる最終処分を指す。

【適正処理困難物】

一般廃棄物の処理は、原則として市町村にあるが、近年の製品の複雑化を考慮すると、すべてを市町村において、処理することはできない。

そこで、「廃棄物処理法」第 6 条の 3 では、全国的に適正な処理が困難となっているものを環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。また、同法第 6 条の 3 第 2 項においては、市町村長が製造販売者に対して、引取り等の協力を要請できるものとしている。

【特別管理一般廃棄物】

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、有害性があり、他の廃棄物と区別して、

収集・運搬及び処理・処分しなければならないもの。

PCB 含有部品（廃エアコンディショナ等）、ばいじん（集塵設備によって集められた灰）、感染性廃棄物（家庭用医療機器等）を指す。

な行

【熱回収】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。

ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている例がある。

【熱灼減量】

廃棄物を高温で強熱することによって揮発・減量する部分をいう。

主に有機成分、可燃成分に由来するものをいう。

ごみ中の可燃分、焼却残渣の未燃分中の有機成分を測定したり、最終処分の基準の是非を確認するために検定される。

は行

【排出抑制】

廃棄物の発生自体を抑制すること。

リユース、リサイクルに優先される。

事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化などの、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が必要。

【1人1日当たりの排出量＝原単位】

年間のごみ総排出量を当該年度の人口と年間日数で除して求めた値で、市民1人当たりが1日に排出したごみの平均的な量を表す指標。

【不法投棄】

廃棄物をみだりに捨てること。

「廃棄物処理法」では、産業廃棄物は、排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされているが、産業廃棄物が増加しているにもかかわらず、最終処分場の確保が困難なため無許可業者による不法投棄が増加している。

また、大規模な産業廃棄物の不法投棄以外にも、廃家電、使用済自動車、廃船、日常生活に伴う家庭ごみや粗大ごみの不法投棄も増加している。

罰則規定があり、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金となっている。

【フリーマーケット】

不用品や再生が可能なものを、公園や広場に持ち寄って売買又は交換し、再使用を図る活動。

ま行

【マイバッグ】

買い物時にレジ袋を使わないように持って行く買い物袋。

レジ袋の有料やレジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプが溜まったら商品券と引き換えるなど、マイバッグ運動を支援する取組を展開する店舗も増えている。また、最近では、ペットボトルを再資源化した買い物袋や奇抜なデザインをした物、使い易く工夫をした物も販売されている。

や行

【有価物】

再生利用ができる資源物や売却できる価値のある資源物等を指す。

【有料化】

廃棄物の排出量の増加に伴い、その処理について、一定の経済的負担をさせることが受益者負担の観点から公平であること、ごみ処理の有料化によってその減量化に一定の効果が見込まれることなどの理由から、市町村が適正な費用負担を求める方法として、一般廃棄物の処理に関し、手数料を徴収する動きが見られている。

ら行

【リサイクル率】

ごみの総排出量に占める資源化されたごみ量の割合を表す百分率。循環型社会の実現性を表す指標であり、さらなる向上を目指した取組みがなされている。

【理論的傾向線】

統計的手法の一つであり、本計画では、次の五つの理論的傾向線を使用している。

○等差級数法：直線値を示す推計式

過去の実績の増加（又は減少）傾向をそのまま反映した予測結果（直線）となる。

○対数級数法：対数を用いた推計式

推計結果は、曲線を示す。

○等比級数法：乗数を用いた推計式

過去の実績が飛躍的に増加（又は減少）している場合に有効な式であり、曲線を示す。

○べき級数法：曲線を示す推計式

過去の実績値と比較的あてはまりが良く、人口予測式として用いられることが多い。

○逆数級数法：分数関数を用いた推計式

推計結果は、反比例となり、曲線を示す。

英数字

【3R】

Reduce 発生抑制、

Reuse 再使用、

Recycle 再生利用の頭文字をとったもの。

廃棄物処理やリサイクルの優先順位を示している。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl）の略称。ビフェニルの水素原子が塩素原子で置換された化合物の総称で、置換塩素の数によりモノクロロビフェニルからデカクロロビフェニルまでの10種類の化学式があり、置換塩素の位置によって、計209種の異性体が存在する。

熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れている。加熱や冷却用熱媒体、変圧器やコンデンサといった電気機器の絶縁油、可塑剤、塗料、ノンカーボン紙の溶剤など、非常に幅広い分野に用いられた。

一方、生体に対する毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすい。発癌性があり、また皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことが分かっている。